

第九十一回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十六号

昭和五十五年四月十五日(火曜日)

午前十時三十分分開議

出席委員

委員長 塩川正十郎君

理事 中島源太郎君

理事 渡部 恒三君

理事 渡辺 三郎君

理事 神崎 敏雄君

理事 天野 公義君

理事 大塚 雄司君

理事 鴨田利太郎君

理事 橋口 隆君

理事 深谷 隆司君

理事 栗山 明君

理事 石野 久男君

理事 上坂 昇君

理事 中村 重光君

理事 山本 幸一君

理事 木内 良明君

理事 森田 景一君

理事 安田 純治君

理事 横手 文雄君

出席國務大臣

通商産業大臣 佐々木義武君

出席政府委員

通商産業政務次官 梶山 静六君

通商産業大臣官房審議官 尾島 巖君

通商産業省通商政策局長 藤原 一郎君

通商産業省通商政策局次長 真野 温君

通商産業省基礎産業局長 大永 勇作君

通商産業省生活産業局長 児玉 清隆君

工業技術院長 石坂 誠一君

資源エネルギー庁長官 森山 信吾君

資源エネルギー庁長官官房審議官 児玉 勝臣君

資源エネルギー庁長官官房審議官 志賀 学君

資源エネルギー庁長官官房審議官 高瀬 郁彌君

資源エネルギー庁長官官房審議官 安田 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

資源エネルギー庁長官官房審議官 佳三君

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第三五号)

塩川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案を議題といたします。

この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として石油公団理事江口裕通君の出席を求め、意見を聴取することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○塩川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○塩川委員長 前回に引き続き質疑を行います。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。清水勇君。

○清水委員 今後のエネルギー政策については、好むと好まざるとにかかわらず石油依存度を大幅に下げること、したがって新しい多様なエネルギー源に依存する方向に転換をしつつ、その安定供給をいかに図っていくか、こういうことだろうと思います。同時に、エネルギーの有効利用あるいはムーンライト計画に代表される省エネルギー政策、これらを結合していかなければならないし、私はこれが重要なテーマになるのだから、こ

ういうふうに考えているわけでありまして。そうした立場で見た場合、新機構としては、石油にかわる新エネルギーの開発、とりわけわが国のエネルギー構造の変革、これへの取り組みが中心的な課題になるのだからというふうに見ているわけでありまして、最初にこの辺について大臣の所信を承りたいと思います。

○佐々木國務大臣 お説のとおりに考えております。なるべく石油を使わぬように、脱石油時代と申しますか、そういう時代に持っていくために石油にかわる新しいエネルギー源を開発していくという方向はお説のとおりでございます。何をどういうふうにかえていくかというのが一番重要な問題になりつづかと思っております。

○清水委員 何をどういうふうにするかという点については私にも意見がありますから、後ほど詳細に触れて政府の見解をただしてまいりたい、こういうふうに思います。

ところで、長期エネルギーの需給暫定見通し、これについて伺うと、政府は十年後に供給エネルギー中輸入石油の割合を五〇%、十五年後には四三%くらいにしたいとしております。確かに当面石油に依存せざるを得ないという実情は私もよく理解をしております。だがしかし、将来世界における石油資源が枯渇をしていくといましようか、その開発が次第に限界に近づいていく、こういうことを考えてみた場合に、将来というか、少なくとも二十一世紀を迎える段階で、輸入石油に対する依存度をもっと下げて、全体の三分の一程度にしてはどうか、こういう方向が求められるべきではないかと私は思うのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○佐々木國務大臣 十年後、おっしゃる通りに石油の占めるシェアと申しますか、七〇%から五〇%くらいまで下げたい。さらにそれを四三%ま

で下げたいというので、その後二十一世紀の初めまではまだ二十年ごさいますので、さらにその後の五年間にはできればもっと下げるといふふうに、石油の依存率をだんだん減じていくというのが一番望ましい姿だと思っております。

○清水委員 そこでいま輸入石油の問題にちよつと触れたわけですが、一つだけ聞いておきたいことがございます。

最近アメリカ政府から、イランに対する制裁措置についてわが国政府に協力要請が来ていると思ひますが、これに対する措置として政府は具体的に何か決めているのですか。

○佐々木国務大臣 向こうからの申し入れによりますと、アメリカでとっている措置、また現在とった措置がどういふものであつて、日本がいままでいろいろ協力してくれたといふことに對して感謝の言葉がありました。最後に、国連で決議しようとして出した経済制裁案と申しますか、それを、国連では通らなかつたけれども、アメリカとしては全面実施したい、ついでには日本、ヨーロッパの諸国もそれに準じて御協力願いたいというのが趣旨でございまして、それに加えて政治的な面として、大使の引き揚げとかあるいは国交断絶とか、これはすぐという問題じゃないようございいますけれども、という要望がございました。したがつて、それに対してどう対処するかということ、御承知のようにリスボンのEC外相會議で九カ国がイランの大統領に對して、人質の問題が中心問題でございまして、いつまでになんか方法で人質の解放をしてくれるかという申し入れをしようというので、先般申し入れをしたのは御承知のとおりでございまして。その結果を踏まえて、和岡大使がたしかきようイランをたつて日本へ一時帰ってくるはずでございまして、これは決して引き揚げとかいふことになつて、情勢を、事情を報告に帰るといふことになつておりますが、帰つてまいりますので、その様子を聞きましますとイランの真意も那邊にあるかよくわかると思ひますので、そういう問題も聞き、また、近く二

十一日にはECの外相會議あるいは二十六、七日だと思ひましたがECの首脳者會議がございまして、そういう結果等も踏まえて具体的な対処をこれから進めたいということで、慎重に構えてございまして。

○清水委員 いずれにしても大平総理は旅先の発言の中で、わが国政府がアメリカの要請にこたえた場合、リアクションとしてイランからの石油供給がストップされるかもしれない、しかしそういうことを覚悟の上で、ある程度アメリカに協調をしていかざるを得ないといった趣旨の発言をされてゐる。言うまでもなくイランからは約五十二万バレル・パー・デーの輸入をしておつて、その影響というものはかなり知れない大きな影響がある。しかもこれが下手をすると、再び石油価格の高騰といつたようなそういうことにもつながつていくわけですから、まあこれは商工委員会という性格上、外交のあり方についていろいろ言うことは避けまされども、私は念には念を入れて十分わが国の利益というものを中心に据えて検討すべきじゃないか、そうしてむしろ両者の間に入つて事態の打開を図る、このくらいの積極策をとるべきじゃないかというふうに思ひますが、一言でそのことについて所信を述べておいていただきます。

○佐々木国務大臣 もちろん人質問題なんというのは国際法違反であることは明瞭でございまして、基本的な国際秩序を乱すことでもございまして、早期に人質の解放といふものを解決したいという努力をするのは当然のことでございますけれども、それに絡んで、いまお話しございましたような経済問題に關しましてはわが国の利益に關連することでもございまして、慎重に對処しなければいかぬということで、先ほど申しましたように和岡大使等のあるいはヨーロッパの會議の模様等、關連をしつわが国の對処方法を決めたい、こういうことで、ただいま寄り寄り情報交換等行つてゐる最中でございます。

○清水委員 さて、先ほど触れた暫定需給見通し

によると、石油にかわつて海外炭なりLNGに依存する度合いといふものが非常に大きくなるといふ計画ですね。どうもこれを見ると相変わらず海外の化石燃料に依存をする、そういうところにかんがりのウェイトをかけようといふ、こういうことがうかがえるわけですね。私はこの傾向を直ちにいかぬといふふうに言つてもいいかもしれませんけれども、しかしこれでは、外から取つてくる時代からみずからつくり出す時代へ轉換を図るといふ政府の新機構設立のキャッチフレーズとも言うべき基本姿勢にもとらなれないかとさへ思ひます。

○佐々木国務大臣 代替エネルギー、石油にかかわるエネルギーを何に求めるかという問題は、先ほども申しましたように一番中心問題だと思ひますけれども、私どもは御承知のように原子力とか石油炭あるいはLNGを主体にして、大きい柱にして、それを補完するものとしていまお話しございましたような自然エネルギーと申しますか、消耗しない再生可能なエネルギーと申しますか、そういうものをあわせて開発したいといふことで、その方面にも思い切つた力を注ぎたいといふことで、そればかりではございませぬけれども、今度の機構問題あるいは法律を提出いたしまして皆様の御審議をいただいておりますのでございまして、その自然エネルギーと申すものが量的にあるいは時期的にどんなふうに思ひますか、あるいはかかぬ問題じゃないか。まだ未知の分野と言つては

また少し言い過ぎでございすけれども、そういう点も大変ございすので、特にきよりの朝日新聞の米国の何とかいふ人のあれを読みますと、これは全くホワイト・エナジー・パスといふのと反対の意見が出ておるわけでもございまして、そつちの方はいわば神話に属するのだといふうな結論まで書いておられますが、やはりなかなかむずかしい問題も山積しておりますので、そういう問題を克服しながら開発に大胆に進んでいかなければいかぬ問題でございまして、もちろん進めまされども、しかし当面、量として時期として油にかわる急激な変革に耐え得るかといひますと、やはり補完的な意味をしばらくは持たざるを得ないのではないかとこのように考へております。

○清水委員 実は私はこれまで通常國會の都度、政府が言うサンシャイン計画についてと本腰を入れたらどうだ、かけ声は大きいけれども予算の裏づけが非常に少ないといつたようなことなどを指摘をしてきてゐるのですけれども、どうも政府側からは一貫して、いまいみじくも大臣も触れておるけれども、いわゆる新エネルギーといふようなものは短中期的にはなかなか実用化が困難なんだ、期待できないのだ、こういう発想で姿勢が消極的にとらまゐつてゐる。しかし私は、この姿勢というものはやはり克服されなければならぬのじゃないか、こう思ひます。なぜならば、今後のエネルギー政策では、当面する短中期的な政策と相まつて長期のエネルギー戦略といひましようか、そういうものをしっかりと結合しながら臨んでいかなければいけない時期に來てゐる。そうした中で、たとえば安全性一つをとつてみても非常に深刻な問題を持つてゐる原発といふものにどうも傾斜をするといふようなことが往々にしてあるわけなんですけれども、そうではないに、やはり有力なエネルギー供給源として新エネルギーを重視していく、単なる補完エネルギーといふような位置づけで見えてはいけないのじゃないか。それは短中期的にはそうかもしれないけれども、やはり長期的にはそういうふうに位置づけるべきじゃない

か、こう思うわけですが、いかがでしょう。

○佐々木国務大臣 一番の問題は、具体的に申し上げますと財源問題でございますけれども、大体十カ年で三兆というふうな財源を組みまして、そしてこれを開拓するの新しい、いま御審議いただいております機構までわざわざつづけて、そして新エネルギー元年と国民に訴えつつこれを大胆に進めようとしておるわけですから、私どもとしてはいままでも大分違った気合いの入れ方だと御理解いただければ大変ありがたいと思います。

ただ、それじゃ地熱は一体何年にどれほどになるか、太陽発電、蓄電は何年にどれほどになるか、具体的に述べてみるといいますと、これはなかなかその数量から見て油にかわる決定的な、少なくとも五年、十年の間にはポリウムを持ったエネルギーとして育ち得るかといえますと、いまのところそういう結論にはなれないのでございまして、将来を楽しみにしつつ、いまの段階では補完的な意味、こう申し上げておるのでございまして、決して輕視しておるわけではございません。

よく言われますように、何でもかんでも取っ組んで重点がぼけるじゃないかという非難を受けますけれども、私はそれに対しては、そうじゃないのです、日本はエネルギー資源がないのだから何でもとにかく取っ組んで、伸ばせるものはどんな伸ばすべきかという実は主義で、おおよそ大蔵省的なセンスから見ますと少し乱暴な議論でございますけれども、しかしそれがやはり日本の与えられたエネルギー対策の現状じゃないかというところで、必要なものはどんな何でも進めていくという体制でいきたいと思っております。

○清水委員 将来を楽しみにというお言葉もありましたが、私はそうではないに、それは楽しむという見方もあるのかもしれないが、やはり深刻に洞察をしながらいかんして自給し得るエネルギーを開発していくか、実用化をしていくか、こういうことでひとつ大いに推進を図ってもらいたいと強く要請をしておきます。

さて時間も余りないものですから、ここで新機

構に就いてちよつとお尋ねをしていきたいと思ひます。

まず、新機構のなかめである運営委員会のあり方と新機構のあるべき基本問題に就いて二、三お尋ねをいたします。法案によると、運営委員会の権能は非常に大きいのです。一々挙げませんけれども、予算と決算、事業計画や資金計画についての議決権を持つてゐる。のみならず、機構の業務運営にかかわる重要事項に関する権限、これも確保をさせてゐる。さて問題は、これだけ大きな権限を持つだけに、私は委員の人選のいかんというものは新機構の成否を左右するに足る重要な性質を持つてゐる、こう思うのです。仄聞をするとか、七人の委員については学識者グループから二人、それからユリザグループから二人、プラントメーカーグループから二人、そして長官の言葉によれば報道機関から一人といったような選挙基準があるようでありますが、そういうふうな受け取つていて間違ひございませんか。

○森山(信)政府委員 御指摘のとおり運営委員会の権限は、法案上は大変強い権限を与えてゐるわけでございます、この人選を慎重に行うことがこの機構の運営に大きな影響を持つという意識は持つてゐるわけでございます。

そこで、具体的に理事長及び運営委員の人選につきまして、どういう観点から人選を進めるかというところにつきましては、先般私からお答えしたところでございますけれども、いま清水先生御指摘のように、どの分野から何名というところは現段階においては考へてないわけでございます、基本的には広く各方面から人選を進めたいと私どもは考へておるということを申し上げさせていただきます。

○清水委員 いずれにしても、これは国会承認人事じゃなくて大臣任命人事なんです。この種の人事について在来のパターンから類推をすると、どうも通俗的な言い方かもしれませんが、功成り名を遂げた斯界の長老などといったような者をはめ

るとか、経団連あたりの有力な財界人を充てるとかというふうなことがえてして想定をされる。しかしこれは二十一世紀のわが国のエネルギーを支える新しいエネルギーをつくり出す、いわば画期的な新機構における新技術の開発というものを考へた場合、どうも余り長老といったような頭のかたい存在では非常にむづかしいのじゃないかというふうな感じもしないわけでもありませんから、まあいづれにしてもこの革命的とも言ふべき大企業にふさわしい人事というものをやはり考へても非常勤、無報酬だといふふうになつてゐる。私はそのことを通してむしろ心配なのは、新機構の機動性というものが欠ける結果になりはせぬかということなんです。理事の権限も限定をされてゐる。そういうことを含めて考へた場合に、たとえば事務局の五名の方は運営委員の秘書役、お守り役みたいな存在になつてしまつたり、理事それ自身も委員の補佐役という形で忙殺をされるというふうなことになるてしまふと、本来の役職員の機能というものを果たすことができず、ときに果断を要するようなものについても即断ができな

いといったような懸念が生ずる。ですから、この辺については一体そういう心配はないのか、杞憂なのかといふことを明らかにしていただきたい。

○森山(信)政府委員 御指摘のとおり、運営委員会の事務局といたしまして、原案では五名の人間を張りつけないといふふうな考へております。これはいまおっしゃいました、いわゆる運営委員のお守り役的なものではなくて、私どもの発想ではポリシーボード的な機構を考へてゐるわけでございます、運営委員が、先ほどお答え申し上げましたとおり各方面から広い人材を確保したいという意識に燃えておりますので、そういう方々に對しまして、ポリシーボード的な役割りを果たす機能が必要なのではないかという観点から、五名の人間をここに配置したいということを原案として考へておるわけでございます。と申しますと、御指摘のように現実にはどうも運営委員のお

守り的なことに墮してしまふのではないかというおそれも多分にございしますので、その点につきましては十分私どもが目を見光らしていきたくというふうな考へておりますし、それから、先ほど来御指摘のございましたように、この運営委員会のやり方を失敗いたしますと、この新機構そのものが大変な問題を抱えるということになりますので、この点につきましては、特になめになるポイントといふふうな認識を持つておりますから、御指摘の線を踏まえまして、そういうことのないように誠心誠意やつてまいりたい、こういうふうな考へております。

○清水委員 なお意見はあるのですけれども、時間の関係もありますから、先へ進みます。

この新機構は、開発プロジェクトの中核は押さえる、あるいは技術管理もやることになるだろうと思ひます。思ひますが、実際の研究開発の業務というものは民間企業に委託することになると私は見ております。構想というか、計画によると、新機構は六十五年度までの十一年間に約一兆五千億前後の膨大な資金をつぎ込みとしてゐるわけですね。受託企業は、受託をするということを通じてかなりの利益を受けることになるわけでありますが、さらに、パイロットプランの等を通じ、ノーハウの面とかあるいは実用化段階などにあればなるほど受託による利益以上の、大きなはかり知れない利益というふうなものも将来想定できるのだらうと思ひます。ですから、そういう点を考慮するならば、新機構は無論のこと、選ばれた運営委員というものも特定企業と特別な関係、結びつきといったようなものがあつてはならないと私は思ひますので、その辺に十分な配慮を払つた上で、広く有用な人を求めていく、こういう基本を貫いてもらわなければならぬと思ひますが、その点はいかがですか。

○森山(信)政府委員 まさに御指摘のとおりでございます、新機構の研究開発業務につきましては、必要に応じて委託をするという制度をとりたいと思つております。委託先は各方面にまた

がると思いますが、中には特定の企業に委託をするというケースも出てまいりますので、そういうことを考えますと、運営委員の方と特定の企業が結びつくということになりまして、かえっていわゆる疑惑を招いても困るということもございまして、十分踏まえまして人選を進めていきたいというふうに考えます。

○清水委員 次に、新機構は三十九条一項一号のイとロについて業務を民間に委託をする、こういうことができるわけですが、その場合に、いまも長官言われるように、特定の企業に利益が集まるというふうなことになるようにしなければならぬと思うのです。たとえば、いまどいうことを想定したらいいかわかりませんが、関係工業界なりあるいはメーカーに共同体だとかジョイント方式というものをとらせるといったやり方で、特定の企業に利益が集中しないように配慮するということも検討されなければならぬと思ふのです。現に政府は、日米独三国によるSRC IIの参加の仕方について、いわゆるナショナルプロジェクトにふさわしいジョイントベンチャーというのでしようか、これの結成を進めている。たとえばガルフと組んで石炭液化の分野では三井が先行しているけれども、単独ではこれを認めないのだということをせんだつても言明をされておる。同じような意味で、国内企業に委託をする場合も、やはりそういう十二分な配慮が払われてしかるべきなんじゃないか、こういうふうに思うわけですが、この点はどんな構想をお持ちなんでしょうか。

○森山(信)政府委員 まず、委託をする際の基準でございまして、本来的には新機構で研究開発をデベロップすることが望ましいというふうに考えておるわけでございます。そこで、新機構で研究開発することがより本質的な目的に合致するの、あるいはその分野に属してすでにある程度ノウハウを蓄積したような集団がございまして、そこに委託をする方が効果が上がるか、それが一つの委託の場合の判断基準でございまして、いま申し上げましたように特定のところに委託をした方がより効果的なケースに限って委託をするということでございます。その際に、特定の企業に限って委託をする方がいいのか、つまり効率性というものを考えた場合にそれがいいの、かどうかという問題と、いわゆるモラルの問題、社会道徳の問題、こういった考え方もございまして、そういったものに対しての十分なる配慮をいたしたいというふうに考えておりますけれども、具体的にはいま清水先生御指摘になりましたように一つの集団をつくる、私どもはこれを受けざらと称しておりますけれども、一つの業界で機構をつくり上げて、特定の企業に集中することなく、業界として受けとめるようなやり方を考えてみたいというふうに検討をいたしておるところでございます。

○清水委員 ところで、新機構は、これまで電発などが蓄積してきているサンシャイン関係のプラント・エンジニアリングなどの技術、これをどう活用していくかということについてちよつと聞いておきたいと思ふのです。

実は私も地熱発電等を見せられてもらっておりますが、電発では現在大規模の深部地熱の研究開発に取り組んでいる。せんだつて地熱をめぐっての漫画論争みたいな話がこの委員会でもございまして、それは別に、たとえばすでに三千ないし五千メートルといったような深部にボーリングをする、こういう研究が大分県境の豊肥地区などで進められているわけですね。したがって私は、そういう進んだ技術というものをどう吸収していくか、これは非常に重要なことだと思ふのです。また同時に、新機構の技術開発本部と現に存在する工技院のサンシャイン計画推進本部、この連携といひましようか、関係といひましようか、これは一体どうなるのか、やや不明確な点があるものですから明らかにしていただきたいと思ひます。

○石坂政府委員 御指摘のとおり、現在サンシャイン計画におきまして、基礎研究から開発の段階に進みまして、パイロットプラントをつくるというふうな仕事に關しましては電発に委託をしてその推進に当たるといふことをやっております。したがって、現在までの間にいろいろのノウハウが特に電発の技術者に蓄積されているというふうに考えられますので、この力をうまく使うということがこの新機構にとつても非常に重要であらうというふうに考えておりました。そのためには、人員の配置その他についてもそういう点を考慮してやる必要があるというふうに考えておるわけでございます。

なお、サンシャイン計画と新機構の関連について御質問がございましたけれども、工業技術院のサンシャイン計画の本部は、現在いろいろの意味での新エネルギーの開発の全体構想を勉強しております。そういう意味で、サンシャイン本部は依然として職制的には同じように残るだろうというふうに考えておるわけでございますが、もう少し具体的に申しますと、新機構に關しましては主として開発の段階に至ったものについてこれを実施していただく。サンシャイン計画の中にも基礎的なものがございまして、先ほど御質問にもございましたように、これからいろいろ、太陽エネルギーの新しい使い方の問題もございまして、あるいは海洋の温度差発電というような問題もございまして、あるいは風力もございまして、そういった意味での基礎研究を十分積み上げる段階のものもたくさんございまして、これは工業技術院傘下の研究所を初め、いろいろの機関にお願いして基礎研究を実施していただくということで、そういうものが実って、いよいよ実施の段階に近づいてきて、研究から開発に移ったという段階でこの新機構を活用することを考えていきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○清水委員 いま工技院の院長から、サンシャイン計画というお話もございましたが、サンシャイン計画についてはすでに同僚委員が何回か質問されておりますから、時間の関係で私は割愛をして、この際ローカルエネルギーの開発に關しては

よつとだけお尋ねをしておきたいと思ひます。まず一つは小水力発電のことなんです。せんだつても質問が出ておりましたが、政府は、今年度から電源多様化勘定を通じて地方公共団体に對して出力に應じた補助金を交付する、こういう計画を持っておられるわけでありまして、私は、単に補助金の交付だけではなく、たとえば起債等財政の優遇措置も十分配慮する、あるいは先般渡部恒三委員が触れられているように、電源地帯の地域住民に對する低料金制度の導入といったようなメリット、こういうものも具体的に工夫をし、配慮をする、そうでないと、地方公共団体が今日厳しい財政状況の中で、魅力ある政策として小水力発電に取り組むというふうなことはなかなかむずかしいのじゃないか、こういうふうに思ふのであります。これらについてどういうふうなお考えをお持ちでしょうか。

○森山(信)政府委員 中小水力の問題につきましては担当部長から答弁申し上げましたが、その前に私からローカルエネルギーにつきましての基本的な考え方を申し上げたいと存じます。

御指摘のとおり、地方公共団体がこのローカルエネルギーの問題に真剣に取り組んでいただくためには、財政的な裏づけということが必要ではなからうかと思つております。そこで私どもは、昭和五十五年度、本年度から新たにローカルエネルギー問題といたしまして、金額はわずかでございまして十八府県に對しまして一億八千万、つまり一県当たり一千万程度の補助金を予算で計上したわけでございます。これは補助率二分の一でございますから倍の事業費で行つただけでございます。ただか二千程度のところでローカルエネルギーの問題は取り組めるという筋合いのものでもございせんが、ただ、ことしはその元年ということでございまして、御指摘のような、地方財政計画全体の問題として将来取り組むような課題ではなからうかという問題意識を持っておりまして、その点につきましまして十分自治省当局とも今後の課題といたしまして取り

組んでいきたい、そういうことを基本的に考えておりました、地方公共団体が現実に真剣に取り組んでいただかない限りローカルエネルギーの問題は解決できない。したがって、私も何でもできるだけの支援をしていきたい、こういうことをローカルエネルギーの問題にしましては基本的に考えているということを、まず私からお答えさせていただきますと存じます。

○安田(佐)政府委員 補助金等につきましては、先生のおっしゃるような措置を講じておるわけでございますが、さらに地方公共団体等に関しましては、地方債の枠につきましても、五十五年度は自治省にもいろいろお話しした上ふやしていただいたところでございます。また、電源立地促進対策交付金制度がございまして、この交付金制度におきまして、従来は対象規模が五千キロワット以上のものでございまして、五十五年度におきましてはこれを一千キロワット以上のものに引き下げて交付対象を拡充する等々の措置を講じまして、地方公共団体についても一層助成の強化を図ってまいりたいと考えています。

○清水委員 一つだけ私の質問に対しての答弁が落ちてくるのですけれども、たとえば電源地帯の地域住民に対する低料金制度の導入といったような配慮、これについてはどう考えてますか。

○安田(佐)政府委員 そのため、電源地帯の措置といたしましては、昭和四十九年度以来電源三法が制定されておまして、それによります交付金制度が実施されております。当面この交付金制度を活用いたしてまいりたいと存じますが、さらに将来の問題につきましても、いろいろと各方面からの御要望も踏まえて長期的な課題として勉強してまいりたいというふうに考えております。

○清水委員 勉強を大いにしていたかなきやありませんが、地方公共団体に財政上ある程度措置をされるだけではなしに、やはり電源開発に伴う地域住民への影響というふうなものも深刻に起こるわけですから、それにふさわしいメリットが配慮される、この点はぜひひとつ大臣も留意をして

ていただきたいと思ひます。

さて、ここでも一つ、バイオマスエネルギーと言いましようか、つまり家庭廃棄物あるいは農業廃棄物その他挙げればいろいろございまして、これらを活用して、バクテリアなどを利用して生物処理というのでしようか、これを通じて可燃ガスを生産するといったような手法あるいは薪炭林の活用といったような点でも積極的な推進が図られるべきではないか、こう思うのです。ちなみに薪炭林は全国約四百万ヘクタールが放置されていると言われております。一ヘクタールについて三十ないし七十立方の材がとれる。これについて、たとえば林野庁とか森林組合とか地方公共団体、こういったところと協力をしながら、一つの例で言えば木炭生産等についても企業化、共同化を図りながらエネルギー化をしていく、このことは単にエネルギーの供給に有効であるというだけではないに、過疎地域の経済開発といったようなものに對しても一定のメリットを与えることになるのではないか。したがって、こうしたものは技術的にも経済性についてもそう問題はないわけなんですから、通産といましようか、つくられる新機構といましようか、積極的に推進すべきではないか、こう思ひますが、いかがですか。

○尾島政府委員 先生御指摘のとおり、薪炭につきましては最も身近にある自然エネルギー、再生利用可能なエネルギーでございまして、われわれといたしましては太陽、地熱、中小水力等の自然エネルギーとあわせて、今後地域の実態に応じましてその開発、利用を図ってまいりたいと思っております。薪炭に関しましては農林省あるいは地方公共団体等と十分連絡をとりつつ今後とも開発を進めてまいりたい、こういうふうに思っております。

○清水委員 大臣、いづれにしてもこうしたローカルエネルギーへの取り組みというのはまさに地方の時代と言われるにふさわしい事業だと思ひますね。同時に、一面では地域住民にエネルギー問題に関する理解を図る手だてにもなる、まさしく

法第十条が予定するエネルギー問題に対する国民の理解を図る、これを地で行くようなものだと思ひます。同時に、地域エネルギーの開発というものは進めば進むだけ、その分だけたとえば電力事業者の場合電源投資が節約できるわけですから、当然地域エネルギー開発といったようなテーマについては電力会社等にも多分に協力をさせていかねばならない、こう思ひますが、その点はどうか。

○佐々木國務大臣 私、先週の土曜日でございまして、山形県へ呼ばれてエネルギー問題を話しに行つたのですけれども、地方におけるエネルギー問題に対する関心というものは非常に、異常なと称してもいいくらいでございまして、特に御指摘がございました電源地帯に対する電力料金の特例みたいなものに対する要望が、渡部君の提案で新聞に大きく出たものですから大変な関心でございまして、それからいまのローカルエナジーというもののに対して、やはり県なり市町村なりといういろいろな問題を進めていくというふうなことで、これからやはりこの問題に対しては相当強く政府としても関心を持って進めていかなければならぬと思ひますし、またおっしゃるようなこのことと自身がエネルギーの節約にも結びついていくわけでございまして、ぜひひとつこの地方の時代にあふさわしいこれからの考え方というものを進めべきだと考えております。

○清水委員 次に、もう一つ、この際にアルコール燃料のことについてお尋ねをしておきたいと思ひます。

私の得ている非公式な数字といましようか、情報では、エネ庁は全供給量のうち、六十年年度に二百萬キロリットル、六十五年度には七百ないし八百萬キロリットル、七十年年度には一千万キロリットルをアルコール燃料で賄う、こういう方針のようでございます。この量が新エネルギーに占めるウェイトというのは割合として非常に大きいと私は見ておりますし、私個人はこれを積極的に推進をしていくことに非常な意義を感じておりま

す。ところで、具体的にどうアルコール燃料の開発をいま言われるような方向へ推進をしていくのか、構想が余り示されておられませんので、ひとつこの際明らかにしていただきたい。

○志賀政府委員 お答え申し上げます。

「長期エネルギー需給暫定見通し」におきまして、アルコール系燃料と申しますのは「新燃料油、新エネルギー、その他」という数字の中に含まれておるわけでございまして、その中でアルコール系燃料として私どもが考えております数字は、大体先生がいま御指摘のあった程度の数字を考えております。

アルコール系燃料として私どもが考えておりますのは、一つはメタノールであるとかエタノール、そういったアルコールをガソリン等の石油製品に混入して使用する、これが一つのタイプでございまして、もう一つのタイプは、こういったアルコール類等から従来の石油製品、ガソリンのようないろいろなものでございまして、従来の石油製品自身を合成していく、この二種類のタイプを考えているわけでございまして、このうち、ガソリンに混入して使うということにつきましては、これは先生御案内のように、すでに米国、ブラジル等におきまして実用段階に入っており、こういう状況でございまして。

私どももいたしまして、こういったアルコール類の活用というのは、可能性を非常に秘めた代替エネルギーというふうに考えておるわけでございまして、今年度からまずそのアルコール類の自動車用ガソリンへの混入の問題につきましてフィジビリティスタディーをまずやるというふうなことにしております。アルコールをガソリンにまぜます場合に、わが国の場合に非常に環境規制が厳しゅうございまして、そういったものとの関係でどういう環境への影響が出てくるかという問題、それから経済性の問題、それから日本のように湿度が高い場合に水が含まれる可能性がございまして、水が混入いたしますとガソリンとアルコールが分離

するといふ問題もございまして、そういったことから流通段階におきます貯蔵性の問題といったような、いろいろな幾つかの問題がございまして。そういった諸問題につきましてフィージビリティイスタディーをやつていこうというのが一つでございまして。それからもう一つは、このアルコールを大量に使つていくことになりまして、アルコールを大量に低コストでつくつていくための技術開発、こういった技術開発の問題が一つございまして。

それから、先ほども申し上げましたように、もう一つのタイプとして、アルコール類から石油製品を合成していく、こういった技術開発というのが必要でございまして。したがって、私どももいたしましては、先ほど申し上げたようなアルコール混入についてのフィージビリティイスタディーを実施いたしますと同時に、今年度からそういった技術開発につきまして七カ年計画で推進していきう、こういったことに考えております。

○清水委員 ただいまの答弁の内容と直接関係している話ではありませんけれども、ひとつこの際にアルコール専売事業のあり方に関連をして一言お聞きを、大臣に確かめておきたいことがございまして。

実はこのことについては、昨年の八十七国会でも論議がございまして、その際政府から、つまり通産大臣から、専売制度の廃止や製造部門の民営化については大臣も御承知のように否定的な態度が表明をされております。その後、御承知のごとくいろいろな経過があつたわけでありましてけれども、いずれにしても主管の通産大臣としては製造部門の民営化ということは将来にわたつても考えていない、こういうふうに私は理解をしているわけでありまして、そういうことでよろしゅうございまして。

○佐々木国務大臣 そういふ考えでたゞいま進めていまして。

○清水委員 それでは最後にならうかと思ひますが、最近LPG、特にタクシーのLPGガスの小売価格が地方によって大変なばらつきが生まれてお

ります。これは通産の行政指導のあり方に私は問題があると感じておりますのでたゞしておきたいと思ひます。

具体的に申しますと、ハイタク関係の労働組合の連合会である全自交という組織があるのですが、この実態調査によると、リットル当たりで、大阪とか京都とか兵庫、これを中心にした関西では五十八円ないし六十四円くらいなんです。平均六十円前後。ところが関東その他の地方がこれはいずれも八十円台。ちなみに申し上げると、私の長野では八十三円、お隣の新潟は八十九円、こういう水準なんです。関西に比べると四割も五割も高値がついていて。私はどう考えても、どうしてそれほどの価格差というものが起こつてくるのか、タクシー業者さんというものはLPGガスを八十四円台なんというところは大変なわけですね。そこで調べてみると、六十円前後で売られていた場合でも一定のマージンというものが確保されている、見込まれている。そうなりますと、八十円台の販売価格というものは不当な暴利価格ではないかというふうな見方も成り立つわけなんです。あります。通産としてはそういう事態をどう掌握し、また具体的にどうは正しい適正化を行政指導の面でもとらえているか、お聞かせをいたしたいと思います。

○志賀政府委員 お答え申し上げます。

昨年来世界的にLPG、特にブタンでございまして、需要が非常にふえたということございまして、LPG価格が非常に上昇したわけございまして。それで、CIF価格で申しますと、ことしの二月におきまして大体昨年同期の二・七倍という程度に値上がりしております。私どももいたしまして、こういったCIF価格の上昇とガス価格の上昇というものが、その市場を通じまして適正に反映されていくことはやむを得ないといふふうに考えているわけでございますけれども、いずれにいたしましてもこういった仕切り価格の引き上げに際しましては、いわゆる便乗的な値上げがないように十分指導をしておるという

状況でございまして。流通段階に入るわけでございますけれども、流通段階におきましてもいわゆる便乗的な値上げ、不当な価格がないようにということで、通産局あるいは自治体を通じていろいろ指導をしておるわけでございます。

現在の市場価格、これは平均的でございますけれども、大体タクシー向けのいわゆるオートガスの小売価格は、昨年に比しまして大体一・七倍といふことで、CIFの価格の引き上げと対比した場合に、現在のオートガスの価格というのは必ずしも不適正ではないといふふうに考えておるわけでございます。ただ、いずれにいたしましても先生いま御指摘がございましたように、地域によってかなり差があるということも事実でございます。そういった地域におきまして差を申しますのは、これはその地域の市場の状況であるとかあるいはタンクとの距離であるとか、そういったいろいろなファクターが働いてくるわけでございます。そういったことで地域における価格差というのは、これはある程度やむを得ないのではないかといふふうに思つておりますけれども、いずれにいたしまして今後私どもとしても引き続き不適正な価格形成というものが行われないように、十分な指導をしてみたいといふふうに思つております。

○清水委員 あと一分ありますから、もう一回確かめておきますが、どうも現状はばらつきがあるけれども、これは不適正なものじゃないかといふふうに言われるのですけれども、それは五円や六円の差であるならば、いま部長が言われるような事情でこれはいたし方がないかもしれせんね。だがしかし、場合によつてはリットル当たり三十円近い差が起つてくる。率にして五割近い差がついてくるのです。これでも不適正だとは言えないなどといふことは問題はと思ひますね。だから、そういう基本になるような物差しがはつきりしないのですから非常に論議がしにくいわけなんですけれども、私は五円や六円ならいざ知らず、明らかに二十円以上三十円近い差

があるのはきわめて不適正だと思ひますよ。だから、こういった点をきつと行政指導を強めて、何ゆえにそういう状況が起つてくるのか、そしてどう行政指導を強めてこれを是正をしていくか、いやしくもそこで不当な暴利といったようなものが存在しないような、そういう措置を講ずるといふのが当然なことだといふふうに思ふのですが、これは大臣、最後にいかがですか。

○佐々木国務大臣 御承知のように、価格政策に關しましてはまず量で需給バランスをとつて、価格は市場操作で決まるところへ決まる、そういう方策をいままでとつております。ただ、いわゆる便乗値上げ等がその間に起こらないように監視を十分にして、もし便乗値上げ等あるいはおっしゃるようなばらつきのおどいところはよく原因を調べて、それに対して対処法を講じていくというのが根本的な趣旨でございまして、おっしゃるような趣旨のところはございまして、これはやはり是正しなければならぬものがあると思ひますので、よく調査してみたいと思ひます。

○清水委員 終わります。

○塩川委員 これにて清水勇君の質疑は終了いたします。

引き続き松浦利尚君の質疑に入ります。松浦利尚君。

○松浦委員 この法案に入ります前に、関連がありますから石油公団の方に参考人に来ていただいておられますからお尋ねをいたしますが、きょうは総裁がおいでにならない理由は、ここで明らかにできますか。

○江口参考人 昨日も総務課長の方から御連絡をさせていただきましたけれども、従来よんどころなく延ばしておりましたアポイントが二つほどちやうどこの時間に重なつておりました。特にきのう御指摘のありました休暇関係の会社で一社社長が相談に来られるというようなことがございまして、きょうはよんどころなく失礼をさせていただきます。

○松浦委員 いま休眠会社の今後の問題について調査に行かれたことですが、カタル石油だというふうに関係しているのですが、それは間違いないですね。

○江口参考人 間違いないですね。カタル石油でございます。

○松浦委員 いままで石油公団が出資をしまして、そしてすでに清算をした会社が何件あつて、現在全く探鉱活動を行つておられない休眠会社が幾らあるのか、その数を教えてください。

○江口参考人 株式の売却等を含めましていわゆる清算をいたしました会社は現在十二社でございます。それから、そのほかに俗称休眠と言つております、鉱業権を放棄いたしました探鉱活動を行つていないという状況のものが六社でございます。合計十八社でございます。

○松浦委員 こういった清算会社、それからいま言われた休眠会社十八社を含めて、公団が出資した金額、総額はすぐ出ますか。

○江口参考人 いま資料を至急当たりますので、ちよつとお待ちください。

○松浦委員 それじゃこの質問が終わるまでに御提出いただきたいと思うのです。

それでは、公団が今まで石油開発関係会社に出資された総額、これはおわかりになりますか。

○江口参考人 公団は四十二年に発足いたしましたので、五十四年度末まで累計で四千八百八十六億円を投融資いたしております。

○松浦委員 通産省にお尋ねいたしますが、会計検査院からこの休眠会社についての勧告を受けておられると思うのですが、これに対してどういう処置をされるというふうに会計検査院に報告しておられますか。

○志賀政府委員 お答え申し上げます。

会計検査院から指摘をされたものは、いわゆる探鉱事業に失敗いたしました鉱区返還を行つて探鉱事業を行っていないものとして会計検査院から指摘を受けたもの、これは十一社でございます。このうち、現在までに解散あるいは公

団が保有株式を売却いたしましたして整理を行ったもの、これが六社でございます。また、一社は試掘を現在準備中と聞いております。したがって現時点で十一社中残りの四社でございますけれども、残りの四社を含めまして現在休眠状態になっている会社は六社あるわけでございますけれども、これらにつきましまして、現在解散準備中あるいは隣接鉱区へのファームインを検討中といったようなものがあるいは撤収作業中といったような会社がございます。会社によって事情がそれぞれ若干ずつ違つてはいるわけでございますけれども、いずれにいたしましても公団に対しましては、公団対象事業を行つて見込みがなくなった場合には速やかに解散または株式の処分といったような方法によりまして整理をして、公団の資産が不良資産化することのないように指導をしてまいりたいと思つております。

○松浦委員 いま言われたことは非常にそのとおりだと思つたのですが、石油探鉱というのは非常にリスクの大きいことだといふことは理解いたします。しかし、少なくとも公団が出資をする資金というのは国民のものであつて、そう簡単に処分されてもつては困るものなのです。逆に言つて、石油公団が重点配分ではなくて、ばらまきになつておるところに将来性のないようなところにもまで結果的には出資をしておるといふ形が出ておるわけですが、その最大の理由としては、やはり官僚の天下りがあると思つたのです。

調査室を通じて石油公団に資料の提出を求めましたが、私の手元に資料としては、石油開発関係に通産から天下つておる方はきつめて少ない。九人しかおられないというふうに私の手元に調査室を通じて依頼をした件については来ておるのですが、これは間違いないですね。九人ですか。

○志賀政府委員 石油公団が探鉱事業資金を出資しております石油開発会社、これは四十三社でございます。その専任役員が大体百五十人ぐらゐおりますけれども、その専任役員のうち把握しておりますのは九人ということでございます。

○松浦委員 石油公団が出資しておる会社に対しては九人、間違いないですね。それは絶対間違いないですか。

○志賀政府委員 五十四年三月末現在でさつき申し上げた四十三社でございますけれども、その四十三社のうち専任役員としておりますのが九人というふうに関係しております。

○松浦委員 私が把握をする範囲内ではもっと多いはずですが。

これは大臣にお尋ねをいたしますが、石油公団が石油探鉱をするために新しい会社をつくつてそれに投資をして、そしてそれに通産からここに名前が出ておるだけでも相当会社の大きなところに九人の人が行つておられるわけですが、金と人間が一緒にいって行くわけですね。しかも結果的には先ほど言いましたように会計検査院から指摘を受けなければならぬような、解散をしなければならぬ会社が出てきておるあるいは休眠会社がある。この休眠会社についても恐らく将来の展望がなければ整理をして、できるだけ国民の負担を減らすために株式の売却等を行つて資金の回収をやらなければならぬ、そういう事態に追い込まれてくるのですが、こういうあり方について大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○佐々木国務大臣 私はいまお話を聞きまして、詳しい事情を実はよく知りません。御指摘がござりますので、よく私も事情を聴取いたしまして考えてみたいと思つたのです。

○松浦委員 少なくとも四十三社あるうち十八社はもう動いておられないわけですね。公団が出資した四十三社のうち十八社が動いておらぬといふことは、これは大変な問題だと思つた。私は今度のこの法案について、新機構をつくることに別段反対するつもりはありません。機構をつくることはいい。しかし、少なくとも石油公団に見られるように新機構が、この前の質問に対しての大臣の御答弁によりまして、六十五年まで十年の間に一兆五千億の税金をこの新機構によって使つていただく。一兆五千億を十年間といへば、これは国民に

とつてみれば大変な金ですよ。これが石油公団のように官僚が天下つていく出先であることは、官僚にとつてプラスかもしれないけれども、国民にとつては、確かにリスクが大きい、こういう新エネルギーを開発するということについては確かにリスクの大きいこともわかるけれども、しかし探鉱ほどではないが、やり方いかんによつては税金のむだ遣いになる可能性が非常に強い。そういう点については、この法案を提出する大臣としてはどういうふうにお考えになりますか。あなたはいま石油公団の問題については熟知しておらなかつたからこれから一遍検討を加える、こう言われましてたけれども、石油公団がやつたと同じことが繰り返されたのではたまらないです。法案の具体的な審議に入る前に、大臣、この問題はどうかううに考えておられますか。

○佐々木国務大臣 この新機構で開発していく事業にも、リスクの大きいもので民間で扱えぬものがたくさんあるはずでございます。リスクが大きければそれだけ、しかも必要であればこれは官で扱つて進めていくという行き方しかとれぬわけでありまして、民間だけでは進まぬわけでございますから、民でやれなくても官としては必要だといふ場合に初めてリスクが大きくても進めざるを得ない。したがつてその遂行の過程におきましては、いまおっしゃるような、立地とかどうかといふことはないにしても、あるいはそういうケースといふものも起きてくるかもしれない。しかし、なるべくそういうことは避けつつ、国の税金でございいますからタックスペイヤーには迷惑をかけぬような配慮を払ふのは当然でありまして、ですから、すつかりちやうだいする手もあるかと存じますけれども、そういう点はなるべくないように周到な配慮をして進めていくという態度は崩せないと思つております。

○松浦委員 私は何と云つたつて政府の姿勢にかかつておると思つた。確かにこの法案で見ますと、七人の運営委員というのは、政府は非常勤を除いて運営委員になれない仕組みになっており

ますね。やはり大臣の指導監督というのが重要な影響を与えては私に思ふのですが、やはりこの七名の運営委員の選任いかんでは同じことが起こると思ひますね。極端に言うとい兆五千億という資金に、そういう言葉は表現が悪いのですけれども、利益を得ようとするものがたつてくる、あるいは必要でないところに結果的に資金を援助する、助成をする、そういうことが出てくると思ひますね。ですから、この運営委員の人選の問題については大臣はどういうふうにいま考えておられるのですか。

○佐々木国務大臣 先ほどその点に關しましては長官からお話がありました。私も同感でありまして、実は私は、初代の原子力委員会のときに、事務局長と申しますが、やつておったわけで、事務局長も、あのときは石川一郎さんは経団連の会長をやめて直接委員になり、有澤廣巳先生も一切やめてなられて、そして湯川、藤岡という原子力の世界的な博士が二人就任いたしました。大変な注目を浴びて、またそれだけの実績を残しました。何といつても初めが大変重要なものでございまして、初めが、何と申しますか、その任にたえぬような人ばかりであればこれは結構な機構に育つわけがない。ですから、人と財源とスキーム、問題を進めていく仕組み、この三つが一番重要なことは申すまでもないのでけれども、その中でもやはり人事が一番大切でありまして、少なくとも初代の原子力委員会に国民が期待をかけてああいう世界的に注目を浴びるような人事ができたというふうなうらやましいの機構で今度の人選を進めてみたいと考えているところでございます。

○松浦委員 私はやつぱり石油公団の経験から見て、エネルギー機構をつくった国民の期待に反する結果が出てくることを非常に恐れるのです。ですから、いま大臣が言われたように、確かにリスクの大きい分野ですけれども、少なくともこういう税金の結果的にむだ遣いが起こったというふうな批判を受けまいようにぜひ善処してもらいたい。運営委員の人選については厳しくやつてもらいたい。

たい。そして、少なくともこういう資金がいくところについては、自肅する意味でも通産官僚は天下らない、少なくともエネルギー機構から一兆五千億の資金で援助する分野についてはもう通産官僚は天下らぬ、そのくらいは結構えが必要だと思ひますね。大臣、その点どうですか。

○佐々木国務大臣 要すればその道に練達之士であり、学識経験が豊かであつて、しかも人間的には非の打ちどころのない人格者であるということが一番望ましいわけで、官民学を問はず、やはりこの人であるならばと思う人を採用すべきであつて、余り官ではいけない、学者ではいけないといふふうになり好みせぬ方が私はかえつて人材を広く集めるのにはいいんじゃないやなろうかと、少しはおらかに考えております。

○松浦委員 いや、おらかに考えることは結構ですけれども、私は学者を入れるなどは言つておらぬのです。官だけ言つておるのです。学者はいいのですよ。官を言つておるのです。

○佐々木国務大臣 私も官で育つた端くれの一人でございますけれども、そうばかりも言えぬのじゃないかと思ひます。しかしお説もわからぬことはございせん。よく参考にいたしまして人選を進めたいと思ひます。

○松浦委員 参考にする。大臣は人柄のいい方です。それからこれ以上申し上げませんけれども、さっきの、江口さんわかりましたか。総額幾らになりましたか。

○江口参考人 十八社に對しまして、出資金は六百五億でございます。

若干補足いたしますと、この中には有償償却等で戻つてきた分が数十億入っております。したがって、ネットでは五百五、六十億であらうと思ひます。しかし、いずれにしても出した分は六百五億でございます。

○松浦委員 結局休眠会社を長く置いておけば資本を食つていくことになるわけですから、会計検査院が指摘したとおり、早く回収することが大切だと思います。それはぜひそういうふう

に心がけていただきたいと思ひます。

そこで、次にこの法案の内容に入つていきたいと思ひますが、やはり代替エネルギーの目玉は何といつたつて石炭だ、こういうふうに思ひますけれども、これもこの計画でいきますと、すでに国際協力プロジェクトとして日本、米国、ドイツとの関係でSRC IIというプロジェクトが、すでに日米間でこれは協定を結んでおるわけですから、二五%の出資で行うようになっております。主としてガルフと三井が参加するようになつておるわけでありまして、これに特会から七十五億、それからEDS、エクソンと日本石炭液化技術開発株式会社、これは出光等を中心として設立準備中だと報道されておるのですが、これに四億、それ以外に国内でコミニック、神戸製鋼、三菱化成、日商岩井が共同で一つの研究共同体をつくり上げておる、これも恐らく将来出資要請が国の方になされるんじゃないかというふうに思ひますが、これなんかを見ましても、結果的に焦点の定まらないばらまきのような形になるんじゃないですか。要するにそういう石炭の液化という問題が出さえすればどんと特会から資金を出していく、結果的にだめならだめで、リスクが大きいんだからというのでその会社自身は解散をする、そういう形態の繰り返しが行われる可能性が非常に強いんですが、こういうことについては大臣どういうふうにお考えになりますか。石炭が目玉だからこれから研究開発ができて、液化関係でどんどんこういう共同研究が進む、あるいは会社設立が準備される、こういうものについては資金を出していかれるのですか。

○佐々木国務大臣 この種の開発にはある程度リスクがあるのはやむを得ぬことでございまして、これは先ほど御説明したとおりでございます。リスクが多くて民間でやれないという問題であればこそ、こういう機関でこれを手がけていくというのはやむを得ぬ姿かと存じますが、それにしてもやはり国の税金で賄う問題でございますので、慎重の上にも慎重を重ねまして、そういうことのないように注意していききたいというのが私の考え方でございます。

○松浦委員 それじゃSRC II、これは米国のウエストバージニア州にすでに設立を予定されておるわけですが、これに對しては二五%の費用分担ですから政府としては七十五億を特会から出す、それからエクソンと日本石炭液化技術開発株式会社に四億、これは既定の方針として出されるわけですね。

○森山(信)政府委員 一応そういう予定にさせていたわけではございまして、基本契約はできておりますが、細目の実施協定につきましてはまだ調印をいたしておりません。これは当委員会におきましても再三御説明してまいつたところでございまして、けれども、現実に工業所有権の問題あるいはノーハウの使用の問題等につきましてまだ細目の打ち合わせができておりませんし、それから日本側の分担保制、これも三井グループが先行するというようなことが言われておりますけれども、私どもは単に三井グループだけに援助するという姿勢は望ましくないというところで、オールジャンパンのいわばナショナルプロジェクト的な協力体制というのができ上がらない限りはこの実施を進めることは考えないというところでございまして、そういう客観情勢がすべて整つてアメリカ側と細目の協定を結ぶ段階になりましたら予算に計上させていただきます。いましました金額を支出させていたきたい、こういうふうにお考えおるところでございまして、この本側といたしまして参加協定を結んでおるわけでございます。それに従ひまして計上されました予算を実施していくというふうにお考えしております。これはすでに五十四年度におきまして予算に計上されております。五十四年度が約三億五千万円、五十五年度につきましては約四億円ということでございます。

○松浦委員 そうすると、今度コミニック関係が要請してきたときにはどうするんですか。これも大

きなプロジェクトとして民間でやっておるのです
が、これから要請してきたときどうしますか。

○石坂政府委員 ただいまコミニックのお話が出
たわけでございますが、新聞等でごらんいただい
て御質問が出たと思うのでございしますが、私も
は実は、豪州のビクトリア州にあります褐炭の非
常に豊富な埋蔵量あるいはその石炭自身として
の運輸性の問題、輸送が非常に困難であるとい
うような問題から考えまして、これを液化すること
は石炭液化研究開発にとつてあるいはその実用
化にとつて非常に重要であるという認識をしてお
るわけでございます。そのために、今年度からこ
の豪州の褐炭をどう処理方式を採用すれば一
番うまく液化できるだろうかあるいはほかの方法
と比べてその褐炭を液化することがどれほど有利
であるかどうかというようなことを現在検討を始
めようとしておる段階でございます。したがいま
して、これをどこにお願ひするか、どの技術をと
るかということにつきましてはまだ決まっていな
いわけでございます。

一つだけ補足させていただきますと、いろいろ
な方法を研究すること自体不合理ではないかとい
うような御指摘のようでございますが、私もとい
いたしましては、石炭と申ししましてもいろいろな
石炭があるわけでございます。ウエストバージニ
アの炭は非常に硫黄が多い、鉄分も多いという特
殊の炭でございます。豪州の褐炭もまた非常に変
わつた性格を持った炭でございます。そういうた
ように石炭の種類がいろいろございしますので、そ
れに対応する技術というものはまたおのずと異な
つてくるというように考えておるわけでございま
して、そういう意味から必然的にいまの研究開
発の段階としてはかなり多くの方法を並行的に研
究していかなければいけないというように考えて
いるわけでございます。ちなみにアメリカにおき
まして石炭の液化につきましては二十七方式の方
法を並列して開発しておりますし、西ドイツにお
きましては八方式を同時に進めておるわけでござ
います。

○松浦委員 いまアメリカが二十七方式、ドイツ
が八方式、こう言われたのですが、それでは日本
の場合は研究開発をいろいろな炭に従つてやれ
ば、そういう方式、研究開発に対して無制限に助
成をしていくというような発想をとられると理解
していいですか。石炭が本命であるということか
ら言えばそういうふうに理解していいですか、私
の方は。

○石坂政府委員 たまたま外国の例を申しました
ので若干誤解が出たかと思ひますけれども、日本
はやはり日本の主体性を持った研究開発を進めな
ければいけないということで、現段階におきまし
ては数種の方法を並列してやるべきだと考えてお
りますが、たとえば小さな、一トンくらい石炭
を一日に処理するというようなプラントにおきま
しては、相当数のパイロットプラントをつくるこ
うことは合理的な考え方だと思ひます。ございま
すが、それを五十トン・パー・デーにするとかあ
るいは二百五十トン・パー・デーにするというよ
うな段階におきまして、十分なスクリーニングを
かけながら研究開発をしつていくということが
必要であるかと思ひます。

○松浦委員 それから、もう時間がありませんか
ら、あとは濃縮の問題についてお尋ねをいたしま
すが、実は今度のこの助成対象の中に、濃縮ウラ
ンの実験プラントについての補助ということも出
されておるのですが、現実には一部では人形
峠の遠心分離法、旭化成の化学法、化学法はす
でに原燃でも行われておるようであります。い
ずれにいたしましてもこういうふうにいわれる原子
力発電の燃料になる濃縮ウラン技術というものの
実験プラントというものが、補助対象になつてま
で奨励をされつたわけですが、原子炉等規制
法の中にウラン濃縮に対する規制の条項が実はな
いわけですね。いろいろお話を聞いてみましたこ
ろが、資料をいただきました。その資料を見ます
と、実は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の
規制に関する法律の中の加工の事業に関する規
制、核燃料物質等の使用等に関する規制によつて

規制されるのです、こういうふうに言つておられ
るのですけれども、政府が資金援助してまで実験
を考へておる人形峠の遠心分離法にしましても、
旭化成の濃縮ウランにいたしましても、少なくとも
も原子炉等の規制法を改正して、濃縮ウランとい
うものは一つの条項を置くべきではないかという
ふうに私は思ふのです。ことしの三月一日に再処
理にかかわる民間会社設立をされましたけれど
も、この民間会社の設立前、昨年でしたか、すで
に再処理にかかわる規制がこの中に、第五章
「再処理の事業に関する規制」ということで法改
正がされてゐるのです。しかも、再処理工場が動
き出すのは十年先だというふうにも聞いておるの
です。濃縮ウランということでも実験プラント等が
開始をされてくるということになれば、厳しい意
味でやはり法の規制対象にすべきだ。そういう規
制対象がないまま、ただ実験だけは金を助成して
どんどん進めるといふやり方は法体系上きつめて
問題がある。特に核を扱う問題ですからね。そう
いった意味ではなぜこういう法改正をやらなかつ
たのか、動燃等の遠心分離法による濃縮ウランと
いふのはすでに政府が具体的にやっておる事実が
あるのです。そういう問題について、時間があり
ませんので簡単にいいですから、ひとつお答えを
いただきます。

○佐竹説明員 規制当局であります科学技術庁か
らお答えをいたします。
旭化成の計画しておられますのは、事業として
継続的に濃縮ウランを生産するものではありません
で、研究開発としてウラン濃縮を行うものであ
りますので、原子炉等規制法上核燃料物質の使用
として規制されるものと考えております。
このプラントの建設、運転に当たりましては、
ウランの使用の目的、使用の方法、使用期間、使
用量、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設等を記載し
た使用許可申請書を科学技術庁長官に提出し、許
可を受ける必要があります。科学技術庁といたし
ましては、この許可に際しまして申請内容が原子
炉等規制法に定めます基準、すなわち核燃料物質
が平和の目的以外に利用されるおそれがないこ
と、原子力の研究開発及び利用の計画的な遂行に
支障を及ぼすおそれがないこと、使用施設、貯蔵
施設または廃棄施設の位置、構造及び設備が災害
の防止上支障がないものであること、核燃料物質
の使用を適確に遂行するに足る技術的能力があ
ることについて厳重な審査を行うこととしており
ます。特に災害の防止上支障がないかどうかにつ
きましては、必要に応じて科学技術庁の原子
力安全技術顧問の意見を聞きつつ、十分にその安
全性を審査していくつもりでございます。また、
プラントの運転開始後も、必要に応じて核燃料使用
状況調査等を行いまして、安全確保に万全を期し
ます。

また、ウラン濃縮事業につきましては、原子炉
等規制法上加工の定義に「核燃料物質を原子炉に
燃料として使用できる形状又は組成とするため
に、これを物理的又は化学的方法により処理する
ことをいう」とあります。商業規模で事業としてウ
ラン濃縮を行う場合に当たりましては、加工の事
業に含まれるものと考えております。なお、この
際、加工の能力等につきましては原子力委員会、
安全性の確保につきましては原子力安全委員会の
意見を聞くことになっております。したがいまし
て、現在の原子炉等規制法によりまして十分な安
全規制が可能であると考えております。

○松浦委員 たんたん棒読みされたけれども、
棒読みは棒読みでいいけれども、しかしそういう
問題ではないのだよ。それは少なくとも実験プラ
ントであつてもウランを扱うのだから慎重でなけ
ればならぬし、それはちゃんとした規制のもとで
やつてもらわなければならぬけれども、しかし少
なくともこういう核原料を扱う場合は、やはり法
体系上濃縮ウランということがこれほど言われて
おるし、現実には遠心分離法なり旭化成の化学法等
がすでに実験段階から実験プラント段階へ進んで
きておるわけだから、そういうことを考えれば私
はここで法改正をやるべきだと思う。何もずさん
にしておるといふ意味のことを言つておるのでは

ない。もっと厳しく監視してもらわなければいかぬし、規制してもらわなければならぬけれども、法体系上は濃縮ウランというものがこれほど、すでに予算書の中にも濃縮ウランという言葉が出てくるわけですからね。そういう意味では通産大臣どうですか。私は少なくとも、これは科学技術庁の担当かもしれないけれども、やはり予算をつけてまで実験をさせるということになれば、法体系上はこの規制に関する法律の一部改正を行わねば。再処理工場については昨年改正をやったのですよ。そして一条項を入れたわけですよ。——いやだめです。大臣です。あなたのところは棒読みだからいいよ。

○佐々木国務大臣 その規制法は私自身がつくった規制法でございます。ただ考えてみますと、改正いたしましたのは、プルトニウム再処理は言うなれば民間では製造できないようになっておたのですけれども、それを改正いたしました、民間でもできるようにしたのが昨年の改正だと心得ております。プルトニウムと同様な扱いで濃縮ウランを法体系として扱うのかどうかという問題は、私のつくった法律でございますけれども、古い記憶でございますし、もし誤った発言をするといけませんので担当官から御説明させます。

○松浦委員 もう先ほど言われたから。科学技術庁は改正する気はないわけですよ。既成事実の積み重ねをやるうとしていただけだから、さっきも聞いたから、同じことを聞いても同じだから、時間がたっていますから。

○塩川委員長 通産省の方からということですか。

○松浦委員 大臣が言ったことを補足するのですか。

○児玉(勝)政府委員 ただいま大臣から御答弁がありましたように、再処理事業につきましては法律の改正をお願いしたわけでございますが、このたびの濃縮ウランの試験につきましては、使用の規制ということで当面いいのではないかと私たちは考えておりますが、ただいま先生のおっしゃい

ますように、これから事業が大きくなります場合にはその規制の方法につきまして通産省として責任を持ちますので、その実態に合わせまして科学技術庁の方と相談いたしまして、それに合うように対処してまいりたいと考えております。

○松浦委員 この問題は非常に大切なことですから、それではエネ庁の方の専門家にお尋ねいたしますが、今度の旭化成の濃縮ウラン実験プラントというのは三%まで濃縮させる、こう言っておるのですけれども、吸着塔をもっと高くすれば三%以上の濃縮が可能なんですよ。私は専門家ではありませんが、旭化成の技術者の方やうちの党の専門家に聞いてみますと、吸着塔を高くすれば三%以上の濃縮をすることができると。あるいは三%の濃縮した原液を取り出して、それをベースにしてまた濃縮をやれば、六カ月ぐらいたつと二〇%の濃縮境界に達することができるといふのですね。ですから、実験プラントとは言うけれども、実質的に扱い方いかんによつてはきわめて危険な状態になり得るのですよ。私は科学者でないからわかりませんが、実験をしようとする者はやはり境界に挑戦するわけですね。「むつ」が使つておる濃縮ウランが四・四%だそうですよ。そうすると、旭化成の三%の濃縮ウランをあと一・四ぐらい上げれば四・四、すぐ「むつ」等の原子力船に使われる濃縮ウラン精製が可能になるのですよ。ですから、実験だ実験だと言ふけれども、具体的に言つて、そういった絶対にある得ないことではないからですね。これは、スリーマイル島事故だつて、これは絶対あり得ないことがあったわけだから、核を扱うというのはきわめて慎重でなければならぬ。科学者が常に自分の限界を求めて挑戦をしていくその過程で、仮に二〇%等の境界、臨界に達して爆発が起こる。それは放射能なんというのはほんの小さいものかもしれないけれども、何ミリぐらいの放射能かもしれないけれども、そういう状態になれば放射能ができることだけは事実です。そういう危険なことが実際にあるわけでしょう。あるいは人形峠の遠心分離法、こ

れは仮定では九九%濃縮可能でしょう。そういうことを政府が助成をして、まかり間違つたら爆発をするような、それが何の法の定めもないまま、ただ、私たちが人為的に管理しますからいいです、厳密にやりますからいいですだけで過ごしておつて、事故が起こつたときにどういう責任を持ちますか。だからそここの核原料物質等の規制に関する法律というのは厳しくしてあるわけでしょう。いまのような考え方なら、実験であればもうこういうものは規制の対象にならぬ、要するに、こういうただ単なる加工の事業に関する法律等の規制だけを届け出て、そして厳しくチェックすればそれで事足りるで済みますか。

○佐々木国務大臣 松浦さんにお答えしたいのですけれども、核の問題はそんなものじゃございせん。これは実験過程であらうとこれに対する国内の監視は非常に厳重を要するわけでございます。その法規はただいま申しました規制法ではありますけれども、国内だけかと申しますと、そうじゃないのでありまして、これは国際的に核拡散防止条約にも加盟し、あるいは恐らく米国の原材料だとなれば日米原子力条約あるいはカナダとの条約等では十分監視をする、いわば兵器に転用しないという監視を受けることになっております。ウイーンの機関にその監視を、両国のパライテラルアグリーメントでもって任じてありますから、その監視にしようというウイーンの監視機関が来ておりました、厳重に監視しております。したがって、そういう転用というものはあり得ようございせんし、また、国内的な体制からいきましても、基本法からいってもあるいは非核三原則からいきましてもそういうことはあり得ないように、二重三重、幾重にもこれを監視しておりますので、そういう心配はゆめゆめないもの、安心してしかるべきだと思つております。

○松浦委員 ゆめゆめない、安心してしかるべきだと言われましても、私は核爆弾をつくらんとかなんとかいうことを言つておるつもりはないんです。実験過程でそういう事故が起こる可能性

があると申し上げておるのです。ですから、濃縮ウラン技術についてもこの条項で規制をすべきだと、こう申し上げておるのです。

専門家にお尋ねしますが、現在の吸着塔をもっと大きくすれば、三%よりもさらに濃縮度を高めることは可能でしょう。

○児玉(勝)政府委員 先生おっしゃいますように、吸着塔を高くいたしますと若干吸着率が高くなることはおっしゃるとおりだと思います。ただし、その吸着塔のいわゆる物理的な大きさということが決まりますと、逆にその吸着率というものが決まってくるかっこうになりますので、その寸法によりましてもうすでにその吸着塔においては何%かということが逆に規制されるということもございまして、われわれといたしましてはその吸着塔の高さ、また溶液の流れるフローの速さ等々勘案いたしまして、安全性について十分勘案いたしたい、こう考えております。

○松浦委員 それから、三%濃縮したウランを取り出してさらに濃縮していくことはあり得ることでしょう。現在のものでも三%濃縮したものを取り出して、またそれを実験プラントで濃縮していけば高めていくことは可能でしょう。しかしそういうことは絶対あり得ない、しませんと、こういうふうに言われるだろうけれども、現実にそういうことは可能でしょう。やろうと思えばできるでしょう。

○児玉(勝)政府委員 先生おっしゃいますように、原理的には可能でございますが、実際には非常に時間がかかりますので、非常に高濃縮のものをつくるには数年かかると言われておりますので、そういうことからいきまして、高濃縮のものをつくるのはこの方法では非常にむずかしい、それが核拡散の意味ではないのではありませんか、こう考えているわけではございません。

○松浦委員 六カ月で二〇%になると言つておられるのですよ。実験プラントを持つておるところが言つておられるのですよ。おたくの方にはそういう報告はないのですか。

○児玉(勝)政府委員 実験的にごく微量のものを何回も何回も吸着させるという方法でいきますと、そういうデータもあるかと思いますが、実際的には今度考えておりますパイロットプラントの大ききでは、とてもそこまではいかないというふうに考えております。

○松浦委員 ですから大臣、いま私がやりとりしておいたのを開きのおり、要するにそういうことはやろうと思つたらできるけれども、しかしそれはできない仕組みに、こういうふうにするというだけであります。ですから、私がさっきから言うように、なぜその規制に関する法律をつくることにこだわられるのですか。濃縮ウランというものが、これほど実験プラントが進んできて、遠心分離法なりあるいは化学法というものが現実的に助成までしてされるという段階が来ているのかかわらず、なぜ法の規制をすることに反対なんですか。それは実用に供することはないという前提に立っておるからですか。

○佐々木國務大臣 いまの規制法の規定で十分に国内的にも監督できますし、また許可その他に当たっては、原子力委員会、安全委員会等で十分これを審査いたしまして、そして金を出していくわけでございますから、国内的にもそういうおっしゃるような危険性というものはないわけでございまして、兵器に転用する意味の危険性です。私の言ひのは、松浦さんの意味は、どうもそこが両方またがっているような感じがいたしまして、どちらかはつきりしないのですけれども、それから国際的にも兵器には転用できないように、これは十分監視できるように、インスペクターが皆来ておるわけでございますから、これは問題ないと思ひます。ただ、安全性そのもの、そのものが安全かどうかという面に関しましては、これは安全だという認定でやっているわけでございまして、私の感じでは、原子炉等と比較しまして監督が十分であれば、設計その他十分審査の上許可するわけでございますから、問題なからうと思つております。

○松浦委員 大臣、私は兵器云々ということは一つも言つておらないのです、現在やっているのは実験プラントですから。濃縮過程で臨界に達した危険を伴うような状態の実験プラントじゃないか。だから、濃縮ウランの密度を高めて原子爆弾に使うとかなんとかという意味で言っているのじゃないのです。そういう実験プラントが現実にあつて、実験過程で二〇%という限界、臨界に達するような状態が生じたときには、爆発というところが起こってくる危険があるのじゃないか。それはさっきの議論でなきにしもあらずなんです。兵器に使うとかどうとかじゃないのです。そのことを私は言っているのです。ですから、実験プラントそのものをすでに奨励をして補助金まで出すという段階が来るとおるなら、法律規制をしたらどうですかというのを申し上げておるのであつて、何も兵器にどうのこうのということを私は言っているつもりはありません。実験過程の安全性の問題です。

○児玉(勝)政府委員 大臣の御答弁の前にちょっと事務的に御説明させていただきたいと思ひますが、今度のパイロットプラントは三%の濃縮ウランをつくるということが目的でございまして、それ以上の濃縮ウランをつくるという目的は持っておりません。そういうわけで、この方法は反応が非常に徐々に進みますので、そういう意味での臨界管理ということも十分できますし、今度のプラントにおきましてはその臨界管理に至るまでのような問題は起こらない、こういうふうに考えております。

○松浦委員 大臣、くだいようですが、それじゃもう法改正はやらずに補助金はどんどん出して、濃縮ウランの実験プラントはどんどん進めていく、そういうふうに理解していいですね。

○佐々木國務大臣 法改正をすれば監視監督が大変厳重になり、いまの法律では監視監督が厳重じゃないというふうに私は必ずしも考えておりません。しかし、御指摘のことでございましてからいままの法規で十分なるや否や、新しい時代にもなつて

おりますから、それをもう少し検討してみたいと思ひます。

○松浦委員 誤解かもしれませんが、いまちよつと大臣が言われたことは、それなら法律は要らないじゃないですか。管理監督を厳しくやるならば何もこんな法律要らないですよ。

○佐々木國務大臣 野方図に、取り締まる法規がなければ別です。いま取り締まる法規があるわけでございますが、あなたはそれじゃ不十分だろう、あるいは民間でも大きくやるようなときにはプルトリウムと同じように、再処理と同じようにこれは別法規ではつきりやるべきじゃないか、こういう初めからの話でございしますが、そういう民間でやるような大きい時代にはまだ入っておりません。実験の段階です。じゃ実験の段階で取り締まりは全然野方図かという、そうじゃなくて、いま取り締まる法規があるわけでございますから、その法規で十分だと思ひますけれども、しかし御懸念もあるようでございまして、十分かどうかもう一遍検討してみます、こういうことでございまして。

○松浦委員 それから大臣、大体これは原則として公開が原則だと思ひます。

○佐々木國務大臣 原子力基本法でうたつております三原則に對しまして大変誤解のありますのは、公開の原則というのは研究の成果の公開でございまして、研究途中を公開するのじゃこれは研究にならぬのですよ。これは当然の話でありまして、法規をよく読んでござらんない。

○松浦委員 法規を読ましてもらいますけれども、読んでみましても先ほど言いましたように、現実にもう実験プラントというのが実験室から立地を求めて外に出ておるわけですね。補助金を出して施設をつくる段階に來ておるわけですね。しかもイェローケーキの溶解剤とか還元剤とか酸化剤というのは、フランスとの競合があるから全くこれは発表できません。それはそれでいいです、発表できないのだから。ところが、一般論としてこういうものが使われておるだろうということが

わかつて、そういう内容についてはわれわれは知る権利を持たないのです。大臣が言われるように、実験過程だから公開は必要ないと言われたときに、公開されないものが現実に事故を起こしたときに一体どうなるのですか。そのときになつてああこれは大変だ、そういうものが使われておつたのか、それなら初めから反対すべきだったという住民の意見が出てそれは通らないということですね。だから、実験過程で立地を求めて、操業一步手前のそういう実験プラントが外に出てきてもそれは公開ではないのだ、実験過程だ、遠心分離法についてもこれは実験過程だから公開はせぬでいい、秘密に進めればいいのだ。じゃ結果が起つて、公開する過程で事故が起こるものについてはどういう配慮があるのですか。そのときに住民が反対したつて無理でしょう。そういう問題については大臣、どこで接点を求められますか。

○佐々木國務大臣 公開の意味は、私の申し上げました意味と全然同意義だと思ひます。これは長年国会でも何遍となく議論をして政府の統一見解も出した、そして言っている結論でございまして、法改正の必要はないと思つております。

そこで、それじゃ実験段階では、実験段階というよりは研究の段階で公開しないから、非公開だから大変危険だ、じゃ公開すれば危険はなくなる、そんなことはございせん。そういう意味じゃなくて、それは公開しようがしまいが安全性そのものに關しましては原子力委員会等でも十分吟味して、設計その他審査した結果これで大丈夫だろう、そして運転の途上は監視監督しているわけでございまして、そういう危険性はないということを進めているのだ、こういう意味でございまして。

○松浦委員 それじゃお尋ねをしますが、旭化成がやられる化学法と動燃がやっている遠心分離法、濃縮ウラン技術のどちらにウェイトを置いて考えておられるのですか。

○児玉(勝)政府委員 動燃事業団が実施しております遠心分離法は、ナショナルプロジェクトとし

て従来から推進しているわけでございまして、国
といたしましてはこれを濃縮ウランの本命の技術
と考えておりますが、今回実施したいと思っ
ております化学法につきましては、それを補充す
べき濃縮方法というふうに考えております。

それはどういう意味かと申しますと、先ほど来
お話が出ておりますように、三%のような低濃縮
ウランをつくるにとつて非常に容易といいま
すか、経済的にできる見通しもございまして、ま
た、それは同時に核不拡散の政策の上からいつ
ても好ましいのではないかと、こう考えてござい
ますので、補充すべき技術としてその開発の成果を見守
つておる次第でございます。

○松浦委員 遠心分離法にウエートを置いておる
ということについてはわかりました。

さらに、もう時間がありまけんから簡潔にお尋
ねをしますが、この前の電気料金値上げのとき
に各電力会社、沖縄電力を除きますが、九社で核
燃料の五十五年度残高を調べてみましたら、総ト
ータルで一兆三千四百九十九億円になっているわけ
ですね。そして原発が大体九州と同じように一千億
近く持つておるそうですから一兆四千億、約十年
近くのウランをもうすでに確保しておるわけだ
すね。そういう状況の中で、濃縮ウラン技術にそうい
う助成をしてまで奨励をするという、そのことは
どういうメリットがあるのかということが一つ。
それからもう一つは、私は率直に言つて素人で
すからわかりませんけれども、むだな投資をなく
すということからお話をさしていただきますと、
すでに動燃事業団では、新型転換炉、A.T.R.、そ
れからカナダ型重水炉、これは天然ウランをその
まま燃料にする炉、それから動燃事業団の高速増
殖炉、こういった新しい原子炉がどんどんと開発
されておりますね。そうしてくれば濃縮ウランそ
のものはもう必要ないという状態が来るのじゃな
いのですか。ですから逆に言うと、濃縮ウランは成
功したけれども結果的にむだな投資で、何にも
必要ないという事態が出てくるのじゃないです
か。そういう問題についての見通しを教えてください。

さい。

○児玉(勝)政府委員 ただいま先生御指摘の一兆
三千四百九十九億という数字は電力会社の保有しま
す核燃料資産の額であると思ひます。この核燃料
資産には濃縮ウランのみならずウラン精鉱とか、
それから完成燃料体等も含まれておりますので、
この核燃料資産は、今後の発電の増大等を考えま
すと約五、六年というふうな考えられます。そう
いう意味で、決して過大な量というふうには私た
ちは考えておらないわけでございまして、できま
したら、この原子力発電がこれからは開発され運
転されますので、もう少し長期の観点からしても
いいのではないかと考えております。

また、先生御指摘の、濃縮事業をやるころには
新しい炉がどんどんできてきて、もう濃縮ウラ
ンが要らなくなるのではないかと、こういうこと
でございますが、F.B.R.の開発は一九九〇年代の後
半ということでございますので、それまでの期間
やはり長期にわたりまして濃縮ウランが必要であ
るということかと思ひます。(そのとおりだ)と
呼ぶ者あり)それで、昭和六十五年までは濃縮ウ
ランの役割契約が大体できておりますので、約六
千万キロワット相当分の濃縮ウランは確保できる
見込みでございますけれども、それから以降の問
題につきましまして、これは自前で調達しなければ
ならないということでございますので、それに備
えまして遠心分離法またはこの化学法を開発して
いるわけでございます。

○松浦委員 結果が起つてこなければ、先ほど
言いましたように、最後まで理事さんにはおつて
いただきましてけれども、石油公団そのものが探
鉱するときにどんどんと出資をしてみても、結果的
にむだな投資、こういう状況になっておる。すか
ら、何でもかんでも新エネルギーだということ
でむだな投資をして、結果が起つたときに批判を
してみても遅いわけですよ。そういう意味で
慎重であるべきだということを申し上げておるの
です。
それからもう一つは、いま渡部先生は、原子力

発電はどんどん先生のところに持つていつて電気
料金を安くしてくれということだそうですが、そ
ういうところには大いに持つていつていいと思
うけれども、問題は、三月の二十三日にスウェー
デンで行われた原子力発電についての国民投票の
結果が、政府の方は少しとり方が誤つておるのじ
やないか。調べてみますと、発電所の維持を認め
る案が三九・一で、十年以内に廃止する案が三
八・七であることは事実です。それから設置を認
めるといふ案が一八・九%、このトータルでは国
民投票の結果は賛成だったというふうに理解をさ
れておるのですけれども、内容を分析しますと、
スウェーデンの場合は既設と建設中の炉の十二基
に限つて運転を認めるという案が一つ、それから
もう一つは、安全の確保、新エネルギー開発、省
エネルギーを推進しかつ発電所の国営等の条件つ
きで原子力発電所の維持を認める案が三九・一
%、こういうふうになっておるのですよ。です
から条件つきで賛成する人たちについても、既設
と建設中の十二基に限つて認めておる。しかも二
十五年の法定耐用年数、償却期間が終わつたら
もうなくなるのだということ前提にして認めてお
る。ですから、必ずしも政府が言われるように積
極的な意味で原子力に賛成した投票結果ではない
のですよ。やはり原子力発電は危険だということ
を前提とした、きわめて慎重な投票結果であつた
というふうに理解をすべきだと思ひます。

少し時間が経過しましたが、この点について最
後に大臣の御見解を求めて終わります。
○佐々木国務大臣 私もスウェーデンには三回ぐ
らい原子力を見に行つていまして、あれほどかた
い岩盤の中につくつておる国でございますから、
原子炉そのものの事故で周辺の住民あるいは財産
に損害が出ることはゆめゆめ思ひませんけれども、
しかしお話しのような投票の結果のようでござい
ます。

ただ、思いますのに、人口五百万でございま
すか千万、たしかそれほど大した人口でもなし、産
業といつても日本や何かの比ではないところでござ
います。

でございますから、お国柄の事情が大変違うというこ
とが一つあると思ひますし、スウェーデンにあ
らざる国、たとえばフランス、英国、ソ連、米国
等は、それぞれ原子力発電を非常に強力な進め方
で現実に進めようとしておる国もありませんし、進
めておる国もあります。サミットの会議でも原子
力発電を重要視して、これをひとつみなでやろう
じゃないかということになって建設しておるわけ
でございますから、スウェーデンの例だけをもち
て今後の日本等の原子力発電の将来をトするとい
うのは私は少し短絡過ぎはせぬだらうかという感
じがいたします。日本といつたしましては、せつか
くここまで進めてきた原子力発電でもございま
すので、今後とも安全性に対してさらに研究開発を
進めまして、これから開発すべきだというふう
に考えてございまして。

○松浦委員 終わります。

○塩川委員長 これにて松浦利尚君の質疑は終
わります。

午後一時三十分から再開することとし、この
際、休憩いたします。

午後四時四十八分休憩

午後一時四十三分開議

○塩川委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。上坂昇君。

○上坂委員 石油代替エネルギーの法律案につ
いて質問をいたしますが、まず最初に、省エネル
ギーといふことの定義について、通産省の定義にな
るのだらうと思ひますが、これをひとつ説明を
していただきたいと思ひます。エネルギー節約と
違ふ点もひとつ説明をいただきたいと思ひます。
それからもう一つは、どうしてこんなに一生懸
命省エネルギーをしなければならぬのかという
ことについてもあわせて御説明をいただきたいと
思ひます。

部でございますというお答えをせざるを得ないわけでございます。やはり特定の人に省エネルギーをお願いして、特定の人がのんびりとエネルギーを享受しておるということではいけないと思います。いま御質問のございましたように昭和二けたの人がエネルギーを享受して、私も大正でございすけれども、明治、大正の者はいろいろ節約をしるということでも済まないと思います。

で、いま上坂先生の御指摘のように、昭和二けたの人にも頑健になっていただくために省エネルギーはぜひお願いしたい、こういうふうに考える次第でございます。

○上坂委員　そこで、もう全部対象になる、こういうわけですが、産業部面、輸送部面、それから民間、そういうふうにとったときはどこへ省エネルギーの焦点を置きますか。

○森山(信)政府委員　一応私も事務的に積み上げました積算を申し上げますと、昭和六十年年度の目標でございますが、生産部門におきまして約一％の節約をお願いしたい。それから、家庭、業務部門におきまして同じく一％、輸送部門におきまして一〇・八％。それから節約措置といまして、これは先ほど申し上げましたむしろソフトウェアの方でございます。これはパーセントではなくてキロワットルを出しておりますが、千百三十万キロワットルの節約を昭和六十年年度までお願いしたいと思っておりますので、それを合計いたしますと全体で八千万キロワットルの石油換算の節約。これを率にいたしますと二・一％の節約ということをお願いしておるわけでございます。

○上坂委員　そこで、輸入の一七％増、きょうの新聞の指摘ではこれは非常に困難である、こういうふうに出てくるようでありますが、この家庭のいわゆる節約というのはそんなに一生懸命宣伝しなくたって、電気料金が上がると節約してしまうわね。ほかの、何でも物価が上がると節約していったって節約するようになってしまふのです。

問題なのは、ビルディングがありますね。五十階や八十階のビルディングをつくるようになったら、これは一体どうやって電力なんか節約できるのですか。冷暖房なんかかけないで、いまの東京にあるところの建物を見てごらんない、ここで住めますか。住める道理がないと思うのですよ。夏になってあの冷房をとめてごらんない、これはふやけてしまふですよ。今度は冬に暖房をとめて

でごらんない、とてもかぜばかり引いて仕事にならないわ。だから、もう本当に日本の家庭なんというものは自然にそういうことをやるんですから、問題は東京なら東京にある建物ですよ。そういうものに対する指導がなくて新宿あたりによきにきよき建つたり、池袋あたりにどんどん大きなものが建つようなことで省エネルギーなんというのはいくらもありません。そういう点についてはどうですか。そしてまた、そういう点についてはどういうふうなこれから指導されるつもりですか。

○森山(信)政府委員　東京におきましてぜひ大きな高い建物ができたわけでございますけれども、これは功罪いろいろあるかと思ひます。一つは、土地の制約という問題もございまして、できるだけ限られたスペースで許容能力を大きくするという必要はあります。それから、あつたビルができたのだらうと思ひます。それから、従来の高層ビルがでないとされておりました日本におきましても、高層ビルがでるという一つの科学的な勝利ではないかという気もしないではないわけでございまして、省エネルギーという観点に立ちますと、まさに御指摘のとおりでございます。

そこで、家庭用の場合を例に出しましたけれども、確かに料金が上がりますと、エネルギーコストが上がりやすくて必然的に省エネルギーが促進されるわけでございますが、私もそれはただけで十分ではないというふうに考えております。と申しますのは、先ほど来お答えいたしておりました、省エネルギーにはソフトウエア的なアプローチとハードウエア的なアプローチがあると思ひまして、コストが上がる省エネルギーをしようというのはまさにソフトウエアの面でございますけれども、それだけでは十分ではなくて、家庭でお使いになる機械器具等につきましても、自然に省エネルギーになるような機械器具の開発というものを並行的に行うことが大事ではないかというふうに考えておるわけでございます。その理

論をいま御指摘の高層ビルに当てはめると、もちろんビルにお住みになるあるいはビルで勤務される方がいわゆる省エネルギーマインドということを生懸命考えていただく必要はあるかと思ひますけれども、そこで使われる機械器具そのものに省エネルギー的なものを開発するというやり方もあるのではないかと。たとえば照明自身も相当合理化される余地がまだ残っていると思ひますし、そういう面でのアプローチ、あるいは暖房、冷房器具そのものにつきましても従来と変わった形で、一定時間使いましても結果においては省エネルギーになっているというような機械を開発する必要があるかと思ひます。それは建物内部の問題でございますが、建物そのものを省エネルギー型の建物にする必要があるのではないかと。いうことでございまして、さきに引用いたしましたエネルギーの使用の合理化に関する法律におきましては、建築物に対する措置というものが一つの大きな項目になっているわけでございまして、この二月に建設省におきまして、建築物に対しまして省エネルギータイプの指導基準を公表いたしました。今後おつくりになります建築物につきましまして、そういう基準に従って建築をしていただくというふうな指導をしたいということでございます。いまして、建物自身から省エネルギー型の建物をつくり、その中に使用される機械につきましても省エネルギー型の機械器具を使つていただく、こういう両面からの方策を推進していきたい、こういうふうに考えている次第でございます。

○上坂委員　詳しく説明をいたしてありがとうございます。いま政府がやっているいわゆる石油危機という宣伝は、税金を高く取るためにやっているんだという説がある。国民に何となく納得させて、それではしょうがない、高くなつてもしょうがない。省エネのためにいろいろなところに新しいものを開発しなければいけない。だから税金を取られてもしょうがない。生活が困るぞと宣伝するわけですが、生活が困るのじゃ大変だから税金を上げることをやむを得ないだらう、こういう認識を植えつけていくんだ。そういうことのために機構を改革したり、それから税金を高く取つたりするんだという説があるのです。実を言うと、私はもっともだと思つてゐるのです。どうですか、そこら辺はそうではないと言ひ切れますか。これが一つ。今度、一キロワット八錢五厘が三十錢に上がりますね。そういうふうにしてどんどん上げていく。そうすると国民は黙つていてもやむを得ないなと思ふのです。そこら辺が非常に問題だと私は思つてゐるのです。

そこで問題なのは、いまいろいろなことをやると言つてゐます。たとえばサンシャイン計画の推進ということがありますが、まあソフトの方が強いような感じがしますが、サンシャイン計画の供給量というのは、六十五年度で五％、そういう設定をしておられる。それから、昭和七十年年度で七％しか賄つていけないということになっている。ということは、七十年といういま五十五年です。から十五年ある。十五年間に七％しか開発しない、ふやしていかないということになつてしまふのじゃないかと思ふのです。大体一生懸命やる気があるのかないのか。そして、その間だめなところは全部原子力で賄う、こういう発想でこういう機構をつくつたりいまのエネルギー対策を考えているのじゃないかというふうに私は思ふのですが、その点はいかがでしよう。

○石坂政府委員　ただいまサンシャインのお話が出ましたので、私から答弁させていただきます。実はサンシャインを始めましたときは二〇〇〇年代のクリーンエネルギーをつくるという発想でございまして、相当長期間にわたつてじっくりと基礎的に勉強しようということでもございました。その成果としてどのくらいエネルギーが代替されるかというふうなことは全く考えていなかったわけでございます。しかし、御承知のような事態になりましたので、私もいたしましては研究開発に当たつてもある程度の目標を立てて、そのゴール

に向かつて邁進しようじゃないか、そういう考えのもとに先ほど御指摘がございました五%とか七%という数字が出たわけでございます。私どもが現在の技術水準で先を見通した場合に、このくらいのもは目標としてしかるべき数字であらうということではございません。

○上坂委員 長官、さっきの答弁。税金上げるためにつくっているんじゃないか。

○森山(信)政府委員 今回私も代替エネルギーの開発につきましてお願いをしております。御承知のとおり電源開発促進税の増税と、それから石油税の使途拡大でございます。いずれも目的税でございます。こういった代替エネルギーの開発を一般会計で推進する方法もあるかと思ひますけれども、その目的税をお願いしておりますゆえんは、やはり国民がそれによってメリットを受けるということが前提で目的税をお願いしたわけでございます。言いかえしますとエネルギーをお使いになる方が、将来のエネルギーの需給安定ということのために資金負担をしていただくというところでございますので、そこに一般会計からの支出とは違った次元の考え方が出てくるんじゃないか、こういうふうに思うわけでございます。したがって、その目的税である程度の税金の負担をしていただきまして、それでエネルギーを使っていたらどうかということになりまして、エネルギーの使用のコストが高くなるということになりますと、当然に先ほど来お話のございまして、エネルギーと考へ方がなつてくるのじゃないか、ということでございます。それは国民の選択の問題ではないかと思うわけでございます。税金を高く払つて、しかもエネルギーでもたくさん払うということになりますと、それは確かに二重の支払いということになりますけれども、そこにおのずから賢明なる消費者としての選択が働くのではないかと考へてございまして、私どもは税金を上げるためにエネルギー危機をあおりまして、エネルギーが大変になるから早く税金を納めてくださいという考へ方でやっています。

て、あなた方がお使いになるエネルギーを安定的に供給するためにはこれだけの金が必要で、それはあなたの方の御負担でぜひお願いしたい、それが目的税にさしていただいた最大の理由だということに考へております。

○上坂委員 ところで、代替エネルギーという意味について御説明をいただきたいのです。特に第二条の一、二、三、四の項目がありますが、これについて具体的に説明をしてください。

○尾島政府委員 本法案の第二条におきまして代替エネルギーを定義づけておりますけれども、これはこの法案の目的が、わが国の経済の石油に対する依存度を軽減していくことということでございまして、その石油にかわつて用いられるエネルギーの開発、導入を促進してまいりたいという見地から、石油代替エネルギーを明確に定義しているわけでございます。

石油は非常に利用価値のあるエネルギーでございます。いまして、石油を考へてみますと、まず燃料として燃焼の用に供しているわけですね。その燃焼によりまして熱を得られ、さらにその熱を交換いたしまして動力を得、その動力をさらに電気にかえていくわけでございますが、この四つのレベルにおきまして石油にかわつて用いられるエネルギーをおの規定しているわけでございます。

まずその第一号におきまして、石油にかわつて燃料として用いられるもの、すなわち石炭、LNG、アルコール、さらには石炭液化油というようなものが、燃料として石油にかわつて用いられるものだと思います。さらに、その燃焼によりまして熱を得られるわけですが、その熱にかわるべきものとしたしましては、太陽熱とか地熱とかいうのが考へられるだろうと思ひます。さらには原子力から得られます熱もここに入ります。さらに動力、これにかえて使われるエネルギーといつたしましては水力、波力、風力というようなものが考へられます。さらに電気でございますが、いま考へられておりますのは太陽光を直接に電気に変換する技術を開発いたしておりますが、太陽光発電によって

得られた電気というのがこれに入ると思ひます。これら四つのレベルにおきまして、石油にかわつて用いられるおののエネルギーの形態をすべてわれわれは石油代替エネルギーというふうに定義いたしまして、これらの開発導入を図つてまいりたいということでございまして。

○上坂委員 そうするとこの代替エネルギーというのは、ある一定の期間で代替という名前が消えていくものなのかどうか。いま言つたようなことがずつと開発されていくと、もう石油の代替ではなくなる、そこで代替という言葉はなくなつてくる、そのものが要するに動力なり熱力なり、そういうものになつてくると思うので、その見通しはいつごろになりますか。

○森山(信)政府委員 代替エネルギーという言葉に關しましては上坂先生の御指摘のとおりだと思います。

現段階におきましては一次エネルギー構造の中で七五%も石油が占めておるといふことから、これをできるだけ早く構造的に変化をしたいと思います。ことごとございまして石油代替エネルギーという言葉を使つておりますけれども、本質的には石油にかわるエネルギーではないわけでございます。いまして、エネルギーはエネルギーとして確立されなくてはならぬというふうな感じを持っておりますから、いつまでも石油代替エネルギーという言葉を使うことが適切であるかどうかは御指摘のとおりだと思います。

さらにはいつごろから石油代替エネルギーという言葉がなくなるのかという御指摘に關しましては、私どもは、ちよつと大ざっぱな言い方になるかも知れませんが、二十世紀の間はやはり何といつても石油が主力になるといふことから、できるだけこれにかわるべきエネルギーを開発していくという問題意識をかき立てる必要がございまして、そういう問題意識を範囲内では石油代替エネルギーという言葉を通じておこす必要がございまして、心の中では決まっていますけれども石油にかわるエネルギーという考へ方ではなくて、むしろ

る本質的なエネルギーということで地熱でございましてとか水力でございましてとかその他のエネルギー源の開発に取り組んでいきたいというふうな基本姿勢を持つておられるわけでございますが、ただ、くどいようございまして、当座は石油代替エネルギーということで、石油の構造をできるだけ早く、しかも少くしていこうという問題意識のためにそういう言葉を使わせていただいているということでございます。

○上坂委員 石油がエネルギーとして本命であるということですが、石油代替エネルギーという言葉を使つておられるのですが、原油そのものがいま窮乏しているというところになると、この節約といひますか、何とか原料をかえていかなければならぬという問題が起きてくると思ひます。そこで石油をできるだけ大切に使うという趣意では、原料にどうしてもメスを入れざるを得ないと思ひます。そういう点で原料にメスを入れる場合、どういふところに焦点を置いていくかということでも基礎産業局長、御説明いただきたいと思ひます。

○大永政府委員 現在石油化学工業におきましてはナフサを原料にして使つておられるわけでございますが、石油全体がだんだん少なくなつてまいりますと、ナフサもだんだん不足が欠乏してくるわけでございます。石油化学工業の規模が縮小いたしますと国民経済に非常に大きな影響を与えることになりまして、やはり原料対策というのが石油化学工業においては一番大切でございます。そこでさしあたり問題としてしましては、ナフサをなるべく有効に利用するというところで、シビアクラッキングと言つておりますが、ナフサからエチレンの収率を上げることに努めますとともに、ナフサ以外の原料といつたしましてLPGでございましてとかNGLでございましてとかといった他の代替品の利用も行つてまいつておられます。その代替品、現在は五・数%の使用率でございまして、これはだんだん上がつてくると思ひます。さらに中長期的な問題といつたしましては、一つ

は現在大型プロジェクトとして進めております。スファルトからの分解により化学原料の製造という技術の開発が進められております。さらに今年度からは新たにC₁化学ということで、一酸化炭素と水素との混合ガスからオレフィン類その他の石油化学製品をつくっていくというような技術開発をいたしております。

○上坂委員 これも非常に大切な問題で、これは非常に早く技術を開発して工業化をしていくことが必要だろと思うのです。

そこで、大臣も何か質問がないかと思っております。その御質問に御答へいたしますが、国際エネルギー機関の事務局が加盟各国に対して、一九九〇年代の初めまでに石油火力発電所を全廃するようにという提案をしたと聞いています。特に日本とイタリアが五〇%を占めておりますからこれの対象で、びっくりしている、困っているわけですが、五月の下旬にはIEAの閣僚会議が開かれるというのでありますけれども、わが国はこの提案に対してどういうふうに対応していくのか、また五月下旬の閣僚会議がどういう発展をするかというので、ひとつ予想をお聞かせいただきたい。

○佐々木国務大臣 五月の二十何日でございますが、確かにIEAの閣僚理事会が開かれる予定になっております。そのテーマを何にするかというのはまだ確定には決まっております。

京都で先週の月曜日でございますが、国際LNGの大会がございまして私も参ったのですけれども、IEAの事務局長であるランツケ氏が来ておりまして、向こうから会見を求めてきたものですから、会っている話をしてみました。アメリカを回ってきておりますので、アメリカの意向なども踏まえてみますと、やはり一つは、八一年—八〇年度、ことしはもう六月ですから半年過ぎたことになりまして、八一年のシーリング、目標あるいは八五年、場合によつたら九〇年、三つの機会に世界のIEA加盟国の輸入数量の上限をどうしたらよいかという問題が恐ら

く出るのじゃないかと思ひます。ただ、そういう目標云々ばかりじゃなくて、むしろどうしたらそういうことに到達できるかという方法論を代替エネルギーの開発も目指して議論するのが効率的じゃないかということもあるようにございまして、そういう点もあわせて恐らく議題になるのじゃないかと思ひます。

その際、石油火力は将来のものは一切つくつてはいかぬということ、去年のサミットでもそういう話になったのですけれども、今度は従来の石油火力もだんだん切りかえていくじゃないかと、この提案がなされるやにうわさも聞きますけれども、この方はまだ確かではございせん。わが国にとりましては急激にそういう状況になりますと大変な混乱を招く事態になりますので、方針は賛成といたしまして、時期とか手順というものに對しましては相当慎重に構えなければいかぬと考えております。

○上坂委員 なお大臣にイランとイラクの問題についても聞きたいと思ひましたが、時間があと二十分しかありませんからこれは後回しにしまして、いわゆる代替エネルギーの本命の一つである石炭についてお聞きをいたしますが、私は、通産省がどんなにうまいことを言つても、石炭をスクラップにしてしまったという犯罪的な行為は隠すことのできないものだと思うのです。かつて五千万トン、六千万トンという大量のエネルギー資源をわれわれは掘つていて、二十五万人から二十六万人の労働者がそこで暮らしてゐた。それで、黒ダイヤの戦士とかなんだとかおだてて危険なことをやりながらどんどん掘らせておいて、あけく果てはそれとどんでん返してしまつて首にしてゐる。安い石油を買つてから石炭は要らないという考え方の上に立つてきたということについては、これは隠すことのできない事実であります。これはまさに犯罪的行為だと言つても差し支えないと思ひます。

それで、この前学者の先生に聞きましたら、いま大学の先生でも、教授クラスの人は石炭に對する

開発の技術であるとかいろいろな技術は持っている。しかし助教教授以下になつたらこれはわからない、こういうふうな断言しているわけだ。そのくは日本の石炭に對する問題というのはひどくなつてしまつたのです。そこで、石炭を、相変わらず二千万トン体制をつくらうと思ひますが、いま千八百三十万トン程度しか実際には掘られていない。そうすると、結局これからの日本の石炭というのは一体掘れるのかどうか。いま全国で炭鉱が二十一社ぐらいたと言われております。それが掘つてゐる炭鉱、これは資源です。枯渇してくるわけだ。枯渇してくれば二千万トン体制が維持できるのか。できないというところになれば、できるやうにするためにはまたほかのところを掘らなければならぬ。前の炭鉱に手をつけようと思つても絶対に手なんかつかつられない道理がないわけだ。そうしますと結局全部やめてしまつて、国内炭二千万トンなんというの、書いてはあつてもこれはまさに机上の計画だけであつて、結局は全部海外炭に頼らなければならぬ、こういう結果になるのじゃないかと私は思ひます。私は常磐炭田の出身ですから非常に痛感をするわけでありまして、その辺についての見通しはいかがですか。

○高瀬政府委員 お答えいたします。現在わが国の石炭というのは九州と北海道でございまして。現有炭鉱で埋蔵炭量をいま調べておるわけでございますが、一応四十九年に調査はしております。現在までのところ、ある一定の深度で一定のコストで掘れるものがどれだけあるかというところを調査しておりますが、大体十億トンというところを調査しております。したがつて、現在程度の二千万トン体制ですと五十年程度掘れるということに相なります。

○上坂委員 それはいま残されてゐる炭鉱で全部掘る、こういう考え方でですか。

○高瀬政府委員 お答えいたします。たしか十億トンの七割程度が既存炭鉱でございまして。あと三割程度が新たに炭鉱を開発するとい

う個所になるかと思ひます。

○上坂委員 だから、そこまでばくは聞いているわけだけれども、答えないでばくこやるから時間ばかりかかつてしまふ。そこで開発ができるのかというのを聞いてゐるのです。三割の開発について自信がありますか。

○高瀬政府委員 お答えいたします。三割は新炭鉱になるわけでございますが、これにつきましては五十年、五十二年と調査をいたしております。そのうち開発の可能性がかなりあるという個所が二カ所ございまして、それについて現在各種の調査を進めてゐる段階でございまして。現状では開発に当たりましてかなり各種の問題がございまして。その問題点、特に環境問題とか土地利用の調整問題とか、それから労働者の確保問題等々ございまして、その問題を逐一解決しなければ現時点ではむずかしいだらうと考えております。

○上坂委員 やはりむずかしいという結論しか實際出てこないですね。だから、やはり日本の石炭だなんて、こんな計画を立ててゐるけれども、結局は二千万トン体制なんというのはいまの状況ではなかなかできないと思ひつてゐるのです。結局海外炭にばかり頼ることになる。ところが海外炭というのはいまはみんなメジャーが握つてゐるわけだ。石油ばかりではなくてきたのですね。そこで日本でも石油の開発を海外に求めるとか、あるいは石炭の開発を求めるとかいうふうなことに載つておる。載つてゐるけれども、実際に有望なところはないかという世界メジャーが握つちやつてゐるということになりまして、私はこれも非常にむずかしい問題じゃないかと思ひます。

先ほど石炭液化の問題が出ましたけれども、石炭液化の技術でもアメリカですでに日産六百トンの技術でプラントを持つてゐるわけだ。日本は一トンか二トンのようですね。技術的に見ますと大体十年ぐらいいくれているのじゃないかと言われているのです。しかも石炭液化にしまして

も、これを握っているのは、実際の技術を本場に持っているのはエクソンであったりガルフであったり、やはりメジャーなんです。そうしますと、国際資本にがっちり日本は全部握られちゃって、その体制の中に組み込まれていく方法がない。自主開発だ何だなんて書き言っているけれども、実際できるのかというところが私はやはり非常に問題だと思っております。そういう意味で、取り組み方が、文字の上では大変きれいな取り組みのように思えますが、実際問題としては石炭をスクラップにできたような状況のもの、とち

つとも変わりのないものが出てきて、結局のところは何だということ、全部代替エネルギーの本命は原子力である、そしてその原子力をどんどんつくっていくのだ、こういうことに私は結論をつけざるを得ないのです。私はそう思いますが、どうですか。大臣、お答えください。

○佐々木国務大臣　まず石炭でございませうけれども、もちろん開発輸入しなければ、単なる貿易で将来期待しているような大量の石炭というものは安定供給はむずかしいと思っております。その際、いまおっしゃるようなメジャーがほとんど押さえてしまったのじゃないかという御懸念でございませうけれども、私もその聞き及んでるところでは大体三割ぐらいでございまして、それも米国、カナダ地帯が多いように承知します。したがってわが方で一番考えております豪州とか中国の方はまだこれからのようございまして、決してメジャーが全部押さえて手も足も出ない状況じゃないというように承知しておりますから、これから機構をつくって、機構の大きい柱の一つは海外炭の開発問題でございまして、その方に力を注いでいけばまだまだ目的どおりやれるのじゃないかと思えます。

そういうことでございしますから、まず当面一番やりいとい申しますか、転換していいものは何と申しても石炭でございまして、石炭と原子力とLNGというものは三つまんじりでもえでそれぞれの特徴に従って進めていくというのが一番よろし

かろうと考えておりますので、決して石炭は表面だけで、実際は全部原子力でやるのだというふうには考えてございせん。

○上坂委員　そう答えるだろうと思つていたわけでありまして、石炭のことについてはよくは非常に心配をしているからいま申し上げたわけでありますが、もう一つの心配は、本命の二つである原子力です。原子力発電所が石油にかわってコストが安いとか何とかいうのはよくはうそだと思つて、これは全然そんなことはないと思つて、昭和三十八年が五十四、四十九年が四十八、五十年が四十一・九、五十二年が五二・八、五十二年が四一・八、五十二年が五二・八、上がったようでありまして、これは新しいものができたから上がつていくだけの話で、古いものはどんどん下がつていく。せいぜい十年くらいしか原子力はたないだろうと私は見ているのです。そういうのをどんどんつくっていくということは、コストの面では物すごい高いものになるし、それからいわゆる灰の処理するのにも大変なコストがかかるというところを見ますと、これはもうえらいことになつてしまふんじゃないかと思つておられます。

そこで稼働率を七〇％にとつた場合の原子力の発電コストが石油のコストよりどんなふうになるのか、それから六〇％ではどうなるか、現在の稼働率の五〇％台ならば一体どつちが高いのかというところを具体的に説明していただきたい。

○安田(佳)政府委員　原子力発電の発電原価と申しますと、発電所の建設時期とかあるいは発電規模等によりまして異なりますので一概に申し上げるわけにはまいりませんが、仮に標準的な地点に標準的な発電所を建設するということを想定いたしましたとして、そしてモデル的に計算をいたします。時点といたしましては五十五年の一月時点をとります。そして五十四年度運輸開始の発電所の場合といたしまして想定いたしますと、原子力発電所の稼働率が七〇％の場合におきましてはおおむね七・六円程度というふうな想定されます。これが

先生がおっしゃいました六〇％という数字をとりまして八・六円程度、五〇％の場合は九・九円程度ではなからうかというふうな推定をいたしております。一方石油火力をとつて見ますと、これは五十五年一月時点でございますが、同様に算定いたしますと、稼働率七〇％の場合におきまして十五・五円程度ではなからうか、御参考までに六〇・五〇を申し上げますと、石油火力六〇％の場合には十六・一円、五〇％の場合は十六・九円というふうな推定をいたしております。

○上坂委員　これは何と申しますか、いまのコストの面ではいゆる使用済み燃料棒とかそれからいゆる低レベルの廃棄物、そういうものを廃棄をするというところを全然コストに入れないで、それから原子力発電所が十五年なら十五年しかもたないでそれを今度はやめてしまった場合ですね、その管理コストであるとかそういうものを含んだときには、これに大きくプラスをされてくるコストがあるんじゃないかと私は思つておられます。それで、火力発電所とか水力発電所の場合にはかなり長期に稼働が可能であります。使用することが可能であります。しかし原子力は恐らく半分、もつと低い寿命しかないんじゃないかというふうな

思つておられます。そういうことを考えたときに非常に問題が出てくるんじゃないかというふうに私は思つておられます。それからいまの試算は、ウランの価格というものが現在の価格で見積もられていて、これはなにかというふうに思ひます。それと今度の上がつたいわゆる原油の値段というものと比較された上でのコストの決め方、試算の仕方だと思ひますが、ウランがこれからどんどん上がつていくというところになると、このウランもメジャーが全部ウラン鉱を押さえているということになります。これはほとんど上がつていく、こういう形になりますとその差が非常に狭まつていくのではないかとこの感じが私は持つわけですね。その辺はいかがですか。

○安田(佳)政府委員　まず、前段の廃棄物処理費等が含まれていないあるいは廃炉の費用が含まれて

ないではないかという御指摘でございしますが、まず廃棄物関係につきましては、私どもの試算といたしましては一応処理費、保管費等を含ませておりますけれども、最終処分費は含めておりません。しかしINFC等におきましては計算によりまして、廃棄物の処理処分コストは全部で三十銭から五十銭程度というふうになっておりますので、仮にその半分が最終処分コストといたしますと、キロワットアワー当たり十五銭ないし二十五銭程度ではなからうかというふうに想定をいたしております。また廃炉処分費でございしますが、まず廃炉に至ります期間が比較的短いというふうなお話でございしますが、私どもとしてはおおむね三十年程度はもつてはならないだろうかとこのように考えております。そして廃炉処分費でございしますが、この廃炉処分費は先ほどの試算には含めておりません。しかしこれも各種試算例によりまして、建設コストの数が廃炉処分費ではないだろうかとこのように見られておられますので、その点につきましてはなからうかというふうに考えておるところでございします。

それからウラン鉱石の価格でございしますが、オイルショックの後にウラン鉱石は非常に価格が急騰いたしました。その後はほぼ安定的に推移しておりますところでございます。今後の見通しにつきましては、世界の原子力発電や石油情勢等にも依存するわけで、一概に申せませんが、当分の間はおおむねこの傾向が維持されるものではないかとこのように予想しております。いずれにしてもこの燃料費と申しますと、ウランの費用が発電コストに占める燃料費の割合は原子力発電の場合に二割と三割の間ぐらいというふうに考えております。したがっていま、石油発電の場合は七割程度であることを考えますと、燃料費の上昇が原子力発電コストに及ぼす影響は相対的に小さいんではないかというふうに考えておるところでございします。

○上坂委員　説明ではそういう説明をしないと困

るからそういう説明をするんだらうと思うけれども、そんなに甘いものじゃないと思いますね。そこで一つだけ頼んでおきたいのは、もうこれ以上福島県には原子力は絶対持たせてももらえないように、そこに座っている渡部委員長代理が原子力と自分とつくづく関係、つくるという事になる。これは絶対にこれからやめてもらわなければいけないと思うのです。

それからもう一つは、私は原子力発電というのは非常に引き合なくなると思うのです。原料の面から何か引き合なくなると。メジャーがたとえ石油が上ったことに對してまたウランも上げていくという形になってきますと、これは手当てが大変になってくると思うのです。そこで考えられるのは、どうしてもやはり再処理工場をつくって、そして高速増殖炉をつくらなければならぬ、そしてプルトニウムをつくるんだ、ここへ持ってくるというふうに考えている。いわゆるこのコースを設定するために今度のこういう機構とかなんかを考えるんだというふうに私は見ているんです。そのためにこういう法律をつくったという機構をつくったという。これは必ずそうなんです。うまいことは言うけれども実際の魂胆はそこにあると思うのです。そこでその再処理工場をやつてプルトニウムをつくれれば、これはもう当然原子力爆弾の材料ですから、これは軍事力です。そこで問題になってくるのは、最近関西のいわゆる関係の偉い人が軍事力を増強しろ、武器輸出にしろ、こういうふうによつてくるのはここにあるわけなんです。というのは、日本が原子力発電所を持つという事は、これはもう大変な危険な事です。なぜかという、たとえば防衛力を増強しようとしている人に特に言いたいのは何にしろ、ミサイル兵器で日本やつけるのは何にしろ要らない、原子力発電所をばらばらと爆撃すればこれで日本は決まりだ、全部そこから放射能が出ますから、日本の一億国民は全部死滅するしかないわけなんです。でなかつたら死ぬ前に何十年も苦し

まなければならぬわけですよ。そういう非常に危険なものをわれわれは平和利用だ平和利用だと言いつながら、軍事利用はしないと言いつながら、軍事力にかわるものをばらばらとつくつておるということなんです。こんな危険な話はないのですよ。

〔渡部(恒)委員長代理退席、野田委員長代理着席〕

そこで、そういう危険なものを守らなければならぬからという事で、どういふ発想になるかという、今度は自衛力の強化だということになって、どんどん日本が軍需産業を増強していくという、私はこういう結果になっていくと警告をしておきたいと思うのです。だからこの法案というのは非常に問題のある法案でありまして、これは将来のそうし日本のいわゆる軍事大国への道につながるものではないかと私は疑わざるを得ないのです。そういう危険な法案を私たちは審議しなければならぬ。これは非常に困らなければなりません。ここらで問題なんですか。

私はこれで質問を終わりますが、こういう考え方を保持していることについて、大臣ひとつそれはどうなんだということでお答えをいただきたい。

○佐々木國務大臣 あるいは古くて新しい問題かもしれない。二十数年前初めて原子力を日本に取り入れようというときに、最も真剣に議論したのはその問題でございまして、自後各党が超党派である原子力基本法というものをつくったものでございまして、これは上坂先生の大先輩の皆さんが一緒になってつくったものなんです。

そこで、根本はあくまでも平和利用に徹するという事でございまして、そのためのあらゆる国内、国外の法律あるいは条約の整備等をしてまいつてきておることは御承知のとおりでございまして、加えて非核三原則なんというものがあつて、万国に例を見ない核は持たぬ、つくらぬ、持ち込ませぬというシビアな原則で、国際的な関心のもとに平和利用のみに徹しているというわけ

でございますから、これは御安心いただければいいんじゃないかと思つております。

それからファストブリーダーへつながっていくという事は、これはもう初めからの当然の進む道として、軽水炉だけであればこれは原子炉というのとはそれほどうまみがありません。そうじゃなくて、これがファストブリーダーにつながっていくというところに燃料サイクルのうまみが出てくるわけではございまして、私からよく申し上げるまでもなしに、ファストブリーダーになればいいわが燃やす燃料よりも自分でつくつていく燃料の方が多くなるわけですから、準国産と言われるゆえんのものはそこなんです。そして、それが一番この原子力開発の燃料面からいって一つの特徴面でもございまして、おもしろい面でもございまして、日本はそれを旨指して実はいままで進んでおつたわけですから、急にいまになって思いついてそんなことやつたのも何でもございませんと。いうことを御理解いただきたいと思つてます。でございまして、この法案をつくつたから大変いまいのコースが逆転しちゃつて、また軍事力に走るのじゃないかと、いままでの方針をもつともつと促進して早めるという方向にいくのじゃないかと。いう御懸念でございまして、そんなことはございませぬ。原子力の体系はこの法案とは別でございまして、原子力は原子力から進めましてた研究体制あるいは開発体制で、そういう別体系で進んでいるわけではございまして、この法案とは関連ないといへば関連ないと考えて結構じゃないかと思つております。

○上坂委員 終わります。

○野田委員長代理 長田武士君。

○長田委員 まず初めに、総合エネルギー調査会需給部が五十四年八月に発表いたしました「長期エネルギー需給暫定見通し」の中にあります昭和六十年年度並びに六十五年年度の目標数値について、これが達成可能と考えられておるのかどうか、この点まずお尋ねをいたします。

○森山(信)政府委員 昨年の八月に総合エネルギー

調査会から答申をいただきました「長期エネルギー需給暫定見通し」中間報告でございましてけれども、その時点におきまして考えられるあらゆる英知を集めていたしましてつくり上げましたのがいま申し上げた暫定見通しでございまして、端的に言いますと官民挙げて達成すべき努力目標ということで掲げた数字でございまして。その後の事態の推移によりまして若干見通しが変わるを得ないというところもあるかと思つておりますけれども、その時点におきます官民挙げての最大の努力目標という性格のものであるというふうに御理解をいただきたいと思つております。

○長田委員 官民挙げての努力目標ということでありまして、やはり暫定見通しでありますから、見通しとしては相当確実性のあるもの、事態に即したもので、そういうものでなくてはならぬと私は思うのです。

それでは具体的な数字でこの問題を取り上げてみたいと思つております。特に原子力発電の項を見てまいりますと、五十三年度の実績が二千六十八万キロワットに對しまして、六十年年度に三千万キロワットを予定しておるわけでありまして。これは倍率に直しますと二・三六倍増ということになります。さらにこの六十五年年度を見てまいりますと五千三百萬キロワット、何と四一・八%というふうに依存度が高まつておるわけでありまして。現在の原子力発電所建設計画を見てまいりますと、建設中のものが七基ございまして、これが五百八十四万キロワット、仮にこれが六十年年度中に運開されたといつても、既存設備も含めて二千七十九万キロワットにしかならないわけでありまして。さらに五十五年、五十六年度分について電調審では千九百六十六万キロワットの原子力発電の建設を検討しておるようでありまして、これら建設が認められたといつても、原子力発電所の建設は運開まで御存じのとおり最低十年と見積もられておるわけでありまして。したがつて、このような現状では六十年年度はおろか六十五年年度までに間に合うかどうかというのは、私はは

なはだ疑問であらうかと思っております。この点については、通産省でしょうか。

○安田(佳)政府委員 ただいま原子力発電所に関するところは、御指摘になりました数字は、昨年八月に策定されました暫定見通しの数字でございます。原子力発電につきましましては、その後昨年十二月になされました電気事業審議会の需給部会の中間報告におきましては、アメリカのスリーマイルアイランドの原子力発電所事故の影響等によります立地のおくれを考慮に入れますして、昭和六十年の目標につきましましては二千八百万ないし三千万キロワットという数字を示しているところでございます。

現時点におきます判断といたしましては、昭和六十年度末の目標三千万キロワットの達成は、若干おくれるものというふうに予想をしております。実際には先ほども申しました電気事業審議会の見通しの下限の二千八百万キロワット程度になるといふふうに見込んでおります。当省としましては、今後さらに電源三法の活用、安全性の確保、広報活動の充実等によりまして積極的な立地促進策を展開いたしたいというふうに考えておりますが、六十五年につきましましては目標は五千三百万キロワットというふうに立てております。これにつきましましては現在計画が具体化しつつあるものもございます。北海道電力、東京電力、九州電力等におきまして具体化している地点も相当あるわけでございますが、現在具体化しております地点だけではまだ五千三百万キロワットに達しません。当面の施策といたしましては、いま予定されております計画地点を早急に進めましますとともに、さらに一つでも多く原子力発電所の立地を促進いたしまして、目標達成に努めてまいりたいというふうに考えております。

○長田委員 原子力発電所の建設に当たりましては、それが本質的に放射能という特殊な危険物を内包しているということや、私もスリーマイル島へ行つてまいりましたけれども、あの事故、さらにはわが国が世界で唯一の原爆被爆国であること

から、国民感情的に私は慎重にならざるを得ないと思っております。それは当然であらうと思ひます。したがって、いずれの国よりも日本の場合は安全性については特に厳格であるべきだと考へるわけでありま。こうした点を考へてまいりますと、原子力発電所の導入計画がはかばかしくなるといふことを理由といたしまして早急に導入を図ろうとすれば、国民との間にトラブルが起ることは当然であります。そういう意味で、私はことさらに慎重な対応が必要となつてくると思へておるわけでありま。この点については見通しはどうですか。

○児玉(勝)政府委員 ただいま先生おっしゃいますように、安全性を最優先にいたしまして原子力開発をやつてまいりたい、こう考へております。それで、原子力発電所の安全対策といたしましては、原子炉自体の安全性ということが第一に挙げられるわけでございますが、それは一つは軽水炉の運転を安全にかつ稼働率よく運転してみせるということでありま。そういう意味で運転実績を上げるということが何とていっても最大の実績ではないか、こう考へております。それから安全研究、実証研究ということにつきましまして、原研まは原子力工学試験センターにおきまして、さらに進めるといふことを考へておりますし、さらに長期の問題といたしましては、日本型軽水炉の確立というところで改良、標準化の調査研究を進めております。これも五十五年にその調査を終了いたしますので、今後の軽水炉につきましましてそれを適用してまいりたい、こう考へております。

第二の問題といたしましては、安全審査または検査体制の強化ということであらうかと思ひますが、そういう意味で、行政庁におきまします厳重な安全審査または検査の体制を強化してまいりたいと思ひます。また、原子力安全委員会におきましますブルチェックもしていただきまして、行政庁におきまします安全審査が十分行われていることを確認していただくことといたしております。それから第三には、運転中の監視体制の強化で

ござい。これも国の運転管理専門官を今年度からいよいよ現地に制度として配置することになりました。そういうことを基盤にいたしまして、住民の方々と安全に対する問題の意思の疎通も図つていくということも大切であらうと思へております。この運転管理専門官によりまして運転中の保安規定の遵守状況の調査を実施させようと思つております。また、原子力発電所の運転員の資格制度の導入とか、それから品質保証体制の確立といふのもあわせてやりたいと思つております。

それから第四番目が、万が一の緊急時対策でございます。従来も防災基本法によりましてその対応ができることになっておりますが、原子力発電所の事故という特殊性も勘案いたしまして、国が全力を挙げて対応するということにいたしまして、そういう意味で、いわゆる緊急時対策の強化というところでホットラインの問題、または緊急時医療設備等々の対応を十分にやつていく所存でございます。

○長田委員 このように見てまいりますと、原子力に非常に依存度が高くなつておりますけれども、この暫定見通しは原子力のある程度下方修正しなくては行けないのではないかと、そのように私は考へておるわけでありま。そうなるまいにりますと、六十年の供給量の確保ということになりますと、石油に対する依存度を低める、その反対に海外の一般炭であるとか、LNG、そういうものの活用ということが緊急な課題にならうかと思つております。そういう点については対策はどうですか。

○高瀬政府委員 石炭についてお答えいたします。海外炭の引き取りは、先生御案内のように六十年で約一億トンという数字になります。これは世界の貿易量は相当のウェイトということでございます。これを進めていくためには、まず資源の調査、探鉱、開発という問題、それから流通をどうするかという問題、それから国内の環境を克服するための利用技術をどうするかという問題、

それからそれらの点を逐次進めていかなければならないと考へておるわけですが、われわれはこれを通称コールチェーンの形成というふうに考へております。

それで、調査、探鉱、開発につきましては、いま御審議いただいております新機構で積極的に進めるといふことを考へております。流通につきましては船会社に対しまして積み荷保証をさせまして、それで大型船の建造、就航というシステムをつくつていきたいということでございます。そのほか産炭国のインフラの整備でございます。これにつきましましては必要な資金について新機構の保証の制度を活用してはどうかというふうに考へております。また、国内の受け入れ体制ということも、国内に国内炭のコールセンターを建設することになります。これは現在開発銀行に新たな制度をつくりまして助成をしていくということも考へております。

これをつなぎ合わせますと、先ほど御説明しました調査から利用までに至る一つのコールチェーンができ上がるのではないかと考へておるわけでありま。その方向で具体的な施策を進めていきたいと思つております。

○長田委員 長期需給の見通しを立てることは、いままでの経過を見てまいりまして非常にむづかしいことだらうと私は考へるのです。ましてやわが国は国際環境の変化によつて大きく左右されるものを持つておるわけですね。こうした実情を踏まえましますと、法案第三条に供給目標を策定する規定がございます。私は、そこで果たして合理的かつ現実的な目標を立てることが可能かどうかというところは非常に危惧をいたすわけでありま。代替エネルギーの開発に当たっては巨額の投資が当然必要でございますし、もし供給目標の設定がその見通しを誤つた場合、大変な事態になつてしまふわけですね。そこで、現状に即した供給目標をどのように策定するのか、またそうした供給目標を策定される根拠ですね、どこに重点を置かれるのでしようか。

昭和五十五年四月十五日

も、暫くは申し上りまじなう。国内炭の有効活用ということは大変前向きの仕事ではないか。国内炭の有効活用という問題と、それから海外炭の有効活用というものと両々相まちまして石炭対策というものを推進していくべきではないか。

ということでございますので、先ほどお答えいたしましたとおり、今後新たな機構でやります仕事の分担は、石炭鉱業合理化事業団がそのままその部分につきましては引き継いでいくのが当然ではないかという考え方のもとに、新機構におきましては合理化事業団をそのまま包含していくという考え方をとおる次第でございます。

○長田委員 私はそのうちで、実際に権限を持つ理事長とかプロジェクトチームですが、プロジェクトチームにどういう人を配置するかということが相当むずかしいという感じを持つのです。そこで、新機構における役員の人選については、石炭鉱業合理化事業団の役員を配置するのか、あるいは一部の人入れかえを行うのか、あるいは全く新しい人選をされるのか、その点はどうか考えておられるのですか。

○森山(信)政府委員 石炭鉱業合理化事業団の役員は、現在は石炭鉱業合理化という仕事のために任命をしているわけでございますけれども、今回は、石炭鉱業の合理化の部分もございまして、今後は、それ以外の、いわゆる新しいエネルギーの総合開発という分野も大変大きなウエートを占めた機構になるわけでございますから、現在の事業団の役員の方がそのまま横すべりするというところはちよつと無理ではないかという考え方を持っております。新機構の役員は全部構想を新たにいたしましたして人選を進めてみたいというふうに考えております。

○長田委員 私も、石炭鉱業合理化事業団の役員が新機構の業務に適しているかどうかという点は、ひとつ真剣に御検討いただきたいと思っております。私、できれば役員の人事は新たな見地に立って、いま長官からお話がありましてとおきまして、その中で、具体的なところは限り民間の優秀な人材を登用していくべきである、そのように私は考えるのですが、その点いかがでしょうか。

○森山(信)政府委員 先ほどお答え申し上げましたとおり、新機構はいわゆる第三セクターで、しかも民間の活力に相当重点を置いた考え方を持っておりますから、役員構成につきましても御指摘のような考え方の方で人選を進めてまいりたいと思っております。

○長田委員 次に、石油代替エネルギーの開発導入資金についてお尋ねをいたします。暫定需給見通しをベースといたしまして、昭和六十五年度までに輸入石油比率を現在の七五%から五〇%に下げ、逆に代替エネルギーの依存率を現在の二五%から五〇%に上げるということになるわけですが、逆の、今後、この十年間で四兆円前後の財政資金が必要であると言われているわけであり、それがたがって、この資金をどのように調達するかという点はきわめて大問題だと私は考えます。そこで、通産省は当初これらの資金を新たな目的税を設けて財源の調達に当たるという方法を考えていたようでありまして、五十五年度はこれを見送っております。その理由についてはどういう理由があったのでしょうか。

○森山(信)政府委員 確かに昨年の夏予算要求をいたしました段階におきましては、私も新税構想というところでお願いしたわけでございまして、それは最後まで新税構想をお願いしたわけでございまして、昨年暮れの政府税調におきまして、エネルギー関係の税制が余りにも複雑多岐にわたっておりますので、新税をつくるかわりに電源開発促進税の増徴、それから石油税の使途変更をすることによって通産省の主張する新税構想と同じような効果が期待されるのではないかと、こういう御決定をいただいたわけでございまして、私も、財源手当てがそれによって図られるというところでございまして、別に新税をつくらなくても、目的税的なものを同一の効果として期待させていただく限りは同じ効果がでてくるという判断から新税構想を見送ったわけでございまして、新税構想を見送ったということは財源手当てを見送ったというわけじゃございませんで、いま申し上げ

ましたように、既存のエネルギー税制の中におきます財源手当ての効果を期待して見送ったというところでございまして。

○長田委員 森山資源エネルギー庁長官は昨年十一月号の「通産ジャーナル」の中で、日本エネルギー経済研究所の生田所長との対談の際、「代替エネルギーの開発という目的に協力するということをはっきり性格づけた税を考えた方が、エネルギーの重要性を理解していただくやすいのではないかと、これが私たちの価値観です。」と話されておるのです。私、雑誌を見てきましたけれども、こうしたことからは、長官が新税を設けることになり積極的に動いているんじゃないかというふうに受けとめておるわけでありまして、私はそれはなほ遺憾に思っております。この点については長官、現在でも考えは変わっておりませんか。

○森山(信)政府委員 私のつたない話で先生のお目にとまりまして大変光栄に思う次第でございますけれども、先ほどお答え申し上げましたとおり、私も、昭和五十五年度から代替エネルギーの開発に本格的に取り組むためには、目的税といった代替エネルギー新税をつくっていただきたいという念願に燃えたわけでございまして、税の方のお立場から、先ほどお答えいたしましたとおり、政府税調といたしましてエネルギーに關する税制を複雑多岐にわたらせるよりも、むしろ既存の税制を利用して代替エネルギーの財源を確保する方策を講じた方がよいのではないかと、こういう結論をいただいたものでございまして、それなりの対応をさせていただいたというところでございまして、現在まででございます。特別会計、御承知のとおり電源特会と石炭石油特会とございまして、その中に代替エネルギー開発のための特別勘定を設けていただくと、そういうことによりまして私どもの主張と税制調査会の方の御判断をマッチさせたということで、私の強い願望がそこで生かされたというふうに御理解を賜りたいと思う次第でございます。

○長田委員 長官、よく聞いてください、あなたは新税を創設することを主張したのでしょ、いまそれはもう撤回したのでしょ。

○森山(信)政府委員 資源エネルギー庁長官の立場といたしまして、代替エネルギー開発に直接使わしていただけた新税が欲しいということは私の主張だったわけでございまして。しかしながら、先ほど来たたびにお答え申し上げておりますとおり、その私の願望を税制調査会の方で聞いていただきまして、それにふさわしい財源手当てを税制上考えるということでございますから、新税であるか旧税であるか、旧税という言葉はちよつとなじまないかもしれませんが、現行税制の中で新税構想と同じ効果を持つような制度を新たに創設する、こういうような御決定をいただいたわけでございまして、私の主張は通されていただけたというふうに私は理解いたしております。つまり、私の主張が通ったといえますのは、新税構想と同じ効果の財源手当てをつけていただいたという意味で、私は私どもの主張を通させていただいたというふうに理解いたしておりますので、形の上では新税構想をあきらめたという何となく代替エネルギー開発の熱意が一步後退したたけではないかというふうに見えるかもしれませんが、私は、効果としては全く同じ効果だということに認識いたしておりますので、そういうふうに変わりつつある現行税制の改正につきましても長田先生ぜひとも御支援を賜りまして、私の新税構想と同じ効果が十分発揮できますような御支援を賜りたいというふうにお願ひする次第でございます。

○長田委員 通産大臣の答弁よりもっとむずかしいね、あなたの話は。なかなか理解できない。そういう意味で、財源手当てができれば新税の目的を達成したのと同じとは、これは全然違うのですよ。これだけインフレが高騰しておりますし、国民の生活は非常に苦しいのであります。こういう中であつて新しく税金を取ろう、エネルギー開発のために手段、方法を選ばないんとい

う感覚ではいかぬということを私は言っているのです。

○長官、いいですか、後で具体的に言いますけれども、今回、この財源といたしまして石炭及び石油特別会計を改組、拡充いたしましたね、これで三百四十九億圓、それから電源開発促進特別会計の財源であります電源開発促進税の税率を引き上げております。そして電源多様化勘定を新設をいたしましたして八百二十七億圓、合計一千七百七十六億圓の財源を調達したわけですね。長官、間違いないですね。それでこれからの新しい方法で資金の調達を行うのか、あるいは石油代替エネルギーの対策のために新たな目的税を将来考えておるのかどうか、この点通産大臣どうですか。

○佐々木国務大臣、いまの二つの財源をもちまして将来十一年、一兆五千億ですか、その調達が可能だという見通しでつくったわけでございますから、せつかく決めた税でもございまして、そのままそれを財源にして将来とも進めるべきだというふうに私は考えております。

○長田委員、そういう点、ぜひ新しい税金を考えるなどというのをしないでいただきたい、私は強く要望しておきます。

そこで、今回新税を設けないで資金を確保する方法の一つに、石油税の利用が考えられると私は思うのです。五十五年度の予算の中で石油税の使途を見てもいいですね、税収入見込みが四百億圓あります。これに對しまして石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計に二千五百二十億圓繰り入れてあります。残りの千五百八十億圓については一般会計に入れてしまっているのです。大蔵省との話し合いでは、何か不足した場合にこれを展そうというふうな話し合いもできています。一般会計に千五百八十億圓も入れておいて、いいですか、先ほどちょっと申し上げましたとおり、開発促進税の額を引き上げて八百二十七億圓も財源に加えているのです。そういう点が私は納得できないのです。財源があるのに促進税を引き上げる、この点長官どう

ですか、こんなことをやっている国民は納得できませんよ。

○森山(信)政府委員、今回私もお願いいたしておりました代替エネルギーの開発につきましては、先生御承知のとおり、いわゆる電力関係の代替エネルギーの促進というのでもございまして、石油関係の代替エネルギーの促進というのでもございまして、この税金でこういった新しいエネルギーの開発の御負担をいただくのは、私も本質的に目的税的な考え方を持っているわけでございます。石油税でそれを言うというのには、石油税を充てることにつきましては、これは目的税に合致するわけでございますけれども、電気関係の代替エネルギーの開発につきまして石油税を利用するということ、これは、目的税の考え方からするとちょっと異質なものでございまして、そういう考え方のもとに電気関係につきましての代替エネルギーの開発につきましては、電気消費される需要家の方に負担をさせていただくというのが目的税的には最もふさわしいのではないかと考えています。石油税と電源開発促進税と二本立てでやったというところでございまして、確かに石油税の一部を一般会計に一時流用するといふ現行システムはございまして、それをそのまま電源開発促進税に充てるといふことになりまして、目的税的な観点から申し上げますと、ちょっと違う考え方が出てくるのではないかと考えています。で、私もこれは電源開発促進税をぜひお願いをしたという主張をしているわけでございます。

○長田委員、私は、総合エネルギーの新しい開発という観点においては、広い意味での、広義での考え方につづきだというのが私の考え方なんです。

そういう意味、このような石油税を一般会計に千五百八十億圓ですか、繰り入れるというのは、これはちょっと違うんじゃないか。ましてやこのような機構が新しく設立されるわけでありまして、私はこの促進税の引き上げをやらないで、石

油税の方から補てんして当然しかるべきだという考え方なんです。長官、わかりませんか私の話。あたりまえのことじゃないですか。

○森山(信)政府委員、長田先生の話は私もよくわかります。わかりましたけれども、先ほどお答えいたしましたとおり、石油を消費しておられる方々が税金を負担いたしまして、それを電源開発のために使うということになります。石油と電気の間の関係は直接的にはございせんから、電気を消費されておる消費者の方が電気関係の安定供給のために資金の負担をするということ、これは当然ではないか。電気をお使いになつておられる方が全然税金の負担をせずに、石油を使った方の税金によって全部電源開発まで行うということになります。これはちょっとおかしいことになるのではないかと考えています。石油を消費した方が負担するお金で石油関係の代替エネルギーの開発を促進し、電力をお使いになった方々が電源関係の代替エネルギーの開発に資金を回すというところは、目的税的に言いますとこれは大変合理的なことではないかというのが私の考え方であるわけでございます。

○長田委員、私の申し上げましたのは、一般会計にその分を繰り入れないで、こういう開発に充てべきだという考え方なんです。ですから、電気と石油というたてまえもあるでしょうけれども、大乗的な見地に立てば私は当然行つていいものではないか、そういうふうな考えでおるのです。税金を上げなくてもいいんじゃないかという意味なんです。私の言っているのは、ガス、電気料も上がったじゃないですか。それをまた税金を上げる、もう二重の苦しみですよ。それをこの際、電気料金が上がったんですから、せめて税金だけでも現状のままにすべきだというのが私の考え方なんです。

○森山(信)政府委員、電気料金も、大変申しわけないことながら四月一日から値上げをさしていただいたわけでございますけれども、一方、石油関係のコストもずいぶん上がっております。消費

者の方々には石油関係の、たとえば灯油でございましてとかあるいは軽油でございましてとかあるいはガソリンでございましてとか、いろいろなコスト負担をいただいているわけでございます。石油税につきましては、幸か不幸かわゆる従価税という制度をとらしていただいておりますので、これは税率を上げなくて原油が上がつてまいりますと当然に収入がふえてまいりますから、税率を上げる必要はないということ、税率は据え置きということ、一般会計に一時流用をされておるということ、これは当然に石油対策及び石油関係の代替エネルギーの対策に必要な段階に至ります。特別会計の方へまた返していただく、こういう仕組みになっておりますので、これはそれなりの対応をされているわけでございますが、その余った分を一般会計から電源開発特別会計の方に移しかえをいたしますと、石油の消費者が電気関係の資金負担をやったことと同じ効果になります。で、私も大変心苦しい仕儀ながら、電力の安定供給という観点に立つて、電源開発促進税をぜひお願いしたいということを繰り返し申し上げておる次第でございます。

○長田委員、次に、ソーラーシステム普及促進策についてお尋ねしたいと思います。太陽熱を利用いたしました暖房、給湯設備はすでに技術開発が確立し、企業化も進んでいるわけでありまして。しかし、企業の生産規模が非常に小さくて、設備費のコストが割りと高くなつておるために、公的施設や住宅及び事業用施設への普及が図られているのが現状でございます。

そこで、通産省は本年度より設備費用の低利融資事業を行うため、仮称ソーラー基金を創設すると聞いておるわけですが、この制度の概要について簡単に御説明いただきたいと思います。

○児玉(清)政府委員、お答え申し上げます。助成措置は大きく分けて三つございまして、いまお尋ねの点は一般の住宅用、事業用のソーラーハウスについての助成でございます。そのほかに

も直接設置費の補助助成というのがございまして、これはソーラー基金を通さないわけでございますが、これが三十億円の助成措置でございます。

いま御指摘いただきましたソーラー基金を經由いたしますものについて申し上げますと、ソーラー基金を民間団体の中に設定いたしまして、その規模は二十二億円のお金を国の方から投入いたしまして、それから民間が二億五千万円のお金を投入いたしまして、それをソーラー基金として使うわけでございしますが、基金の機能といたしましては、民間がこのソーラーシステムを設置いたしますときに低利になるようにということで、利子補給という形で、民間の一般家庭の場合は末端金利で五分五厘、事業用で六分五厘の金利水準を実現できるような仕組みになっております。したがって、この基金造成費として投入されます二十二億円のお金と民間からの二億五千万円、これのうち利子補給分として十四億五千万円、これが金融機関に払われまして、その効果といたしましては末端金利が五分五厘あるいは六分五厘というのが実現する、そのような仕組みになっております。

○長田委員 この制度が設立されることによりまして設備の普及が行われます。メーカーが生産規模を拡大するようになりますと、必然的に設備費のコストダウンを図ることになりますし、普及の促進が大きく前進できるのではないかと、このように私は考えているわけでありまして。したがって、どうか一日も早くこの制度を確立されて広くPRしていくことを要望しておきます。

また、この制度を利用しやすくするために貸し付けのための審査を簡便にすべきであると考えておりますが、この点大分むずかしいようですけれども、どうでしょうか。

○児玉(清)政府委員 お答え申し上げます。いま御指摘いただきましたように、本制度はきわめて重要な新しい助成措置でございますので、その効果を最大限に発揮いたしますためには、利用者

が十分円滑にこれを利用できるような、また全体の仕組みについての理解を早く普及させることが必要でございますので、いまましく御指摘いただきましたような観点を十分頭に置きまして、簡便な方式でしかも迅速にということで、現在特に貸し付け審査の仕組みについて鋭意検討を進めております。

○長田委員 さらに住宅用の普及を早めるために、ソーラーシステムの設置者への、いまお話のありましたとおり低利融資、それだけではなくて、ソーラーシステムの設備の低料金での制賦販売やリース制度も私は設けたらどうかと思っておりますが、通産省はどうですか。

○児玉(清)政府委員 融資助成のほかに制賦販売やリースに対しましても助成をするということ、いま御指摘の線私どもも全く同感でございます。そして、そういった制賦販売あるいはリースの仕組みを利用して設置されますものについて、たとえばリース料とか制賦販売料が低減されるような、したがって結果的には融資助成の低利助成と全く同様な効果を上げるような仕組みを別途考えております。やり方は先ほど申し上げました融資助成と若干異なりますし、また若干検討に時間を要しますが、これも並行的に同時に実現できるようにぜひ推進してまいりたいと考えております。

○長田委員 次に、新エネルギーの開発について工業技術院にお尋ねをいたします。政府は、昭和四十八年のオイルショックを契機といたしまして、石油にかわる代替エネルギーの確保を目指しまして、翌四十九年にはサンシャイン計画を策定されたわけでありまして、ちょうど六年を経過しておるわけでありまして、現在までの進捗状況を簡単に御説明いただきたいと思っております。

○石坂政府委員 サンシャイン計画でございますが、今日まで約六年経過したわけでございますが、その間三百八十億円の国家予算が投入されまして、主要なテーマについては基礎研究からプラント開発の段階に移行しておる状況でございます。

今後エネルギー対策の重要な柱といたしまして、石炭の液化とか太陽光発電あるいは地熱エネルギーというような技術開発を中心に、サンシャイン計画を加速的に推進させたいということで、五十五年度予算は約二百九十億円となっております。これと同時に新エネルギー総合開発機構を設立することによって、さらに新エネルギー技術の早期の実用化を図りたいと考えておるわけでございます。

○長田委員 サンシャイン計画の中に太陽エネルギー技術の開発というのがありますね。最近太陽電池の企業化が報道されたことによつてにわかに注目を集めておるわけでありまして。太陽電池については、光を直接電力に変換することから、周辺技術が簡単であり、エネルギーの損失も少ないことから、太陽エネルギー利用の本命とも言われておるわけでありまして、実用化のためには電池の光電変換効率をアップしなければいけない、そうしないと商業ベースに乗らないという問題が出てきておるわけでありまして。したがって、コストダウンをどう図るかということが急務のようでありまして。

そこで、昨年十月ごろから工業技術院において有機材料を使った新しい太陽電池の開発に成功したと聞いておるのでありますが、工業技術院における太陽電池の開発の状況はどうでしょうか。

○石坂政府委員 御指摘のとおり光発電について将来非常に有望な方法であるというように認識いたしておるわけでございます。現在まで、いわゆる素子の部分のコスト低下を図る目的でいろいろな研究を重ねておるわけでございますが、主としてシリコンの結晶を使った素子の製造技術を開いておる角度から検討してまいりまして、技術的なめどが立ちつつある状況になっておるわけでございます。これにつきましては原料用のシリコンの低廉な精製技術ということも必要になりますし、また、太陽電池パネルの量産技術を確立するというようなことも必要になっておるわけでございます。

○長田委員 実用化のためにはまだまだ問題点が多いようでありまして。しかし、石油への依存度を低下させるためには、代替エネルギー利用技術の開発が急務であると言つても過言じゃありません。その中で私は、太陽エネルギーだけは無料で無尽蔵でありますし、しかもいかなるエネルギーよりもクリーンであることから、その開発には多大な期待を寄せておるわけでありまして。さらにまた、太陽電池における発電は、火力、水力、原子力などいづれの発電よりも建設運転コストがかなり低くなることと予想されておるわけですね。したがって、今後、先日新聞で発表になりましたけれども、東北大学の研究開発については工業技術院においても積極的に援助すべきではないかと、このように私は考えておりますが、その点どうでしょうか。

○石坂政府委員 今年度の私どもの計画といたしましては、アモルファスシリコンという方向を主な方向として勉強していきたいと思っております。ですが、先日新聞に載りましたような、東北大学におきましても、実験室的な規模ではございますが、特に基礎的な段階ではございますけれども、一つの新しいアイデアを出されて、シリコンの結晶を薄く膜にするという技術を御発表になったわけでございます。これにつきましては私どもも注目しておるわけでございます。

ただ、今後これの実用化ということを考えますと、さらにセルの面積をいかに拡大していくかと、あるいは効率をどうやって向上するかとか、いろいろと工業的な課題の解決も必要であると思つておるわけでございます。そういった考え方も含め

います。それと並行いたしましたいろいろな新しい着想がないかということで、傘下の研究所でも勉強しておるわけでございますが、御指摘の有機物を使った光の素子というものにつきましても、繊維高分子研究所で研究を進めておりますが、これはまだ非常に基礎的な段階でございます。これを具体的にどういう方向で実用化するべきかというところまでまだ至っておりません。

○長田委員 実用化のためにはまだまだ問題点が多いようでありまして。しかし、石油への依存度を低下させるためには、代替エネルギー利用技術の開発が急務であると言つても過言じゃありません。その中で私は、太陽エネルギーだけは無料で無尽蔵でありますし、しかもいかなるエネルギーよりもクリーンであることから、その開発には多大な期待を寄せておるわけでありまして。さらにまた、太陽電池における発電は、火力、水力、原子力などいづれの発電よりも建設運転コストがかなり低くなることと予想されておるわけですね。したがって、今後、先日新聞で発表になりましたけれども、東北大学の研究開発については工業技術院においても積極的に援助すべきではないかと、このように私は考えておりますが、その点どうでしょうか。

○石坂政府委員 今年度の私どもの計画といたしましては、アモルファスシリコンという方向を主な方向として勉強していきたいと思っております。ですが、先日新聞に載りましたような、東北大学におきましても、実験室的な規模ではございますが、特に基礎的な段階ではございますけれども、一つの新しいアイデアを出されて、シリコンの結晶を薄く膜にするという技術を御発表になったわけでございます。これにつきましては私どもも注目しておるわけでございます。

ただ、今後これの実用化ということを考えますと、さらにセルの面積をいかに拡大していくかと、あるいは効率をどうやって向上するかとか、いろいろと工業的な課題の解決も必要であると思つておるわけでございます。そういった考え方も含め

います。それと並行いたしましたいろいろな新しい着想がないかということで、傘下の研究所でも勉強しておるわけでございますが、御指摘の有機物を使った光の素子というものにつきましても、繊維高分子研究所で研究を進めておりますが、これはまだ非常に基礎的な段階でございます。これを具体的にどういう方向で実用化するべきかというところまでまだ至っておりません。

○長田委員 実用化のためにはまだまだ問題点が多いようでありまして。しかし、石油への依存度を低下させるためには、代替エネルギー利用技術の開発が急務であると言つても過言じゃありません。その中で私は、太陽エネルギーだけは無料で無尽蔵でありますし、しかもいかなるエネルギーよりもクリーンであることから、その開発には多大な期待を寄せておるわけでありまして。さらにまた、太陽電池における発電は、火力、水力、原子力などいづれの発電よりも建設運転コストがかなり低くなることと予想されておるわけですね。したがって、今後、先日新聞で発表になりましたけれども、東北大学の研究開発については工業技術院においても積極的に援助すべきではないかと、このように私は考えておりますが、その点どうでしょうか。

○石坂政府委員 今年度の私どもの計画といたしましては、アモルファスシリコンという方向を主な方向として勉強していきたいと思っております。ですが、先日新聞に載りましたような、東北大学におきましても、実験室的な規模ではございますが、特に基礎的な段階ではございますけれども、一つの新しいアイデアを出されて、シリコンの結晶を薄く膜にするという技術を御発表になったわけでございます。これにつきましては私どもも注目しておるわけでございます。

まして、この技術については十分注目し、いろいろな意味で検討をさせていただきたいと思っております。

○長田委員 太陽エネルギーを利用する発電方法には、太陽電池とは別に熱発電システムがあるわけですね。この発電には曲面集光方式とタワー集光方式の二つがあるようでありまして、

ところで、現在香川県の仁尾町にこの二つの方法を用いていずれも出力一千キロワットですが、熱発電所が本年中に完成を目指しておると聞いておるわけでありまして、ところが、この推進に当たっては膨大な敷地の確保が必要なんです。あるいは天候の問題、さらには技術的な面では鏡一つをとってみても精密な平面鏡の作成やあるいはさびとかあるいはほこりなどの防止問題、さらにはコストの問題など、数多くの課題を抱えておるようでありまして、こうした問題については対応策はできているのでしょうか。

○石坂政府委員 太陽の熱発電につきましては、私どものサンシャイン計画でも非常に多額の研究費を投じて、五十五年度に完成を目指すべく努力中でございます。御指摘のとおり太陽の光を集めるためにかなり広大な敷地がかかるわけでございますし、またこれからのいろいろな意味でのコストを引き下げるという努力を積み重ねていかなければならないと思っておりますが、現在でもいろいろ外国から見学にしているという状況でございます。大変注目をされているということもございまして、また、オーストラリア等では熱発電技術について協力して研究をしようじやないかというふうな話も出ておるわけでございます。そして、そういう状況を踏まえまして、より一層この問題についてよく勉強していきたい、こういうふうにして思っております。

○長田委員 それでは最後にお尋ねをいたします。「長期エネルギー需給暫定見通し」の中に、サンシャイン計画によるエネルギー需給量は、昭和六十五年度では石油換算三千五百万キロリットル、

構成比では五%、昭和七十年では五千六百万キロリットル、構成比では七%という導入目標を立てておるわけでありまして、ここで言うサンシャイン計画には太陽エネルギーが含まれているのかどうか。またこの目標値は、ただいま御答弁のありました実用化の見通しで果たして導入目標の達成が可能かどうか、この点はどうか。

○石坂政府委員 私どもはこれまでサンシャイン計画を進行するに当たりましては、一応二〇〇〇年を目標として基礎研究をじっくりとやるといふ姿勢でまいりました。ところが、エネルギーの厳しい事情に直面いたしまして、このサンシャイン計画を大いに促進していくということについていろいろ議論をしたわけでございます。その中でやはり一番大切なことは、十年後あるいは十五年後にどのくらい代替エネルギーが取得できるかという目標をまず決めまして、そしてその目標に向かって技術者あるいはその他の力を結集していくというところが一番大切であろうというふうに考えたわけでございます。したがって、昭和六十五年には代替エネルギーとして約五%あるいは七十年には約七%という目標につきましては努力目標というところで、これを是非でも成功させたいというふうに考えておるわけでございます。

○長田委員 以上で終わります。

○渡部(恒)委員長代理 中川嘉美君。

○中川(嘉)委員 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案、この内容に入ります前に御意見を伺いたいと思っております。

それは、政府が第一次石油パニックのときに見通しを誤ったこと、これに対してその後どのように反省し、またどういふ政策をとってきたのかというところ。わが党もサンシャイン計画にもっと手を打っていくべきである、こういうふうな言ってきたわけですが、先ほども御答弁の中で若干述べられておりましたが、一向にやる気が見当たらないかと受けとめた方が妥当ではないかと私は思います。また、石油需給安定法と国民生活安定法、これらをつくらねばならぬ適用もしなか

った、このように見た方がこれまた妥当かと思うわけですが、ただ、備蓄政策のみをIEA側との約束でやっているのみで、一体政府が本当にやる気があるのかどうか。外交交渉も積極的に行うとともに、日本国内の将来にわたる対策、こういったことも真に具体化すべきではないかと考えますけれども、まずこの点をお答えをいただきたいと思っております。

○佐々木国務大臣 第一次エネルギーショックのときと今度の大きい違いは、一つは、当時は備蓄なんというものはまだ考えてもいなかったということ。それから節約が五%、七%ということ。これが国民的な合意の上で進んでいるということ。それから御承知のように、IEAは第一次ショックの所産物として生まれたものでございまして、これによりまして最後の緊急的な融通制度というものが出てきて、いよいよよくなったときには各国で譲り合う制度が考えられるということ、それからもう一つはやはり石油の安定供給ということ。当時は考えられなかった中国とかメキシコとか、いろいろ中近東以外にも供給量がふえてきたこと等が大分当時と違った色彩だと思っております。

同時に、代替エネルギー面にしましては、LNG等は当時と比べると、五年でもう格段の相違がございますし、原子力は当時からもやっております。大きな構想は、今度が最も具体性を持って出てきたのではないかと今度ふに考えます。

それから、いま御審議いただいている新エネルギーと申しますか自然エネルギーと申しますか、こういうものの開発なんというのは当時はまだ全くアイデアにすぎない段階でございまして、こういうふうな機構をつくり、予算をつけて積極的に研究、開発、実用というところまで進めていくという体制になったのは大変な相違だと思っております。

○中川(嘉)委員 いま御答弁いただいたわけですが、石油代替エネルギーの供給目標、これは多々

論議されてきたわけですが、昨年八月に作成されたところの総合エネルギー調査会需給部会の「長期エネルギー需給暫定見通し」がありまして、石油代替エネルギーをどこに求めていくのか、すでにこの委員会でも議論がなされてきたわけですが、それでも、ソフトエネルギー、すなわち自然循環及び再生可能としての意味からは、水力とか地熱とかあるいは波力、風力、ごみ発電、バイオマス、太陽熱、こういったものがありまして、これらソフトエネルギーにはもっと力を入れるべきだ、私はこのように考えるわけですが、この点についてのお考えをお答えいただきたいと思っております。

○佐々木国務大臣 いまお話しのような方面にもっと力を入れるべきだということ、こういう新しい機構もできたものと私は承知してございまして、もちろんしばらくの段階におきましては、再生可能なエネルギーが新エネルギーとしていままでのエネルギーにかわるほど大量に希望できるかと申しますと、それはまだ早いかと思いますけれども、しかしできるだけ早くそういう時代が来るように、これからエネルギーに問題を進めていくということが大変必要なことだと思っております。

○中川(嘉)委員 たとえば地熱ですけれども、この地熱にしても、総合エネルギー調査会需給部会の「長期エネルギー需給暫定見通し」を見ますと、いま十五万キロリットル弱のものが六十年には一億二千万キロリットルに目標を置いていまして、一体これが達成できるのかどうか、そこに至るところのプロセスを具体的に示していただきた。特にこの地熱に関する限り主要なものは国立、国定公園になっていまして、昭和四十七年三月の通産省と環境庁の覚書というのがあります。この覚書で、いま開発されている以外にはやらないとされていまして、この点はどんなものか。たしか二年前に前エネルギー庁長官がその見直しをしたというふうな述べておられたようか、あわせて御答弁をいただきたいと思っております。

○安田(佳)政府委員 まず第一点の「長期エネルギー需給暫定見通し」の目標が達成できるかどうかという点でございしますが、この暫定見通しによりまして、六十年代二百二十万キロワットというふうになっております。それで、現在わが国で運転中の地熱発電所は六地点ございまして、約十六万キロワットでございます。石油換算いたしますと三十万キロワットに相当いたします。国内の有望地域はおおむね十五地点ございまして、約八十万キロワットを目標に地熱開発が現在進められております。それにさらに熱水有効利用というものを含めますならば、石油換算にいたしまして百九十万キロワットが努力によりまして開発できるのではなからうかというふうに見込んでおります。したがって、現在の三十万キロワットを足して、大体二百二十万キロワットが達成できるのではないだろうかというふうにご覧いただいております。

次に、環境庁との間の問題で地熱開発に支障はないかという点でございますが、今後地熱を開発するに当たりましては、どうしても国立、国定公園内におきまして開発を進めることが必要であるというふうにご覧いただいております。したがって、その際には環境保全について十分考えなければならぬわけでございますが、最近では発電所建設に当たっての環境保全技術も相当進んでまいりました。そういう点も含めまして環境庁とも協議して進めてまいりたいというふうにご覧いただいております。

○中川(憲)委員 いま最後のところで伺いました、二年前に前エネルギー庁長官が見直しをしたと述べたという点ですが、これはこちらの調査によりましてこの商工委員会で答弁されたということになっておるわけですが、この点、御答弁の中ではっきりと確認をしておいていただきたいのです。

○森山(信)政府委員 環境庁との覚書は、ただいま公益事業部長が答弁いたしましたとおり、地熱

の開発地点がおおむね国定公園、国立公園等に集中的にあるものでございますから、環境保全という観点から覚書を結んだわけでございますけれども、私どもの基本的な考え方は、環境保全に十分留意するという考え方はとっておりますが、地熱開発の技術進歩というものは年々歳々上がつていくわけでございますので、環境保全ということに頭に入れてながらも、技術開発の革新性について環境庁に理解をいただくという配慮も必要なのではないか。つまり、ある一定の時点において覚書を結びましても、その時点以降に環境が破壊しな

るならば、環境庁といえども開発について異論はないはずでございますから、そういう意味で覚書は永久に地点を拘束するものではないということとを私どもは通産省の立場としてアピールしてみたいという点でございます。

ただその覚書の見直しということとは、環境保全に十分留意するという考え方を覆すという意味ではなくて、環境保全と地熱開発とが技術的にあるいは社会的にも相容れられるような段階になったときはそれなりの対応をしてほしいという一つの通産省の意思があるということ、私の前任者が当委員会へ答弁したのではないかとこの点でございまして、それは私もその考え方を踏襲してまいりたい、こういうふうにご覧いただいております。

○中川(憲)委員 次に温泉と地熱資源の問題ですが、この地熱は石油エネルギーにかわるものとして、「長期エネルギー需給暫定見通し」の中で、昭和七十年に七百万キロワットを得よう、こういう計画でございまして、現在は地熱発電で電気を起こしているのはわずか十五万七千キロワット、将来七十年にたいたい申し上げた七百万キロワットのエネルギーを達成しようとするには発電所の個所の増加、これはもう大変なものになると思ひます。ところが日本古来からの保養の基地、いわゆる温泉保養基地といいますが、ここに地熱発電の場所が当たってくる。この場合に地熱発電によって温泉保養基地が侵害される場合も当然考

えられるわけですが、いわゆる地域指定、こういったことを行つて地熱の開発を行つべきではないか、このように思ひますが、この点はいかがですか。

○安田(佳)政府委員 地熱の賦存地域には非常にしばしば温泉等がございますが、地熱開発を進めたいという上では温泉などの既得権益との調整を図るという点、これはきわめて重要な問題でございます。そこで、温泉地域での地熱開発を行います。その場合におきましては、私どももいたしましては既存の温泉に支障を生じないように開発を進めるといふような方針を基本的にとつているところでございます。そういうことのために、今後とも開発地点を選定いたします場合には開発手法をどうするかという点も場合によりましては、既存の温泉に十分配慮する点によりまして温泉との合理的な調整を行つて、地熱開発を進めてまいりたいというふうに思ひます。

先生御指摘のように地域指定を行うとかいうようなことにつきましては、これはいろいろ法律的問題等もございまして、非常にむづかしい問題を持つております。その点につきましては私ども今後の一つの長期的な問題点としては意識してあるところでございますが、地域指定を行うとかいうふうな点につきましては相当問題が多くて、直ちに実行がたいところであろうかというふうにご覧いただいております。

○中川(憲)委員 地域指定は考えてないけれども何らかの形で検討していこうという、そういう程度ですと将来必ず何かトラブルが生じるのではないかと私は思ひます。温泉は地下資源ですから、掘ってみなければ上からは全くわからないわけ、よく地下水をくみ上げるとき、こういったときで絶対問題を起こさないといつて掘つてみたところが、その周りの地下水が枯渇をしたというふうなこともよくあるわけですが、地熱発電のエネルギーは当然必要なんですけれども、現在の温泉なら温泉というものが枯渇しないような方策

として地域指定以外にないというふうに私は考えるわけですが、もう一度この点について、温泉法十四条の地域指定とは違った地熱の採取の際の地域指定、こういったことを考えてはどうか、このように思ひますが、この点はいかがでしょうか。

○安田(佳)政府委員 温泉につきましては法律に基づいて指定がなされているものと思ひますが、地熱に關してははまだそういう地熱権といつたものが法定されていなくてございまして、したがって指定をしないといふところでは、全国的に地熱の有望地域をいろいろ探し出して、そのうちそういう既得の権益と抵触することの少ないような地点で有望な地域を、優先いたしまして開発を進めていくというふうな現実的な方式で地熱開発を当面進めてまいりたいというふうにご覧いただいております。

○中川(憲)委員 いわゆる温泉協会といったところはこういった問題については非常に心配しているものも当然かと思ひます。いままでもいろいろと反対運動等もあったようですが、このことに関する実態はどの程度把握しておられるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○安田(佳)政府委員 地熱開発を推進いたしますために各種の問題がございますので、通産省といたしましては地熱懇談会という学識経験者にお集まりをいただいた会を持つておりまして、その会におきまして各種の議論をしていただいております。

その中の一つの問題といたしまして温泉関係者からの御意見もございましたが、そういう温泉関係者からの御意見だけではなしに、地熱開発関係者を法定するに当たりましてはそのほかにも、非常に困難な問題がございますので、単に温泉関係者の御意見だけということではなしに、そういう問題を解決した後に初めてそういうステップがとれるかというふうにご覧いただいております。現状におきましてはまだその段階にはなかなか至っていないという実情でございます。

ます。

○中川(嘉)委員 私は先ほどから温泉温泉と言っています、別に特定の関係があるわけでも何でもないわけ、だから、その他と全部含めても結構ですけれども、やはりそういった住民の新しい事態に対する心配とか反対運動とか、いろいろこれからは起こるであろうと思いますが、先ほどの御答弁にあったように、開発地点の選定とか手法ということについて十分ひとつ配慮をしてこれから対処していただきたいと思うわけです。

〔渡部(恒)委員長代理退席、委員長着席〕

また、この地熱資源を開発する際の公害といいますが、環境に及ぼす影響について具体的にどんなものが想像されるか、どのような点が心配されるのか、それに対する対策はどのように考えておられるのか、もう少しここでひとつ詰めて伺っておきたいと思ひます。

○安田(佳)政府委員 地熱を開発いたします場合には、やはり環境保全との調和を図ることが重要であるという認識を持っております。そこでどういう環境問題があるかと申しますと、たとえば熱水中に含まれる砒素の問題、あるいは発生いたします蒸気中に含まれる硫化水素ガス等の問題等があるというふうに考えられます。砒素につきましては、日本の地熱発電所におきましては、地下深部から取り出します熱水はこれをすべて地下深部にまた還元するというシステムをとっておりますので、砒素によります河川の汚染というものは生じないものと思っております。また、蒸気中の硫化水素ガスにつきましては、これを冷却塔に導きまして、そして強制拡散方式をとりまして周辺への影響が極力生じないように措置を講じておるところでございます。

このように有害成分の除去技術につきましては研究開発をいろいろ進めているわけでございまして、さらにそのほか、クローズドシステムを採用するとかあるいは生産基地を、たとえば傾斜掘りをするなどの方法によりまして集約化して開発面積の縮小を図るとか、先ほど申しました生産還元

の井戸のシリカの付着、スケールの付着等を防止するとかあるいは冷却塔の高さを低めまして、そして自然景観との調和を図るとか、そういうような各種の環境保全対策のための措置を講じ、また技術開発を現在行っているところでございます。

○中川(嘉)委員 騒音の公害についてはどうでしょうか。

○安田(佳)政府委員 現実に発電所を建設いたします場合におきましては、騒音につきましてはこれを規制値以下に抑えるように指導いたしております。

○中川(嘉)委員 同じく原子力についても五十二年実績が八百万キロワット、これが六十年年度に三千万キロワット、こういうふうになっております、先ほども論議が出ていたようにすけれども、国民的合意に至っていないこの原子力発電に對して政府はどのように進めていくかと思はれるか。すでに質疑応答がいろいろなされたと思ひます。しかし、この具体策ですね、これをい一度はつきりと確認しておきたいと思ひます。

○児玉(勝)政府委員 原子力の開発推進につきましては、安全を最優先にいたしまして推進してまいりたい、こういうふうな考えをしております。また、安全確保の問題以外にも、地元に對するいわゆるメリットを分配するという意味で電源三法の活用をいたしたり、また広報活動の充実等によりまして積極的な立地促進策を展開してまいりたい、こういうふうな考えをしております。

○中川(嘉)委員 通産大臣の御意見も一応伺っておきたいと思ひますけれども、安全性の確認とか立地条件の合意とか、まだまだ解決しなければならぬ諸問題をたくさん抱えている原子力発電に、こういったただいま挙げたような数字ですけれども、多大な期待をかけなければ計算が合わない。一方では、昭和六十年年度を最終年度とする経済社会七カ年計画、こういったものが作成されているわけですが、エネルギー供給の不確実な状況の中で、安定した計画が成立しうるのはないかと私は思ひますけれども、こうした現実に対して

て原子力発電をどのように考えていかれるか、大臣からもひとつ答弁をいただきたいと思ひます。

○佐々木国務大臣 いまお話をございましたように、原子力発電で一番の問題点は立地問題でございます、また立地問題の根本は安全性に對する用意でございます。でございますから、まず私は、原子工学的に見て発電炉自体が安全なものであればこれは問題ないわけでございまして、それをいかに安全なものにつくり上げていくかというのが一番根本でございます、アメリカでもドイツでもフランスでもいまだに進められるゆえんのもは、そのものが安全だからと思ひます。

そこで、日本では、少し遅まきではございますけれども、原子力研究所あるいは通産系統の諸機関でいろいろ安全そのものの研究を数年にわたって進めまして、すいぶんその面からは進歩しておると思ひます。

同時に、いろいろな発電所の故障等がございまして、これに對する、どういふ理由で故障したのか、材料なのかあるいは構造そのものなのか、そういう点を、資料が非常に豊富に何年かの間に集積されておりますので、そういうものも集大成して完全な炉をつくるべく、これから標準型と申しますか、そういうものでもつくってまいりますれば、これまたすいぶん私は安全工学的には変わった行き方で、安心できるかっこうになるんじゃないかというところが一つ。

もう一つは、スリーマイルアイランドの結果、運転中の安全性という問題も大変重要になってきてまして、運転員をどうするか、あるいは運転中のインスペクトをどうするか、そういう問題が非常に重要になってきましたので、それはそれでたまたま充実にございまして、それから、公的な安全認定の機関が權威を持つたためかというのが非常に重要な問題でございまして、これは御承知のように安全委員会をつくりまして、通産省の査定とダブルチェックをいたしまして、念には念を入れてやっております。し

かも安全委員会の委員は相當權威を持った、日本では最高だとおぼしき人々で構成されておりますので、私は、日本におきましてはこの安全委員会が認定をせばまず住民の皆さんも安心していいんではないかと思ひます。

もう一つ、たつて言いますと、最悪の事態、そんなことはないとは思ひますけれども、事故が起きた場合に、それに対する対処方法をたぐいま進めておりますので、それこれあわせていきますと、住民の皆様は原子力発電というものは安全なものだ、あるいは信頼の置けるものだといふ一つの時代といふものは、そう遠い時代とは思ひますけれども、立地問題さえ片づいていけば私はずっともつと進め得るものではなからうかといふふうに考えておるわけでございまして。

○中川(嘉)委員 安全性の確保という非常に重要な問題ですから、短時間のうちにやりとりいたしますか、論議をするつもりはききょうのところはありますが、議論をしても、きょうの大臣の御答弁を踏まえてまた新しい機会にぜひこれは伺ってまいりたい、このように思ひます。

ところで、これまでエネルギーの需給に關しては従来から中央集権的であつたものを、通産省が五十五年度からローカルエネルギーシステムとして発足させようとしておりますけれども、これは大変結構なことだと私は思ひます。そこで、その具体的内容は何かなるものか、まず御説明をいただきたい。

昨年自治省がまとめた地方行政のエネルギー対策の実態調査によりますと、省エネルギーとか石油需給対策にほとんどの自治体を取り組んでいまして、ローカルエネルギー利用のような創造的な対策をとっているところは、北海道とか秋田、宮城、山梨、島根、大分、鹿児島、こういった、ごくわずかなところであるわけです。やはりそれには情報とか技術あるいはコスト、こういったものが伴うためと私は思ひますけれども、政府は、この情報とか技術の提供、さらには税制、金融、財政の面からも補助をしていくべきではないか、こ

のように考えますが、この点はどんなものか。私
はこういう身近なエネルギーを創造的に利用して
いくということは大変重要なことであると思っ
ております。単にエネルギーの問題だけではなく
て、雇用であるとかあるいは地域コミュニティー
あるいは環境保全、地方分権主義とか、こうい
った八〇年代の政策に沿う内容というものを
テーマ、こういうふうなものだと思っております
けれども、政府としても積極的に援助を行
うべきじゃないかと考えておりますが、決意のほ
どを伺っておきたいと思っております。

○森山(信)政府委員 ローカルエネルギーの取
組みの姿勢に關しましては、ただいま中川先生か
ら御指摘のありましたことを私どもも全く同感だ
というふうに思っております。

そこで、昭和五十五年度から新たにローカルエ
ネルギーにつきましての財政的な裏づけをしよ
うという計画を持っておられるわけですが、し
も、これははなはだ規模の小さいものでござい
まして、総額にいたしまして一億八千万円の規模
の予算を計上しておられるわけですが、具体的
には十八府県に對しまして補助をするわけでござ
います。補助率は二分の一でございまして、し
たが、一県当たり一千万円ということござい
まして、規模としては大変小さいわけござい
ますが、具体的には五十五年度にその地方自治
体の地域内のエネルギーの賦存量でござい
ますとあるいは利用可能性の調査を実施する場
合の調査費の一部補助というわけでござい
まして、現実に開発のための予算になります
と、これは別途の観点というふうなことを思
います。

そこで、資金的な裏づけをすることは、ことし
皮切りになりまして今後飛躍的に増大させてい
きたいというふうなことを考えておりますが、情
報の提供あるいは県と県の間、地方自治体の間
の総合調整の問題、こういうようなことを考
えまして、単に一つの府県にそういう開発を
お願いするだけではなくて、総合的な調整機
関あるいは情報提供機関、こういうものが必
要になってくるのじゃないかと考えております。

いかというところを感じておられるわけござ
いまして、近い将来にぜひそういう組織をつ
くり上げていきたいというふうなことを考
えております。そういった組織を媒体にいた
しまして、どういふ税制上の手当であるい
は財政上の手当であるいは金融上の手当を
していったらいいのじゃないかと検討する
ことにいたしたいというのが基本的な考
え方でございます。

○中川(憲)委員 次に、エネルギー需給のた
めの立地と環境問題ですけれども、この法案
にも環境の保全に留意する旨が盛り込ま
れてはいるのでありますけれども、や
っと提出されようとしているアセス
メント法案、けさのニュースによります
と地域住民の中から学識経験者を除く
こととする後退の姿勢が見受けられ
るわけですが、果たしてこのエネルギー
需給促進のために国民的合意が得られ
るのかどうか、政府はどのような方法
で説得に努めるつもりであるかを
お答えいただきたい。

このLNGとか石炭、あるいは原子力に
しても立地までは十年以上は当然か
るとされておりますけれども、話し
合ひとかあるいはアセスメントを
する手続に時間がかかる、そして
かなりの建設期間がかかるという
ふうな、いかげんな見通しを立て
ておられるのか、いかにいかに思
われないわけですか。このように
見ると、果たして政府の言う需
給目標の達成というものが可能
かどうか、確信のほどをひとつ
大臣から伺っておきたいと思
うわけですが。

○佐々木国務大臣 アセスメント法案に
關しましては三回だと思いましたが、関係
閣僚会議がございまして、その最後
に要綱の形で一応関係閣僚として
は合意を見たわけでございます。し
たが、公聴会でございますが、初め
は原案にいたしまして、説明会とい
うもの、特に自治大臣が主張いた
しまして公聴会というものを、必
要に応じてやはり知事としては諮
問を受けて決断を下したいんじや
ないかと、公聴会というものをそ
れが要綱の中に入れようという
ので入ったわけでございます。

その後、要綱を法律化するのに法制局との間に
いろいろやりとりがあったと思
います。法律の形式で決
まらしたときにはまた閣僚議
を開こうというところで別れて
おりますので、けさの新聞の
真偽のほどは私からではござ
いませぬけれども、法律の
原案を審議する段階には
まだ至っておりません。

○中川(憲)委員 時間の関係で次に参
りますが、この新エネルギー
総合開発機構のあり方、こ
れはもうすでにいろいろと
出ていますので、一、二
点だけ確認をしておきたい
と思っております。

まずこの整合性の問題について伺
いますけれども、基礎研究
的なものは工業技術院に
残す、企業化の近いもの
については新エネルギー
開発機構に移す、原子力
については科学技術院が
担当する、三部門でや
れるようにすけれども、
総合調整は果たしてこ
れでできるのかどうか、
この点を伺っておきたい
と思っております。

○森山(信)政府委員 代替エネルギーの
供給目標につきましては、閣議の議
を経た上で通商産業大臣が決定
するということでございます。こ
が一つの総合調整の場になる
かと思っております。

て運営をさせていただきます、こ
ういう考え方でござ
います。

○中川(憲)委員 代替エネルギー技術開
発のいわゆる公益性の面から、こ
の新機構が行う石炭液化の
ノーハウですね。これに
しても特定の企業とかある
いは委託者だけにやる
ということになるかと
不公平になると私は思
うわけなので、ノーハ
ウは大企業だけへの
奉仕になることなく、
広い分野に行き渡
るようにはすべきで
はないかと思
います。

○石坂政府委員 新エネルギー機構で開
発いたしました成果につ
きましてはいろいろ考
えられますけれども、た
とえば特許という形
で出せるものがある
いはノーハウという
形では、技術者の頭
の中に残るもの、そ
れからも一つは、技
術者の頭の中に残る
ノーハウというもの
があるかと思
います。前の二者に
つきましてはエネ
ルギー機構がこれ
を取得することが
できるわけござ
います。三番目の
問題につきま
してはなかなか
取り扱いがむずか
しいのでござ
います。一応そ
の技術者の頭
の中に保存さ
れるということ
になるかと思
います。

○中川(憲)委員 いまお尋ねのとおり、い
ずれにしても不公平というものが
将来生じるようなことがあ
つてはならないわけ、いわゆる大
企業だけへの奉仕になるという
ことのない路線、こ
ういふことを考
えなければならないかと思
います。

でございます。

○中川(憲)委員 次に石炭対策の推進ですが、国内炭は言うまでもなく最も安定的な供給源であり、一定規模の生産を維持することはエネルギーの安全保障の見地からもあるいはまた地域経済、さらには雇用との関連、採炭技術の今後の海外石炭開発に果たす効果等からもきわめて重要であると思ひます。これを担保する石炭対策の推進ですけれども、これは欠かすことのできないものから、石炭鉱業の状況というものは、これは採掘個所の深部移行による生産コストの上昇あるいは過剰貯炭、内外炭価格差あるいは労働力確保、こういった多くの問題を抱えているわけですから、生産そのものは二千万トンという数字を下回っているわけですから、海外諸国では長期ビジョンに立って進めているわけですから、たとえば西ドイツ、ここには四〇%の国内炭を利用するといった、資源における安全保障というものを非常に重視して考えているわけですから。一方わが国の場合は、安易に石炭を斜陽産業としてしまったわけですからけれども、このような脆弱さを招いた責任を担当省としてどのように考えておられるのか、この点をお答えいただきたいと思ひます。

○高瀬政府委員 お答えいたします。

国内炭の安定強化対策というのは第一次から第六次にわたって行われております。その際、わが国の資源状況というものを大前提といたしまして、既存炭鉱の生産力等を前提として供給の将来性、そういうものに観点をおく。第二点は、競合エネルギーの供給力とか価格等の経済諸条件を勘案いたしまして、一次から六次にわたって適時適切な対策を打ってきたというのが実情でございます。

政府といたしましては、国内炭が貴重な資源である、しかも代替エネルギーであるという観点から従来どおり変わっておりませんで、その認識に立ちまして、そのときどきの客観情勢を踏まえて国内石炭鉱業の安定強化策を図ってきたわけでございますが、その際、この安定強化策につきまして

は、他に類例を見ないような手厚い財政援助をしてその維持に努めてきたということでございまして、わが国の石炭鉱業の維持に政府として手抜きがなかったという認識は持っているまいというのが実情でございます。

○中川(憲)委員 どうも伺っていることに対する答えが返ってこないのですけれども、この今回の法案の内容を見ますと、海外炭の開発輸入にかなりのウェイトがかかっているように思ひます。石油については石油公団があるように、この機構は石炭のための石炭公団のような感じを受けるものですけれども、石油の開発についてはかなりのリスクがあるわけで、ある面では成功払いのような投融資もやむを得ないと私は思ひますが、新機構が海外の炭鉱を開発しようとするのに対して政府はどのような投融資をするのか、このあり方について御説明をいただきたいと思ひます。

○高瀬政府委員 お答えいたします。

従来海外の石炭開発につきましては、石炭鉱業を含んだものを対象として取り上げていた。それに對しまして調査の段階では補助金、探鉱の段階では融資、それから開発の段階では債務保証という制度を持っていたわけでございます。今後海外炭の大幅な増大に対処するために、石炭鉱業に限らず、商社とか石油業界、そういうものも幅広く参加ができるというシステムに変えておりまして、調査の段階の補助金は従来どおりの制度でございまして、そのほか探鉱融資につきましては融資条件の大幅な緩和をしております。それから、債務保証につきましても保証対象額の幅を広げておるというところで、積極的に対処しております。

○中川(憲)委員 石炭を利用しようとする一番の問題、これはばい煙とか灰処理の問題であるいはSO₂、NO_x等の問題、こういったものが多量に出ることが考えられるわけですからけれども、こういった公害問題とかあるいは環境との調和についてどのような対策を立てようとしておられるのか、これは当然万全の対策を講ずべきだと思ひますが、具体的に御説明をいただきたいと思ひます。

います。

○高瀬政府委員 お答えいたします。

石炭利用は、当面どうするかという問題と、将来どうするかという問題と二つあると思ひます。当面の利用の問題としましては、硫黄酸化物、それから窒素酸化物、ばいじん等の大気汚染物質をどうするかという問題が第一点。それから、石炭を燃焼した後の灰をいかに処理するかという問題が石炭利用の決め手になるということでございまして、したがって、われわれ政府といたしましては従来から研究をしておりました、排煙脱硫、脱硝技術につきましては現にもう研究に着手しております、ほぼめどがつきつつあるという現状でございます。それから、灰捨て場の立地とか石炭の灰利用の技術については、現在研究を積極的に進めているという段階でございまして、将来は、やはりクリーンなエネルギーにすることが必要であるのじゃないかというところで、これも現在基礎研究等を進めているという段階でございまして。

○中川(憲)委員 この石炭の供給についてですけれども、六十年代で海外炭一億五千万トンの輸入が計画されている。先ほども同僚委員からの質問に對してこの件に関する御答弁があったようにすけれども、世界の貿易可能量、これが約二億トンというふうな言われていますが、約半分は当たる。実際にこれが可能なかどうか、供給国並びに供給量ですね、こういったことについて具体的な計画があれば、当然これはなければならぬわけですが、御説明をいただきたいと思ひます。

○高瀬政府委員 お答えいたします。

現在、と言いましても一九七七年の統計で言いますと、世界の石炭生産量というのは二十五億トンというところになっております。そのうち、国際貿易というところで動いているのが約二億トンでございまして、そのうち一般炭が約三千万トン弱というところになっております。今後の世界貿易量というものを考えてみますと、一九八五年で約二

億一千三百万トン、それから一九九〇年で三億二千三百万トン、二〇〇〇年では五億三千万トンというところに相なるのではないかと、これがIEAの予測で出ているわけでございます。その増加率の一番大きいのは、原料炭ではなくて、一般炭ということに相なっております。

資源の賦存状況を見ますと、石炭の埋蔵量はかなり多いと思ひます、それが日本を中心とした環太平洋に広く広がっているというところでございまして、資源的な制約というものは少ないのではないかと、現に国際貿易量が小さいということから、今後の需要増というものは新規炭鉱の開発を前提としなければならぬというところで、新規炭鉱の開発、それから国内の流通体制の整備ということに今後一層の努力をしていかなければいけないのじゃないかというふうな感じをしております。そういう方向で、先ほど御説明いたしましたような諸対策をいま打っているという段階でございまして。

○中川(憲)委員 私が伺ったのは、六十年代で海外炭一億五百万トンの輸入計画があるという、実に簡単な質問をしているわけですからけれども、それに対して何らびたつとした答へが返ってこない。ほかのことをしゃべっておられる。要するにこれは全体の半分は当たるのだから、それに対する供給国ですね、その量はどうかというのだと、簡単な質問なんです。

○森山(信)政府委員 昭和六十年度の世界の貿易見通しが、先ほど石炭部長から御答弁いたしましたように二億一千三百万トンでございまして、日本の一億トンがそのうちの約半分でございますから大丈夫かという御指摘でございますけれども、この点につきましては、いわゆるメジャーがある程度その石炭を押さえているのじゃないかという御指摘につながってくるのじゃないかと思ひます。私どもメジャー経由のものも直ちに割り高になるというふうな考え方も持っておりますけれども、せっかく日本へ持つてくるからには、日本の手による開発輸入ということを考えた

いという事でございまして、先ほど申し上げました世界の貿易量と因果関係はございすけれども、日本の手による開発輸入という事に力点を置きまして、私も考えております期待量は日本の手で確保したいという事を基本的に考えておる次第でございす。

○中川(参事) どうももう一歩先に進めなくてしょうがないわけですが、では、この一億百万トンの輸入計画というのがあって、どこどこから輸入するか、それは全然わからないわけですか。

○高瀬政府委員 お答えいたします。

この一億百万トンの数字の内訳をまず御説明いたしますと、一億百万トンのうち、一般炭が二千二百

万トンでございまして、その残りはほとんど原料炭ということになるわけでございます。原料炭は、現在もうすでに五千万トンを超える数量を輸入しております、その大宗はオーストラリア、約四〇〇万トンだと思います。それからあと中国、ソ連、アメリカ、それから国内炭ということと構成されていくわけでございます。今後、この一般炭の二千二百万トンの主要輸出国になるのは、オーストラリアがやはり鉄鉱と同じようなウエートになってくるのではないかと、このように感じております。その次に大きいシェアを持つのは中国ではなからうか。その他、南ア、インド等がいま検討されているところでございます。

○中川(参事) この辺でもう次へ進みますが、貿易量の半分ということで、この石炭の値段が上がりませんかという事が当然懸念されるわけでございますけれども、実際の折衝に当たって、値上がり招くことがないようにうまくやるべきだと私は思うわけです。こういったことは、政府としていまから当然考えておかなければならない、十分に相当するわけですから。そのことについて具体的な対策が実際にあるのかどうか、すでに輸入されたということも踏まえてのあれですが、お答えをいただきたいと思ひます。

○高瀬政府委員 お答えいたします。
わが国の価格アップにつながる輸入体制を

つくるためには、鉄鋼、電力、セメント等の大口ユーザー業界が十分な話し合いをして、いたずらな競争をしないというシステムが必要かと思ひます。それにつきましては、現に鉄鋼、電力、セメント業界で今後の海外炭の手当てについて国内調整をいかにするかという議論はすでに行われております。それを踏まえた上で、先ほど言いましたように、やはり供給力をふやさなければ価格アップにつながりますので、積極的に開発輸入を考えていこうということで、そのシェアを、輸入量の半分以上は開発輸入でいきたいということを考えていま諸対策が打たれているというのが現状でございます。

○中川(参事) 石炭の点では最後の問になるかと思ひますが、石炭を使用する経済性の限界について一点だけ伺ひます。

まず、この発電設備について、石油を一〇〇とすると石炭が一六八、こういうふうになるようでありまして、そのほか石炭については輸送問題とか公害対策とか、石油に比べて格段の扱いにくさがあると思ひます。そこで伺ひたいと思うのは、石油に比べて石炭の価格、これがどれぐらいであれば経済的に成り立つのかという点、この点はいかがでしようか。

○安田(佳)政府委員 発電コストについて比較をいたしますと、これはなかなか具体的な、現実的なケースを申し上げるわけにもまいりませんので、五十四年度に運転開始するといひます標準的なプラントのモデル例で申し上げますと、昨年九月ごろということで、ちよつと時点のとり方が古くなりますが、そういったと、海外炭を使用いたしましたと、当時の石油火力と石炭火力とはほぼ同程度のコストでございまして、建設単価は石炭の方が高いでございます。しかしその後石油価格は相当上昇してまいりました。他方、石炭火力につきましては、石炭価格もある程度の上昇があるわけでございますが、特に問題なのは公害対策設備費が非常に増大してきていますという点と、新規立地に伴いますインフラの整備費が増大

しているという発電コストの上昇要因がございす。そういう点から見ますと、一般的に石油火力と石炭火力との発電コストはどちらが高いかという事は、現時点ではなかなか申し上げにくい状況でございす。

○中川(参事) キロカロリ当たり石油がどのぐらいで石炭がどのぐらいになるのか、要するに何割ぐらいなら引き合ふのかといった点があるの、前の質問で価格交渉ということも非常に重要になってくるのだ、そういった価格を越えないような形というものが大事なのだということ伺ったわけなのですけれども、大体の割合がどうなるかということですね。この点はどうかですか、全然わからないわけですか。

○安田(佳)政府委員 大変申しわけありませんが、ただいま手元にキロカロリ当たりの石油及び石炭の価格の資料を持ち合わせておりませんので、後ほど先生に御連絡いたします。

○中川(参事) これは非常に重要なことでもありますが、ひとつ委員長、資料をぜひ提供していただきたいと思います。

もう時間が参つておりますが、工業技術院の関係の方がおいでになっていらつしやるようなので、まとめてちよつと伺つておきたいと思ふことがここに最後にありまして、これは機構とは関係のないことであることは承知の上で伺うわけですが、新技術ということで二、三の質問を一本にまとめて最後に伺つておきたいと思ひます。

それはMHD、すなわち電磁流体発電についてですけれども、現在工業技術院の手によつてムーンライト計画の一環として研究開発が進められていゐるMHDですが、新技術の開発という点から注目に値するわけですので、これについてお聞きしたいわけですが。

まずMHDへの評価、そしてこれまでの研究開発はどのようになっていゐるか。ついでにずっと伺つてしまふますが、世界的開発状況はどうなっているのか。外国との技術提携あるいは共同開発についてはどのような見通しを持っていますのか。

さらに最近において工業技術院関係者がアメリカのDOEを訪問しているわけですが、この訪問内容はどんなものであつたか。またシュレジンジャー氏の後任であるダンカン長官からの話もあつて、二月にミッションが派遣されてきたわけですが、このときの話し合いはどのような内容であつたのか。最後に、五〇%以上の熱効率ということになることからして、今後積極的な対応を私は望むものですけれども、今後の開発計画はどのようなものか。

以上、時間の都合もありますので、一本にまとめて伺つてしまつたわけですが、技術院の方からお答えをいただければと思ひます。

○石坂政府委員 御指摘のMHD発電でございすが、これは非常に熱効率が高くなるというようなこととか、あるいは多様な燃料が使えるというようなメリットを持つユニークな発電方法であると認識しているわけでございます。その将来性を重視いたしまして、昭和四十一年度以来国のプロジェクトとして研究開発を進めておるわけでございます。昭和五十一年度からは第二期計画というのに入つておりました、現在五十六年度からの発電実験に備へまして、マーク7と私どもは言つておりますが、発電実験プラント、これは百キロワットのものでございまして、この建設を進めておるといふのが実情でございます。

それから、世界的な開発状況でございますが、現在MHDに関する大規模な研究開発を行つておりますのは、わが国のはかにはソ連とアメリカがございす。ソ連でございすが、これは最も進んでおるのではないかと、このように考えられておりました、ソ連の発表によりますと、一九八五年ごろには出力五十万キロワットという実用規模のMHDプラントを完成して運転研究を行う計画があるというようにされております。またアメリカにおきましては、最近開発に非常に力が入つてまいりまして、いわば加速化が行われておりまして、一九九〇年代に実用化の技術を完成するという事で努力をしているところでございす。

それから三番目の御質問の、諸外国との技術提携、共同開発についての見通しでございますが、現在日米両国間の共同開発ということにつきましてMHDを対象に考慮はしておるわけでございまして、ただMHDが非常に多くの技術的研究開発要素を持つということがございまして、またその開発に非常にお金がかかる、非常に巨大規模の開発であるというようなことがございまして、両国が何らかの形で協力していくことは望ましいと考えておるのでございますけれども、協力のあり方につきましては、今後の課題としていま検討させていただいておるところでございます。

それから、工業技術院の担当者が米国のエネルギー省を訪問しておられるというところでございますが、事実でございます。私どもの担当の研究開発官が昨年の十月にDOEを訪問いたしました。その中で行われた話し合いでございますが、一つはMHDの長期的開発計画について日本側がいま再検討を行っているところであって、日米協力ということもこれにあわせて検討したいということをお互に述べたところでございます。それから二番目に、MHD技術開発の進捗状況とか実用化の見通しなどにつきまして、わが国の関係者に周知させる必要があるのではないかというようなことをこちら側が述べておるわけでございます。もちろん向こうの研究開発の実情も現場で見てまいったわけでございます。

それから次の御質問は、ダンカンからの親書で二月にミッションが派遣されたということでございます。これも事実でございます。本年の二月十二日から十五日の間に、米国エネルギー省のMHD部長を団長としたしまして、メンバーだとか電力会社などのメンバー計六名が来日いたしました。日本側の関係者と数度にわたる意見交換を行ったわけでございます。両国の開発状況とか実用化の見通しというようなものについて意見交換が行われました。もちろん米国側のミッションもわが方の研究施設の訪問も行ったわけでございます。

最後の御質問で、MHDは非常に効率がいいので積極的な開発をしてはどうだという御意見でございます。私もこの世界のエネルギー情勢の深刻化の中で、長期的な問題といたしましてMHDの重要性がますます高まってくるだろうというように考えております。ただ、実用化のためにはまだいろいろ技術的問題が山積しております。また、それと同時に、先ほど申しましたように本格的な開発のためには巨額な投資も要するというようなことでもございます。したがって、わが国といたしましては当面現在建設をやっておりますマーズ7の実験機によりまして、十分いわば基礎的に長期的な開発をどういう方向で進めるかというところを考えたと思っております。

もう一つその際、エネルギーの情勢だとか、利用するサイドの長期的な展望だとか、それから米国の開発動向等も勘案しながら慎重に検討していきたい、こういうふうに考えているわけでございます。

○塩川委員長 これにて中川嘉美君の質疑は終了いたします。

○神崎委員 本日私は、条文に即してその解釈、運用について伺います。

まず、第三条で石油代替エネルギーの供給目標を定めることとあります。閣議決定を経て目標を決めるわけですから、現在のエネルギー需給見通しなどとは相当違いがあることは明らかであります。ところで、さしあたり目標として掲げるエネルギーの種類はどういうものか、お答え願います。

○尾島政府委員 お答え申し上げます。

第三条におきまして供給目標を定めることになっておりますが、この供給目標を定める代替エネルギーの種類といたしましては、「開発及び導入を行うべき」というふうなことにされておりました。量的なウエイトですとか供給可能性あるいは汎用性、いろいろな面を考慮しまして、今後開発

し、導入を図っていくべき重要な代替エネルギーの種類を定めてまいらうかと思っております。今後さらに検討していくことにいたしております。けれども、現在われわれが考えておりますのは、石炭、LNG、原子力、地熱、水力と太陽エネルギーなどを考えております。

○神崎委員 そこで原子力発電についてであります。政府は、わが国において原子力発電所の建設は促進すべきであるという国民的合意はすでに形成されておるといふ認識なのでしょいか、それとも政府当局は促進すべきであると考えているが、まだ国民的合意が十分に得られておるとは言えない、こういう認識なのでしょいか、どちらなんでしょう。

○佐々木国務大臣 国民の理解が順次深まりつつあるという認識を持っておりまして、アンケートの結果、数字ははっきり覚えておりませんが、原子力発電に対する支持の率が相当ふえておるようになっています。しかしおっしゃるようなパーフェクトに、一〇〇％支持を得ておるかとは申しません。決してそういうことではないと思っております。まだまだ努力が必要だと思っております。

○神崎委員 まだまだ国民的合意が形成されておらない、こういうふうにお認めになったのです。が、いまの段階で一〇〇％というふうな言い方は、いまの段階でいいますか、それは一体どこに置いているのか。勘として、いまはまだあかぬなあ、そういう調子で見ておられるのか、大体いけるといふふうに思っておられるのか、基準は一体どこに置いておられますか。

○佐々木国務大臣 やはり基準は、世論のことです。目安にすぎないやないでしょうか。

○神崎委員 国民投票を行ったわけではない。原発建設はもっとどんどん進めるべきであるという点で国民的合意が得られる、そういうことも言えないですね。こういうような状況、いま大臣がおっしゃるような状況なんですね。それはつまり、

いま認められたように、まだ十分国民的合意があるとは言えない、そういうふうに言うことは、まだまだ国民的合意を形成する努力の余地がある、こういうふうな思っているのでしょうか。

○佐々木国務大臣 まだまだ努力すべきだと思います。私も二十数年前から考えておったのが、もしそのまま実現しておれば、いま油の問題で国民に迷惑をかけるなんてことはなかったらうと思っております。そういう点から考えますと大々残念でございます。そういう点から考えますと大々残念でございます。そういう点から考えますと大々残念でございます。そういう点から考えますと大々残念でございます。

○神崎委員 そこで、この法律案第三条は原発建設の目標も決めるわけでありまして、従来からも通産省は原発建設の促進に努力してきたことは周知のとおりであります。しかし、この法律が成立いたしますと、閣議決定もして、政府が従来以上に原発建設を支援することになるわけであります。原発建設促進に法的根拠を持たせるということになります。これはきわめて重要な点であります。この予算委員会でもわが党の不破議員が安全対策上の問題を重ねて指摘いたしました。いまも言われたように国民的合意の形成という点でなお余地が残されておる、そういう状況にありながら、法的根拠を持たせて促進を図るということ、これは、国民の生命、民族の将来、これに責任を負うという立場からわが党はきわめて重要に考えます。この点について重ねて御見解を聞いておきたいのであります。

○佐々木国務大臣 御承知のように、言うなれば原子力基本法が原子力開発の憲法みたいなものでございまして、これに基づきまして原子力委員会あるいは原子力安全委員会等ができて、国としてその認定あるいは方針に従って開発を進めることになっておることは御承知のとおりでございます。いま、この計画を計画として閣議にかける前には、恐らくは原子力に關しては原子力委員会等の承認も得ましてそして進めるものだと思いますので、若干の国民の中にはまだ不賛成の方がお

るにしても、国の法のもとで権威づけられた機関のゴーというサインであればこれは進めるべきだというふうに考えます。

○神崎委員 次に、第四条はエネルギー使用者の努力を明記しております。「エネルギーを使用する者は、「石油代替エネルギー」の導入に努めなければならない」とありますが、ここで言う「エネルギーを使用する者」とは、文字どおりエネルギーを使用するすべての者、すなわち農民、漁民、中小企業あるいは一般国民などを含むこのすべてを指すのですか。

○尾島政府委員 本法案は代替エネルギーを開発いたしまして、それを実際に導入を図って利用を拡大していくことを目的としたしております。したがって、開発のみならず導入面におきましてもエネルギー使用者に對しまして一般的な導入努力義務規定を設けたわけでございまして、けれども、その「エネルギーを使用する者」の範囲でございまして、文字どおりわが国におきましてエネルギーを使用する者すべての者を対象として考えております。

○神崎委員 そうしますと、たとえば重油を使っている農民やふる屋さんが石炭を使うように使用エネルギーを切りかえる場合に、これらには金融上の助成が行われることもあり得ると考えていいんですか。

○尾島政府委員 御指摘の中小企業者、農民、その他の国民にその導入を図っていく上で、いろいろな助成を行わなければならない事情もあるかと思ひます。今後その助成の措置につきましてはその必要性に応じまして検討してまいりたいと思っております。たとえば先ほども説明がありましたとおり、ソーラーシステムの導入に對しましては、民間住宅用、事業用の建物等につきましても必要な範囲におきまして助成措置をとることにいたしておりますが、今後広く一般に代替エネルギーの導入を図っていくためには、その必要に応じましてこの助成制度というのを考えていきたいと思っております。

○神崎委員 いまその助成については、あると思ひ、また検討する、こういうふうに言われたが、たとえば具体的にいまおっしゃった助成制度の内容、こういうものを考えておられたら答えていただきたい。

○尾島政府委員 先ほどソーラーシステムの導入につきましてもよく触れたわけでございまして、けれども、工場、事業場のような大口消費者に導入を図っていくためには必要な助成を考えていかなければならないと思っております。その手始めといたしまして、産業用のLNGの導入あるいは石油から石炭に転換するもの、それからコールセクター等につきましては、開発銀行からの低利融資を考えております。

○神崎委員 いま広く国民全般だというふうに言われたのですが、しからばこの代替エネルギーの導入に努めるべき対象に、自衛隊や在日米軍も含まれるのですか。

○尾島政府委員 本法案におきましては「エネルギーを使用する者」と言っておりますが、何ら範囲を限定するような規定は設けておりません。したがって、一般的に御指摘のあったような国等の機関につきましてもこの努力義務規定は含まれるというふうに解釈いたしております。

○神崎委員 そういふ一般論じやなしに、具体的に在日米軍も含まれるか。含まれるのだしたら含まれる、含まれないのだしたら含まれないと明確に答えていただきたい。

○尾島政府委員 法律論といたしましては在日米軍につきましても国内法の適用はあるものと思っております。この規定では努力義務規定を規定しただけでございまして、罰則等の規定は設けておりませんけれども、一般論といたしまして在日米軍に對しても適用されるものというふうに理解いたしております。

○神崎委員 あなたが理解するのじやなしに、こちらが理解したいから質問しているのです、だからそれは一般論ではだめだ、はっきりおっしゃいと言っているのに、あなたも一般論的に言いますな

らばとお答えになっているのですが、まだそこははっきりしてないんですか。してなかったらしてないでいいんですよ。

○尾島政府委員 お断り申し上げましたように、法律論といたしましては在日米軍に對しましてこの規定は適用されるものというふうに考えております。したがって、御指摘のように在日米軍はこのエネルギー使用者の範囲に含まれるものというふうに考えております。

○神崎委員 一つも明快でないね。これはわが国の法律にするんではないか。その法律に従つてもええと考えるというふうなニュアンスに聞いたのですが、この法律はそんな頼りないんですか。まだあなたの方の考えに入つておらんのだら入つておらんのだいいんです。あるいは除外するのなら、いまあなたが言った、一般論的に日本におる者すべてにそれが及ぶというんだったら及ぶしとまあ言えないんですか。法律的にこうやってありますから及ぶように思ひますというふうな、そんなへつり腰の答弁をせぬでいいでしょう。

○尾島政府委員 法律論的には云々と申し上げましたのは、本法案が成立しまして、適用の対象として在日米軍がその対象に含まれるというふうになれわれ思つておりますけれども、御説明したわけは、罰則あるいは強制措置というものが本法案には規定されておられません。したがって、この努力義務規定は、適用はあるけれどもそれを強制するような手段はございませんので、そういう意味におきまして法律論としてはその対象に含まれるというふうに申し上げたわけでございまして。

○神崎委員 よくわかりました。そうしたら、先ほど挙げましたところのいわゆる漁民、農民、中小企業、一般国民も同じカテゴリーですね。

○尾島政府委員 御指摘のとおり、そのとおりでございます。

○神崎委員 そこで、少し側面から聞きますが、代替エネルギーの導入に努めなければならぬ点はすべてのエネルギー使用者にあるとしても、第

一義的には当然石油の大量消費事業者がその対象の主なものだと言ひますね、そうじやないでしようか。

○尾島政府委員 代替エネルギーの開発、導入を図っていく上では、その効果から考えてみまして、大口消費者である工場、事業場、これは全エネルギー消費の割合を考えると五六%ぐらいい上つておりますが、そういう工場、事業場を対象として施策を進めていくことは効果的だと思っております。したがって、第五条におきまして導入指針を策定することにいたし、さらにそれに基づきまして指導、助言をして導入を促進してまいりたいというふうな法のたてまえになつてゐるわけでございまして。

○神崎委員 どうも答えが聞いていることにはばつと合わない。考えているとか思うとかじやなしに、聞いていることに対してどうでないとかあるとか、そのとおりだとか、こういうふうにお答え願つた方が質問がしやすいのです。聞いていることじやないことを言つて、それで最後になつてそう思うと言われれば、またそれを聞かなければいかぬようになってしまふのです。だから、いま言つたように当然大量消費者、事業者が対象になる、これは常識論ですね。そうしたらそうやと言へばいいのに、ああじやこうじや言つておいて大体そうだと思う、こういうことになつてしまふのですが、もう一回。ぼくの言つてゐるとおりですか。

○尾島政府委員 エネルギーを使用する者ということで、すべてのエネルギー使用者を含みます。もちろん御指摘のように、大量消費者も当然その中に含まれるわけでございまして。

○神崎委員 では次に進みます。

次に、第二十条の機構の運営委員会に關して伺ひます。

これまでの審議で、この運営委員会は大変重要な役割を負つてゐるということ、大臣も資源エネルギー庁長官も言明されておられます。私も当然そう考えるわけであります。

そこで、この機構と同じ特殊法人である電電公社の場合も経営委員会が設けられております。日本電信電話公社法第十二条に基づいて、電電公社の経営委員は衆参両議院の同意を必要とすることになっております。郵政省に伺いますが、電電公社の経営委員人事が国会承認を必要とするようになった理由はどういう理由ですか、伺います。

○金光説明員 お答えいたします。

日本電信電話公社の経営委員会は、公社における最高意思決定機関として、公社事業の企業性の發揮と公共性の確保の調和を目的として設置されております。予算、決算、事業計画、資金計画等、公社経営の根幹にかかわる重要事項につきましては、同委員会の議決事項とされております。したがって、公社の経営、管理の基本事項を決定する機関である経営委員会を構成する委員は、高度の公共性を有する独占事業の経営を左右する重要な職責を有するので、その任命には慎重な考慮を要する、そういった点から両議院の同意を得て内閣が任命することになっているというふうに理解をいたしております。

○神崎委員 日本放送協会、NHK、これの経営委員も国会承認を必要としていますが、これはなぜですか。

○志村説明員 お答え申し上げます。

NHKは、あまねく全国に放送を行うものという事になっておりますし、また全国の受信者が負担する受信料をその政経基盤とするということでごさいますので、その経営については受信者の意向を反映する必要がある、こういうことから受信者たる国民の代表者ということで、その選任については国会の同意を要するものとして理解しております。

○神崎委員 そこで、いま電信電話公社とNHKについて聞いたのですが、言うまでもなく石油代替エネルギーの開発導入は、広く国民の理解を得ることがどうしても必要であります。場合によっては、国民生活の重要な切りかえや産業構造の転換も求められるほどのものであります。そこで、

新しく設立される機構が真に国民本位に運営されるかどうか、運営委員人事はそのかなめの一つでもあります。国民の総意で取り組むという立場に立ち、かつ議会制民主主義を貫くという点でも、国権の最高機関である国会の承認を得るということこそ道理にかなったことであると思えます。当然この機構の運営委員は国会承認の人事案件とすべきであります。この点について伺います。

○尾島政府委員 日本放送協会経営委員会ですと

か、日本電信電話公社の経営委員会の委員について国会承認案件になっているわけですが、その職務が広く国民一般に直接大きな影響を与えるものであるということとを前提といたしましてそうなされているものと考えております。本機構の運営委員会につきましても、その職務の重要性というところが高いわけでごさいますけれども、その職務の性質は、中長期にわたる代替エネルギーの開発促進していくという特定の政策分野について方向づけを行っていくものでありますので、その委員の任命につきましても、当該政策を担当する通産大臣によって判断されるのが適当であらうというふうに考えております。

○神崎委員 当然そういうような答弁が返ってくることは予測しておりますが、そうじゃなしに、きわめて重要である点から重ねて言いますが、私は、この機会に、大臣よく聞いておいていただきたい、現在の特殊法人の役員や国の審議会委員について国会の承認を必要とするものにはどういうものがあるか、これを見ました。実はそれで驚いたものであります。原子力委員会委員、原子力安全委員会委員、科学技術会議委員、宇宙開発委員会委員、これなどは国会承認が必要となっております。これは当然であります。しかし一方、商品取引所審議会委員が国会承認案件となっていないのにこの新エネルギー総合開発機構はそうではない。要するに問題の重要性との関係で見ますと全くちがう感じがするのでございします。特に通産省関係のものはさきに挙げた商品取引所審議会だけで

す。電気事業審議会、石油審議会、石油公団、金属鉱業事業団などエネルギー関係の審議会、特殊法人はすべて国会承認を必要としない、こういう扱いになっております。また、土地鑑定委員会委員、漁港審議会委員、運輸審議会委員、鉄道建設審議会委員、地方政財審議会委員などは国会承認案件となっております。横に並べて考えてみますと、経済審議会とか産業構造審議会とか、非常に重要な役割を果たしているものがしるべき扱いになっていない、そのことを強く感じるわけであります。特に商品取引所審議会の委員が国会承認を必要とするのに、石油、電気、代替エネルギーがその扱いになっていないということはどう考えても不合理です。重ねて大臣の見解を聞きたいと思っております。

○森山(信)政府委員 委員会、審議会等の構成員

につきましても、その人事を国会承認案件としております。その見ますと、行政委員会またはこれに準ずるようなものにつきましてもこの取り扱いを要するということが原則ではなからうかと思っております。次第でございします。

そこで、いま御指摘のございました商品取引所審議会について国会承認案件になっておるではないか、こういう御指摘につきましても、同審議会が当初発足当時は行政委員会として発足したわけでごさいます。その当時行政委員会につきましても国会承認案件とするという原則に従いましてその後商品取引所審議会が行政委員会的な色彩を脱却いたしました現在のような審議会制度になったわけでごさいます。最初に国会承認案件になったものをその審議会の性格が変わったから国会承認から取り下げるのも大変失礼な話でございします。一応当初に決めたこととやらせていたでいて、こういうことでごさいます。

○神崎委員 私はいま商品取引所審議会だけを挙げたのじゃない。特定なものとして挙げたので、それ以上たくさん挙げましたね。それとの関連から見ても、今度できる機構はそれに該当しないは

ど、量、質ともに国権の最高機関のところで承認をしてもらわぬでいいくらいな軽い機構というふうに理解してもいいのですか。

○森山(信)政府委員 国会承認案件とすべしという神崎先生の御主張は、それほど重要視していたでいて、ということとでは私は大変うれしく思うわけでごさいます。しかしながら、先ほど来尾島審議会から答弁申し上げましたように、広く国民一般に関係のあるものにつきましても、議会制民主主義でございしますから国会承認案件にしたい。ただのが当然だと思えますけれども、この限りにおいては大変重要な仕事ではございしますけれども、新エネルギーの開発、導入促進、新技術の開発という局面に限ってみますと、これはやはり国民一般の方に直接的な影響はない。通産省が関係の議を経て定めます供給目標に従いまして技術開発を集中的にやるといふ局面に限って申し上げますと、やや国民一般の汎用性と違う局面があるのではないかと。このことでごさいます。これは行政上の判断から人事を選ばせていただきたいということとでございします。このことといたしまして、このことといたしまして、決して国会承認案件じゃないと重要な組織ではないという考え方はなく、そもそもその発想が違ひますので国会承認案件にはしてないというところでごさいます。その点私どもは機構の重要性と人事案件としての次元の違いを感じておるという次第でございします。本機構そのものの重要性につきましても、神崎先生のおっしゃるようには大変重要な問題だというふうに私どもも考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○神崎委員 国会で承認を受けたらいいとか悪いとかいうところの局限的な問題の理解ではなしに、いま出ているこの法律案というものは三年や五年の問題ではないのです。恐らく二十一世紀に向かつて国の産業基盤、国民生活の基礎に大きな影響を与えるようなきわめて重大な中身を持つた、またそれを進めていこうとする法律的性格がある。それをやるのに、その機構がそのような考

え方でひとり歩きしたりあるいは一大臣が認める
とかというような形からやっていて、本当にそ
ういうことではないのだから。こういう意味で、
何もこの委員会を国会で決議したら貴族がつく
か重みがあるとか、そういうようなものじゃなし
に、いま出ているこの法律案はそれほど重要な内
容を持っていますよ。しかもそれを運営する人た
ちがそういう形でのいふのだから、こういう観点
から伺っているんですね。先ほど大臣に聞いたの
ですが、大臣、これは後に言葉を残したいけな
いと思っておられるのか黙っていらっしゃるの
ですが、率直な考えとして大臣はどう思いますか。

○佐々木国務大臣 さつき長官から答えましたと
同様でございますけれども、原子力委員会あるいは
宇宙開発委員会も同じだと観念しておりますけ
れども、これは形式は諮問機関でございますけれ
ども、実質は一種の行政委員会的な性格を持った
ように法律上は仕組んでございます。ですから、
原子力研究所とか動燃とかいろいろ原子力の
機関がございますけれども、それとは切り離され
た一つの行政的な性格を持った委員会ございま
すので、そういう意味からいたしまして、国会の
議決を経て大事をとろうというふうに考えている
んだと私は承知してございます。今度のこの委員
会はこの機構とそのまま密着した一つの機関で
ございまして、これから離れて国民全般の云々とい
うふうな、それほど行政的な性格を持ったもの
ではないと承えてございますので、諮問機関と言
うのは語弊があるかも知れぬが、国会の承認を得
るまでの必要はなからうというところでござい
うになったと考えてございます。

○神崎委員 この論議は一応ここでとめておきま
しょう。

次に、第四十条の「業務の委託」についてであ
りますが、地熱、太陽熱、石炭液化、これらの技
術の企業化を促進する開発について、これを委託
する場合、委託先は外国の会社もあり得るでし
うし、またあるだろうと思うのですが、これが法
文上は何ら委託先に限定条件がついておりませ

ん。この点をひとつ明らかにしていただきたい。

○尾島政府委員 技術開発を効果的に効率的に進
めていくために適當なる委託先を選定したいとい
うことで、法文上には何ら限定的な規定を置いて
おりません。したがって、外国企業について
もその対象となり得ると考えております。しか
し、当面具体的には外国企業への委託というの
は、いまのところ考えられないのではないかと
思っております。

○神崎委員 また、四十条で、「機構は、通商産
業大臣の認可を受けて定める基準に従つて、業
務を「委託することができ」とあります。この
「基準」というのは一体どういう内容を想定
されておられるのでしょうか。

○尾島政府委員 機構から技術開発の業務の一部
を民間企業に委託する場合に、あらかじめ通産大
臣が定めた基準に従つて行わなければならないこ
とにしておりますけれども、一般的基準で定め
る事項については今後具体的に検討してまいり
たいと思ひますが、いまわれわれが考えてお
る内容としては、委託の要件、委託先選定
の要件、契約の要件、委託業務の管理方式、委託
成果の取り扱いの要件というように考えられ
ると思ひます。

○神崎委員 いまおっしゃったその要件は公表さ
れますか。

○尾島政府委員 具体的な公表については新機構
が設立され、その新機構において判断されること
と思ひますが、われわれとしては必要に応じて公
表していくことが望ましいのではないかと
思ひます。

○神崎委員 望ましいじゃなしに、公表するよう
に指導しますか。

○尾島政府委員 そのように指導してまいりたい
と思ひております。

○神崎委員 やつとかみ合つたですね。

次に、企業化のための技術開発について、委託
する委託先は大企業か外国会社またはそれらの子
会社、関連会社になるであろうと思ひます。こ

で開発された技術はだれでも使える保障があるの
でしょうか。機構の名において行う技術開発、そ
の成果がすべて機構のものとなる保障があるので
しょうか、どうでしょうか。

○尾島政府委員 技術開発の成果につきまして
は、一般に特許権、実用新案権等の法律上の工業
所有権やいわゆるノーハウというようなものが
ございまして、これらの機構における技術開発に
よつて得られる成果については原則として機構が
有するということにして、その管理運営は機構に
ゆだねられることになりました。

○神崎委員 私どもはこの点をきわめて重要視し
ております。すでに先般来工藤議員あるいは安田
議員も指摘しておりますが、私はあらゆる技術に
ついて言えることだと思ひます。いわば大企業
が国の金で技術開発を行つて、その成果を食い逃
げすることはこの法律では防ぎ切れなかつたと思
ひます。文書等に表現できるものは抑えられ
るものがあるけれども、それとてその保障は乏しい。
ましてや周辺技術、ノーハウ、技術情報は外部に漏
れささない守秘義務協定があるのが通常でありま
す。外国会社への委託もあるのですからこれはな
おさらのことです。開発した技術は国のもの
になるというやり方を貫くのかどうか、大企業
に食い逃げさせないようにすることがいま
言ひ切れるのかどうか、この点御答へ願ひたい。

○森山(信)政府委員 先ほど尾島議員から御答
へ申し上げましたとおり、原則といたしまして新
機構に特許権、工業所有権、ノーハウは専属とい
たしまして確保するという基本姿勢をとつてい
るわけでありまして、原則として申し上げました
のは、技術者の方で大変りつぱな方を確保するとい
う観点から、一身上に属すべき特許権等につ
いて、いかなるりつぱな人が来ても、その人が開
発し発明したものは全部国が取り上げますよとい
うことになりまして、技術者がなかなか集まらな
いという問題もございまして、そういう一身上に
帰属すべきようなものは特定の研究者の方の専属
とする場合もあり得るということでございます。

で、それ以外はすべてこの機構がホルドするとい
うことでございます。したがって、この機
構が国民の税金を使わせていただいて開発をいた
しました工業所有権等のいわゆる権利関係は全部
専属的に機構に確保いたしまして、それを民間企
業が企業化する際のやり方につきましてまた別
途の観点ということで、特定の企業に直ちに工業
所有権なりノーハウが移つていくという考え方は
全く持っていないということを申し上げておき
たいと思ひます。

○神崎委員 さてそこで長官、実は私、先日経団
連の担当の方から率直な意見を伺ひました。経団
連の考え方としては、国が技術を全部取り上げる
というやり方ではだめだと言ひます。委託を
受けてからの開発は国の金かもしれないが、委託
を受ける前は企業のお金でやつてきたのだ、そ
ういふ基盤の上に委託があるのだから、技術開
発で秘密が保たれないとか、その成果をすべて国
が取り上げるということでは決して進まない、こ
う主張されたのであります。この法案の作成過程
で通産省に対してこの主張は強く言つてあると言
つています。この点、政府はどう考えておられ
るのか伺ひたい。

○森山(信)政府委員 この機構で分担いたします
業務は、再三当委員会でお答え申し上げましたと
おり、資源の開発と技術の開発、これは特に企業
化を促進する必要があるものについての技術開
発ということでございます。したがって、その
前の段階において基礎研究が一つあるわけござ
いまして、その基礎研究がある程度目鼻がついた
ものを、特に企業化を促進する必要があると認
めたものについて新機構に移すわけでございます
から、その前の段階で、つまり基礎研究の段階で
にある種の権利が発生したものを国が取り上
げるといふことにつきましては、いささか問題が
あるのではないかと、いささか問題が、少
なくともその新機構に移つた段階で開発されて
生じた権利関係につきましては国のもの、
これは国の税金をもつてその技術開発をするわけ

でございますから、そのプロセスにおきます権利関係はこの機構に属するというを申し上げておるわけでございまして、恐らく経団連が先生に言われたと思われまして、その機構に移る前の基礎研究の段階で発生した権利関係を全部国が取り上げるのはおかしいじゃないかということではないかと思ひまして、その点につきましてはなるほどおっしゃることもございまして、その点についてはいたしますけれども、それをさらに発展させて出てまいります権利関係につきましてはあくまで国に帰属すべきである、こういうふうに考えております。

○神崎委員 長官、もともと通産省当局の考えていた構想は、金も人も国が使う強力な公団構想であったのです。それに対して経団連が、民間の活力を使うことで簡素で効率的な機構にすべきだと批判、反対した、こういう経過があるのですね。

〔委員長退席、渡部（恒）委員長代理着席〕
いまそれまでの話だという話ですが、そういうニュアンスですが、そこで反対した経過がある。民間の力を評価せず、国がすべて取り込むやり方に経団連は反対したのです。今回の機構はいわば妥協の産物なんです、話の上の。したがって、官民一体となつてこそ機能が果たせるようになっていくというように言うのですが、民間の活力を使うことを強調して、そして官民一体を強調されておるのですが、その官民一体の本質的な中身は、この機構の業務を民間に委託する場合も民間企業側にメリットが残されていなければならない。この点でも経団連側の証言があります。すなわち委託を受けて開発研究する過程で新しい何かを開発し、それを企業化して民間企業が利益を得ることがあつても国は税金を取れる、だからそれでよいのではないか、こういう論理であります。また、民間企業から機構へ技術者が出向する場合も、出向するメリットが必要なのであります。民間企業が出資もし、技術者も出向させる、金も人も出す、そうして技術開発のうまみはすべて国のものになる、こんな仕組みの運営になるのであれば民間の協力は得られない、機構は機能しないだろう、このように向こうは明言をしております。これが経団連の論理であります。政府はこの過程でこれを承知しているはずなんです。この点は運用上の重要問題として残っているのだと経団連はまづ言っております。結局、経団連が要求するような運用をするのか、それとも技術の食い逃げを許さない運用をするのか、ここにいま大事な問題があるわけなんです。こういう経過がずっと来たことを大臣は御承知ですか。

○佐々木国務大臣 この機構が公団から第三セクターに性格を変える、そのやりとりの中で、正確には忘れなければいけません。そういう話があったことは事実でございます。

○神崎委員 長官の意見はいかがですか。

○森山（信）政府委員 経団連が主張しておると言われます点は、恐らくこういうことじゃないかと思ひます。つまり先ほどのお答えとも関連があるわけでございまして、新機構で技術開発をしたものがすべて新機構、つまり国の権利になりまして民間に全くその権利を渡さないということになります、その企業化がなかなか進まないのではないかと。したがって、その点につきましては、開発されたものが実用化されるようなメカニズムをうまく考えてほしいということを主張しておるのではないかと、こう思ひます。その実用化を促進する考え方、権利関係の帰属とはまた別の考え方でございます。特定の権利関係を特定の企業だけに与えておくということになりますと、かえって経団連が言っておるのだらうと思ひます。実用化の促進にもつながっていくかないわけでございまして、その点の運営につきましましては経団連も特定の企業に専属させることを主張しておるわけではなくて、広く民間にその実施権を移してほしいということへの主張につながつておるのではないかと、こう思ひます。権利関係と実施権とはまた別個の問題だ、こういうふうに考えております。

○神崎委員 時間が大分迫つてまいりましたが、

私はこの点については重要な問題点が二つあると思ひます。一つは国の予算の不正使用などの新しいエネルギー汚職といひますか、これが生み出される可能性があるという点であります。二つ目には、技術が秘匿されていらないかどうか、三つ目には、その他の委託に係る事業が適正に行われているかどうか、国すなわち通産省と機構と会計検査院が委託先に立ち入り調査ができることが必要だ、こういうふうに思ひます。不正使用などそういうことのないようにするとは言明されると思ひますけれども、それでは説得力がないうと思ひます。実際の体制として未然防止の措置が必要であります。委託先への立ち入り調査権を法文上でも明記すべきではないのか、こういうふうに思ひますが、この点どうでございますでしょうか。

〔渡部（恒）委員長代理退席、委員長着席〕

○尾島政府委員 機構が必要がある場合に一部を民間企業に委託しつつ、あくまでもみずからの責任を負いながら技術開発を進めることになっておりますけれども、個々の技術開発プロジェクトの進捗につきましては、委託部分があるときはそれを含めて機構全体がその管理、調整をしていく責任を有しております。政府といたしましては、この機構への監督を厳重に公正に十分やっております。全体として整合性のとれた技術開発を推進していくことができるものと考えております。

○神崎委員 それはさつき挙げた第一で、第二に、自民党政府のエネルギー政策の一貫した根本問題は、わが国のエネルギー産業を民間私企業にゆだねているということでありまして、石油、石炭、電力という国家的にどうしても欠かせない産業がもうからなければならぬという私企業体制になつておる。石油代替エネルギー産業はこれからの産業でしょうが、民間任せでは進まないと言つて政府が乗り出したと言え、リスクは国が負担、利益は大企業というのが今回の構想であります。石油代替エネルギーの企業化に成功したとしても、結局導入するかどうか、新エネルギーを量

産するかどうかは、もうかるからもうからないかで決まります。従来と少しも変わっていません。この点も経団連は正直に語ってくれました。石油代替エネルギーの開発、導入はわれわれも取り組んでいる、政府の指導でやるのではなく市場メカニズムで決める、こう言っております。法律体系もそういうものになっていくと私は解釈しております。

今回の法律案は、きわめて重要な点が運用のさじかげんにかかつていたり欠落したりしているのではありません。民間私企業任せのエネルギー体制について、いまだ検討する考えはないのかということをお大臣に御意見を聞きたいと思ひます。

○佐々木国務大臣 要するに研究開発にはいろいろな段階があるわけでございまして、原子力の例で言いますと、研究炉から実験炉と申しますか、原型炉あるいは実証炉、そして実用炉という段階を経ていくわけでございまして、この機関は、その間において原型炉あるいは実証炉、実用の直前のその段階を担当するのが主任務であるということとは、いまだ担当がある申し述べたとおりでございますけれども、お話しのように、しからば実用炉というのは何だ、実証炉が済んでいよいよ実用に入った、実用に入ったということは、要するに民間でも企業がそれを引き取つて、自分の企業として、自分の採算で自分のリスクでそれをやつていく段階に入ったということでございます。その場合には民間に任せするのはいまの資本主義のたてまえとしては当然ではなからうかと考えます。

ただ、それまで行く道行きとしては、民間だけでは進みませんから、国としてこういう機関をつくつて、そして民間にパートナーシップするというのがこの機関の使命だと考えまして、こういう機関なしにはなかなかそういう実用化段階に進まない、それを一日も早く進ませるというのにはやはりこういう機関をつくつていくのが一番いい資本主義体制では必要な措置ではなからうか、こういうふうに考えるわけでございます。

○神崎委員 時間が参りましたので、先ほどから質疑をしてまいりまして、この法律は、まだ国民的合意が十分に得られないところの原発建設を促進するという点に対して法的根拠を与え、かつ大企業率仕型、もうからなければやらない民間私企業任せだ、こういうエネルギー体制の新しい拡大である、私はこう思います。これはきわめて重要な問題点を持つておる、こういうことを明らかにしてまいりました。

日本共産党・革新共同は、石油代替エネルギーの開発研究が真に国民的利益に沿って進められるようにならなければならぬ、こういう立場から、政府に先ほど申しましたような各点を深く検討していただきたい、このことを強く要求してとりあえずきょうの質問は終わります。ありがとうございます。

○堀川委員長 これにて神崎敏雄君の質疑は終了いたします。

引き続き中井治君の質疑に入ります。中井治君。

○中井委員 法案の中身に入ります前に一つだけ通産省にお尋ねをしたいと思ひます。

現在、イランとアメリカとの緊張というものが大変な高まりを見せ、アメリカが新しい制裁措置に踏み切つて、同盟国日本等にも同調を求めてきているわけであり、私もとしてはアメリカに対する協調と、そしてイランとの友好、すなわち日本の必要とする石油の輸入というものが確保できていく、この二つの道が何とかバランスをとりながらやれていけば本当にいいことだ、このように考えておりますが、もしこの二つの道の選択というのでどちらかを選ばざるを得ない、こういう状況になつて、そして日本もイランに対する制裁というものに加わつたとして、イランは当然日本に対して石油の輸出というものをとめてこよう、このように思ひます。現今の日本の石油の備蓄量あるいは石油の輸入状態、そういったものを判断をしましたときに、イランからの石油がなくても大体一年ぐらゐ日本のエネルギー事情という

ものはあるいは国民生活の安定というものは十分圓れていける、このようにお考えかどうか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○佐々木国務大臣 先ほど、けさでございませうか、お話し申し上げましたとおり、アメリカ側から申し入れがございました。その申し入れの内容は、繰り返すようではございませうけれども、アメリカの今回とる措置、経過、それからいままでもこの問題に關しまして日本が協力したことに対する感謝、そして三番目といたしましては、国連に決議案を出して通らなかつた、しかしその決議案はそのままフルにこのたびは実施に移したいというのが言ふならば経済的な措置の全貌でありまして、加うるに、政治的な面といたしましては大使の召喚、すぐではないけれども、情勢によつては国交断絶というふうなことが望ましいという申し入れがございました。

わが方といたしましては、もちろんイランの人間質問題は、これは国際法上許すべからざるものでもございませう、基本的な国際社会秩序に対する脅威でもございませうから、一日も早くこれを除去しなければならぬというその努力は当然すべきものだ、国際社会の一員としての責務だと考えておりますから、それに対しては、アメリカの今回とつた措置も、いままでも何遍となく国連を通じてあるいはみずから試みたこととございませうので理解できますが、しかしそれにどう対処したらよろしいかという問題に關しては慎重な配慮が必要なこととは申すまでもございませう。

そこで、まずヨーロッパ諸国の態度というものが大変この問題を処理する上で重要な要素でもございませうので、ヨーロッパ側の動向等を見きわめつつおりました、御承知のようにリスボンのE Cの外相会議で、人質問題をまず片づけるべきではないかということで、イラン政府に対してヨーロッパ九カ国と日本の大使とが一諮になりまして、十二日でございますが、イランの大統領に申し入れをして、いつどういう方法で人質を解放いたしますかという質問を出し、それに対するイラン

側の見解を持ちまして、きょうイランを立ててくるはずでございます。イランの和田大使が日本に帰つてきますれば、これはもちろん大使の召喚という意味ではなくて、報告のための一時的な帰国であることは間違ひございませうけれども、それによりましてイラン内の状況もある程度詳しく把握できましようし、あるいはヨーロッパ側の大使と一緒に動いたわけですから、ヨーロッパ側の見解も相当明確につかめていくのではないかとこのこと、それからもう一つは、この二十一日にE Cの外相会議をもう一度開きます。それと二十六、七だと思ひましたが、ヨーロッパの首脳者の会合がこの問題に關してございませう。その動き等も見定めた上、わが方といたしましては慎重な態度でこの問題に臨みたい。申すまでもなしに、いま申しましたような人質問題を中心にするアメリカに対する態度というものは理解を示さなければいけませんし、そのための努力はできるだけ進めなければいけませんけれども、さらばといつて経済問題になりまして、いままでもずつと話し合いを進めて、アメリカ側の了承を得つつ、理解を得つつ進んでいる線もございませうので、その線をさらにどの程度まで深めるかといったような新しい問題は、やはりヨーロッパの動き等を見定めた上で日本としては考えていくべきだと、こういうことといたしましてございませう。

○中井委員 そういふ情勢はそれとおりであらうと思うのでありますが、私がお聞きをしたいのは、日本が一つの道を選択するときに判断の材料として、もしイランの石油がとまつても、いままでもの国民経済あるいは日本経済全体はイランの石油なしにやつていけるとお考えなのか、あるいはそれだけの備蓄があると御判断をなさつておられるのか、その点だけをお尋ねしたいわけでございます。

○佐々木国務大臣 そういふ判断をこの国会の場で話すこと自体が大変な一つの問題でございませうので、そういう研究はもちろん政府でございませうからいろいろしてはおりますけれども、しかしそ

ういう選択をする前に外交的な重要な解決を要する点がございますから、まずその方にかかつているのだ、こういうふうには御理解いただければありがたいと思ひます。

○中井委員 それでは理解をいたしまして、法案の中身に移りたいと思ひます。

この法案の問題は、供給目標をつくるという、ここにあるかと私は思ふのであります。石油代替エネルギーの供給目標をつくる場合に、やはり総合的なエネルギーの見通しというものをほつきりさしていかなければならぬ。それは結局どういう形でおつくりになるのか私どもわかりませんが、去年つくられた「長期エネルギー需給暫定見通し」、こういったものが基礎にならう、このように思ひます。また、その中でも昭和六十年度の輸入石油の量あるいは昭和六十五年度の輸入石油の量、こういったものがポイントとなつていく。その他の比率とかも量とか、いろいろな変わりはあると思ひますが、この六十年、六十五年の石油の輸入の量あるいはエネルギー全体に占める率というものはこの暫定見通しどおりだ、このように考えてよろしうございませう。

○森山(信)政府委員 御指摘のとおり、新法におきまして供給目標をつくる場合の前提条件といたしまして、「長期エネルギー需給暫定見通し」が一つのたたき台になるだらうというふうに考えております。そこで、いまお話しした輸入石油の量とエネルギーに占めます比率、これは一つの一定のものとしてとらまえないというふうに考えております。

○中井委員 もしこの暫定見通しとつくられた供給見通しが今後大きく違つてくるといふようなことが数字的にあるとしたら、どういふ要因が考えられますか。

○森山(信)政府委員 いまお答え申し上げましたとおり、輸入石油の量が、現在国際的に合意されております線で計画を組んでおりますから、その前提が狂つてまいりますと、大きく変わつてくるというところかと思ひます。

○中井委員 この暫定見通しの中で、たとえば六十年に原子力が三千万キロワットである。これに對して、六十年少し達成できないのじゃないか、こういう質問があれば、去年の十二月に実は電気事業審議会で二千八百万キロワットから三千万キロワットが、大体二千八百万キロワットのところに近い線に何とかいけそう、こういうお話でございませう。また、この法案の中にも、「通商産業大臣は、供給目標のうち原子力に係る部分については、内閣総理大臣の推進する原子力の開発及び利用に関する基本的な政策について十分な配慮を払わなければならない。」こうなっているわけでありませう。

そこで、代替エネルギーの供給目標をおつくりになるけれども、その基礎にはやはり総合的なエネルギーの供給目標がなければならないと思うのであります。その場合の原子力の比率だとか原子力の量をどこで決めていくのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○佐々木国務大臣 希望の原子力の開発目標もできましようし、それに対して、開発を担う電力会社等が具体的にどう計画を持っているかという、いわば積み重ねていく行き方もございませうし、そういうものを彼此あひし、あるいは立地の条件等も考えながら、可能性からいけばこのくらいだろうといつて一応見通す見通し作業もございませう。そうしたものを通産省としては当然この法案に基づきましてつくるわけでございませうけれども、原子力に限りましては通産省がつかればそれでよろしいかといふと、原子力委員会という国の機関がございまして、総理の諮問機関と申しますか、実質的には一つの決定権を持つておつて、その決定を総理が尊重するといふか、つこうになつておりますから、原子力に限つては一つの特別の扱いといひましてこれにかけまして、そしてその承認といひますか、認定を得た上で閣議決定に持ち込む、こういう手順を経るの、これは一番よろしかろう、そういう手順を大体書いたものと思つております。

○中井委員 先ほどお話がございましたように、供給目標のポイントとして、やはり六十五年には輸入石油の率を五〇%という形に持つていくのだ、これが大きなポイントであらうと思ひます。これが大きなポイントであるならば六十五年には原子力一〇・九%をどうしてもやつていかなければ、ほかのエネルギーというわけにもなかなかいかない、このように考えるわけでありませう。しかし、たとえばいままで、ここにありますが、昭和五十年に長期エネルギー需給計画がつくられておる。あるいは五十二年に暫定見通しがつくられておる。去年も暫定見通しがつくられておる。そのつくり方、たとえば六十年年度の計画をとつても原子力計画がだんだん下がつてくる、数量的に下がつてきていくわけでありませう。要するに原子力発電がもっとも進んでいまいというところであらうかと思ひます。先ほどから質疑を聞いておりますと、六十五年、いまのままでいったらどういふ量的なものを達成できない、こういうことではあります。そういうことがわかつている段階でこれから供給目標をおつくりになる、今度供給目標をおつくりになられるときには、六十五年に達成できなくともとにかく目標としてつくるのだ、こういうことなのか、あるいはこれだけはきつちやりますという政府の責任を持つた目標が出てくるのか、そのところをお尋ねしたいと思ひます。この法案自体で、私は先ほど申し上げたようにこの供給目標を閣議決定してつくるのだ、ここに大きな意義があるかと思ひます。そのときに、代替エネルギーの量だけにしてもその底には原子力もあり輸入石油の問題もある。ところがその肝心の供給目標が十年たつたら全然達成されない。そんなことでは十年たつたらまだ国民はエネルギー不安におのかなければならぬ、このように考えるわけでありませう。そういった現実と目標というものをどのように合致させて供給目標をつくつていかれようとするのか、その点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○佐々木国務大臣 資本主義国の計画でございませうから、社会主義諸国の計画とは違ひまして、権力でこれを押し通すというわけにはまいりませう。でございませうから、これは一種の努力目標であることは間違ひないのですけれども、閣議決定をいたすからにはそれを達成するための諸手段、たとえば財政とか金融とかあるいは税制とかあるいは法制的な裏づけとかいふような面に對しましては、当然いままでは扱いが変わつた強い順位を持つてくるものと思ひます。たとえば、道路五十年計画とかいふようなそういうものがございませうから、それと同じような重みを持つたものになつていくと思ひますけれども、さていかにいふ理由の理由は立地の問題にあるのでございまして、これだけは言ひなればほかのフランスとかソ連のうちに、立地問題に對してはほとんど障害がない、計画どおり進みますというのであれば、日本もはるかにいまよりもっと計画が進んでおつたに違ひございませう。しかし、いかにせん立地の面ではなかなか問題が複雑で思ひやうに進まないといふことで、いままでの計画がスローダウンしていくことは事実でございませう。

さばつて言つて、それでは全然進まないのかといふと、そうではなくて建設中のものもどんどんできていくでしょうし、計画中のものも実施に入つていくという段階を経ているわけで、フランスなどの例を見ますとテンポを非常に速めてどんどん計画が進んでいくわけですが、日本は残念ながら計画がスローダウンしていくといふ、その主たる原因はそこに問題があるわけで、もしエネルギーの問題の重要性をみんなが認識して、これはひとつみんな力を合わせてやるべきだと議論が統一して、原子力発電は大いにやるべきだといふふうには各党とも力を合わせてやってくだされば必ず進むに違ひございませう。そういう時代の来ることを念願して、いまの一番の原子力発電の進まない主な原因はそこにあるのだといふことをここで申し上げておきたいと思ひます。でございませうから、計画の本質は努力目標には違ひないのですけれども、できればそういう政治勢力等が結集して、これに向かつて計画として進めたいものだといふふうには希望したいと思ひます。

○中井委員 おつしやるとおりだと思ひます。おいて、しかし立地の問題をいまのように持つておいて、そして反対者が多いからだ、安全の合意がとれていないからだといふ形で、仕方がないでやつてくれば、毎年毎年同じことを議論しなければならぬ、毎年毎年エネルギーについて不安を抱かなければならぬわけでありませう。安全性の合意を取りつけるために政府みずからもつと思ひ切つた努力をすべきだし、もつと発言すべきだ。そして立地でいろいろと困つていく点についても、国が後ろから金だけ出すから地方自治体がおやりなさいあるいは電力会社がおやりなさいといふことだけではなしに、国がもっと矢面に立つて思ひ切つてやつていかなければ、原子力発電の計画だつて幾らつくつたつて達成できないです。私はそのように思ひます。どうぞそういう意味で大臣のお考えをもう一度いただきたいと思ひます。

○佐々木国務大臣 おつしやるとおりだと思ひます。私どももそれは万難を排して計画は進めたいといふことでやつておりますけれども、まだまだ力も足らぬし、配慮の周到でない点もたくさんあると思ひますが、皆様の御支持、御注意をいただきまして進めていきたいと思ひます。

○中井委員 次に移ります。

先ほどの質疑の中で、この供給目標といふのは、大体十年くらい単位に考へていくのだ、こういうことでございませう。十年先のいゝゆる輸入石油の量が決まるといふようなこともあらうかと思ひますが、政府自体が、たとえば経済政策あるいは経済成長、そういうことを長期的な見通しを立てていくときに、いま持つておられるのは大体七年くらいの計画じやないか、このように思ひます。そういうのもつと先の国民全体のエネルギーといふものをどういふふうに計算を

していくのか、あるいはどういうふうに枠をはめていこうとしているのか、あるいは何を数値の単位として計算をしていこう、そういう形で十年という単位をつくりたいとされているのか、その点をお尋ねいたします。

○森山(信)政府委員 御指摘のとおり、国の総合的な経済社会政策という観点に立ちますと、いま経済社会七カ年計画があるわけでございまして、私もエネルギーサイドの計画をつくり出す際に、国の総合的な計画はフレームワークとして出てくることは当然でございます。ところが、代替エネルギーの開発という観点に立ちますと、どうしても中長期の立場に立たざるを得ないということとございまして、できれば十五年、二十年先を見通したことをやりたいわけでございますが、そうなりますと七年間の計画と余りにも乖離が大き過ぎるということで、その中間をとって十年ぐらいの見通しをつくりたいということでございまして、もちろんフレームワークとしての経済成長率あるいはもう一つの予見といったし、輸入石油の制限の問題、こういう観点から考えますと、十年ぐらいの期間が最もふさわしいのではないかと、一応の結論を出して、そういう判断をしたということとでございます。

○中井委員 逆に、たとえばこの新機構の中に盛り込まれております幾つかのプロジェクト、企業化を促進するためのプロジェクト、そういったものに對して、変な意味じゃなしに十年間の枠をはめるとか、十年あるからゆつくりやれとか、そういうことではないでしょうか。

○森山(信)政府委員 十年という期間は長いようで非常に短いと思えますし、また、短いようで長いということもございまして、物によって大分違ってくると思えますけれども、やはりそれぞれの対応に應じた供給目標と開発目標というのを考えまして、一応十年間ということ考えたわけでございませうけれども、十年で打ち切りということではなくて、今後十年、二十年、三十年と続いている過程の十年間というふうに私どもは理解をして

おきたい、こういうふうに考えております。

○中井委員 少しもとへ戻りますが、先ほどの原子力と同じような観点でお尋ねをしたいのです。公明党の中川先生の御質疑にも出てまいりました、たとえば昭和六十年に海外炭に一三・六％頼っていくのだ、六十五年には一五・六％頼っていくのだ、こういうことでございまして、六十年の半分だ、こういうお話でございました。本日に日本一国で、そのときに貿易量がどうなっているかわかりませんが、全世界の石炭の貿易量の半分といふものを買収することができるとか、あるいはそんなに買い取っていいものかどうか、私はこのことを非常に心配するわけであります。何か日本だけが世界じゅうの資源をどんどん使えるのだという発想のもとに計画がつくられておる、そう思えてならないわけでありまして、そういうことに對する対策あるいはそういう危惧に對して、そういうことは心配要らないのだ、そういう確たる御答弁というものをいただきたいと思います。

○佐々木国務大臣 そういふ多量の石炭を海外から輸入する場合あるいは海外に出てまいりまして液化化学等を行う場合、いろいろございませうけれども、いずれにしても大変な量の輸入になるわけでございまして、仕分けをするセンター等どこに置るか、あるいは港湾その他の設備をどこにするか、大変重要な問題でございまして、また、環境問題等もございまして、それはおっしゃるよういろいろな細かいと申しますか、細部にわたった周到な配慮が必要なのは事実でございまして、世界の全貿易量の半分の石炭をいふことですから、大変なことだと思えます。しかし私に言われれば、日本ではかつて五千万トン石炭を出しておったのですけれども、これを原子力で、純粋天然ウランでやればどのぐらいの量かと申しますと、五千万トンに相当するのは一立方メートルのポリウラムのウランウムで足りるので、これは、ですから港湾も別に直す必要もなし、やろうと思えば技術もございましてからできるのですけれども、さつき申しましたように、油がだんだん危なくなってくる、原子力も反対が多くてどうにもならぬ。これはやはりそれじゃ石炭をという、特にいま申しましたように苦しくともそれを進めざるを得ないというところに日本のエネルギー政策の悲劇があるんじゃないかと思えます。しかし、私もそれはそれにひるんでおつてはいけませんので、それに対する万全の手配をしながら進みたいという覚悟でございまして。

○中井委員 いまの御答弁は、大臣個人としては原子力をもっと伸ばせるものなら伸ばしていきたいのだ、そうして原子力を石油にかわる代替エネルギーの中心に置いて日本のエネルギーというものを確保していきたいのだ、このようにお考えになつておられる、しかしいろいろな事情で原子力というものが思うように進まない、したがって石炭もずいぶん無理しなければならぬのだ、こういう御答弁のように理解をするのですが、それではよろしうございませうか。

○佐々木国務大臣 ちょうど日本のエネルギー事情はフランスと非常に似ておりまして、自国には何ら主なエネルギー資源というものはないので、そのフランスはいまどういう状況かと申しますと、何回も繰り返すようにすけれども、五年後には全発電量の半分は原子力、十年後には三分の二、残りは石炭で、こういうことで着々とやっておるわけですから、日本もできればそういう方向が望ましいのじゃないかと思うのですけれども、しかし、フランスと日本の違うところは、繰り返すようにすけれどもあるわけでございまして、やはりできないものはできないわけでございまして、努力はしつつも石炭におんぶするものは石炭におんぶするといふ方向に行かざるを得ないと思つております。

○中井委員 しかし、石炭に頼ると言いましても、フランスなんか自分の国の石炭でやっていけるわけでありまして、ドイツだって自分の国の石炭があります。日本は国内炭も余りないわけでありまして、大変むずかしいことだらうと私は思

います。

それで、輸入をそういうふうに五〇％もやるんだと日本だけ言つても、世界の国が石油を節約しよう、石油がなくなっていくんだ、高くなってくるんだ、それじゃやはり石炭だということと世界じゅうが石炭というものを目をつけていく中で、半分の量の確保ということは大変なことだと思うのです。したがって、そういう御努力もいただくと同時に、原子力をやはりもっととスピードアップしてやっていただく。政府の最大限の御努力をお願いをして次の問題に移りたいと思ひます。

同じく過日の委員会でも少し質問させていたいたわけでありまして、地熱に對して原子力や海外炭ほど大きな比率を持たせておりませんけれども、量的には六十五年度ぐらゐまでにかなり伸ばしていくんだ、こういう計画のようでございまして。しかし、これまたいろいろ御議論がありまして、非常に、環境問題でこの計画どおりいくのかどうか、非常に私たちは危惧をいたしておるわけでありまして。

そこで、その観点から幾つか御質問を申し上げますが、昭和四十七年の三月に、環境庁の自然保護局長と通産省の公益事業局長の間で「国立公園及び国定公園内における地熱発電の開発に関する了解事項」といふものがつくられております。これはこのまま現在もそのとおり生きておる、このように理解をしていいのかわか、これが一つ。それから、昭和四十八年以降オイルショック等が起つて、その他のエネルギーの開発というところについて国は早急に対策あるいは処置をしていかなければならなくなつて、環境庁との間にこの了解事項に對してどういふふうな話し合いをしたことがあつたのかどうか、この二点について御答弁をお願いいたします。

○安田(佳)政府委員 わが国では地熱の有望地点が、その多くが国立、国定公園内に含まれております関係上、環境庁といたしまして地熱の開発

につきましては相当氣を使つておりまして、仰せのような事實があつたわけでございます。しかし、最近におきましては、四十八年以來のエネルギーの状況の変化がございましたし、他方、地熱開發に当たりましてのいろいろな技術開發についても進歩がございました。砒素とか硫化水素ガスとかそういったような問題の処理あるいは自然景觀の保全についてもいろいろな新しい技術も出てきていますところでございます。したがひまして、そういう事實を踏まえまして、そして私どもいたしましたしましては個別の地点ごとに事前に環境に關します調査を行ひまして、景觀との調和、保全等に十分配慮いたしまして、そしてそういうことを踏まえた上で環境庁とも協議を行ひながら、可能な地域からケース・バイ・ケースで開發を進めたいということとで環境庁とも話をしているところでございます。

○中井委員　私の質問の仕方が悪いですか。あなた、私の質問の仕方は悪いですか。これは生きていくのですかと聞いているのです。それから四十八年以降どんな話し合いをしたのですか、これを二つ聞いているだけです。そんな精神的なことを聞いていいんです。

○安田(佳)政府委員 先生御指摘のようなそういう話し合いは現在も残っているところでございますが、それにつきましてもいまお答え申し上げましたように、ケース・バイ・ケースでいろいろと話し合いをしているというよりな状況でございます。

○森山(信)政府委員 四十七年当時に結びました覚書はまだ生きているというふうに考えております。ただし、その趣旨はケース・バイ・ケースで運用するというふうに私どもは了解いたしておりますから、六地点に限定されることなく、本来覚書をつ結びました趣旨にもとることがなければ新たな開発は可能ではないかという考え方を通産省は持っておるということです。

○中井委員 私、公害委員会にも所属しておりま
すので、また金曜日に公害委員会で行わうと思

のでありますが、たとえば今度の新機構ができたとして、立地担当される人が七人か何か置かれるのですか。これは地熱対策用でございましょう。環境庁と話ができればいいわけでしょう。違うのですか。そういうことではないのですか。質問がちょっと飛びますけれども、その点ちょっとお尋ねいたします。

○森山(信)政府委員　立地対策室に予定されております人間は地熱だけではございませんで、そのほかの、たとえばパイロットプラントをどこに置くかというようなことを含めました総合的な立地対策を推進するということで考えておるわけでございます。

○中井委員　それでは四十八年以降、この覚書に書かれておる六カ所以外で、具体的にどこどこで環境庁と話し合いになってどういう結果になっているか、御報告いただきたいと思います。

○安田佳三 政府委員 六地城以外ではございませんが、葛根田につきまして、新たな第二期の問題につきましていろいろ話をしているところでございます。また、六地城以外でございますが、熊本あるいは鹿児島、宮崎等におきましてすでに開発計画中のものもございますれば、調査につきましては、

○中井委員 私が申し上げておるのは、この了解事項が生きておつて、そして通産省の方は個別にケース・バイ・ケースでやっていく、こうおっしゃるけれども、公害の委員会なんかの議論ではそ

つてこういう機構をつくられる、それはそれで結構だけれども、要するにこの地熱開発の問題一つをとつても、昭和四十八年のあの大変なオイルショックの後何一つ対策をされていない。あるいは原子力の問題だって本当に国民のエネルギーあるいは日本経済のエネルギーということを考えてびしっと進めていない。したがって、いま五十五年になってあわててこういう対策をつくらなければならない、こういうことではないでしょうか。そういう意味でもつと通産当局は——環境問題は環境問題であたりまえであります。大事であります。しかし政府当局同士であります。話し合えば幾らでも了解点には達すると思うのであります。

もつと早期にこういう新たな了解事項というものをつくり上げていただきたい、あるいはまたこれからいろいろな計画等をおつくりになる、それはそれで先ほども申し上げたように結構であります、また何年かたつたらエネルギー元年というのがやり直しをしなければならぬ、そういうこととが二度となないように、大臣、いままでの反省を含めてこれから原子力あるいは石炭、地熱、そういった総合的なものをきちつと決めたらやるんだ、そういう御決意をお聞かせいただきたいと思

國に限られるということではなしに、まだまだ地
点はあると思います。

それからもう一つは、いままでのような浅いところじゃなくて、深部、三千メートルの深いところにおきますればさらに熱量の多いのを取り出せますから、自然発電量も大きくなるということ
で、そういう地点も兼ね合わせましていろいろアメリカでデイスカッションしてみますと、非常に有望だという判断でございまして、わが資源エネルギー庁の担当官同士でどういう判断をしているか、まだ聞いておりませんが、私の申し上げている趣旨は決して架空なものでもなしに、やろうと思えば可能な趣旨ではなからうかというふ

うに考えてございます。

それから、原子力とか石炭の問題などお話しのようにたくさん問題がございます。問題の所在がわかつていながらその解決がまだできないという大変つらいいまの政治情勢と申しますか、政治力と申しますかでございますので、今後もしひとつ隘路を開くするように、役所はもちろんでございませけれども、党の力もかりまして進めてみたいと思っております。

○中井委員 それから、次に移らしていただきます。

すが、その前に私も実は喜根田も松川も視察に行
ってございます。大変環境問題をずかしい中で非
常にいい形でおやりをいただいておると喜んでお
るわけでございます。どうぞ環境庁と十分な話し
合いの中で、計画どおりの地熱発電というものが、
地熱のエネルギーというものが利用できるよう
に進めていただきたい、このことを重ねてお願
いを申し上げます。

次に、先ほどこれまた議論があつたと思うのでありますが、大麥新機構の財源ということが複雑な形になつております。私どもの党もこの法案そのものに別に反対をしているわけではございませんが、実は税の制度のあり方に非常に異論がございます。いまだにこの法案に賛成するのかどうかを決めかねている実は状態でございます。先ほど御議論のあつたことを繰り返すつもりはさらさらで

それから、お話でございますけれども、私も長い間この種の問題を扱った一人でございますが、えてしていまの財政の仕組みは年度財政でございますして、一年限りでございます。この不況によりまして、あるいは緊縮財政等の声が出ますれば、この種の長期の計画というのは、特に研究開発というような部門にいたしますと、順位といいます。

ましては必ずしも高いとは言えない危険を持っておりますので、長期に安定して開発をやっていくとすれば、この種の財源を特別に確保していくということは大変重要なことだと考えます。

○中井委員　大臣のお考えもそのとおりであろうと思うのですが、私どもは、逆の立場からいくと十年間で一兆五千億なら一兆五千億という金額を限ってしまう、そうするとその金額の範囲

でしかできないのじゃないか、こういう危険性を
感じるわけであります。えてして国のやる事業と
いいますのは、これは事業を直接やるわけではあ
りませんが、成田空港のようにむちゃくちゃに高
くなるのが通例でございまして、お金が足りなく
なるのではないか。十年間の一兆数千億のお金で
すら、石炭の液化問題あるいは地熱の問題が解決
するかどうかという危機の念を私どもは抱いてい

るわけでありませう。それについては、たゞの財源策としてのときには一般會計から財源を出していくのかあるいはこの特會を續けてやっていくのか、そこあるところのお考えをもう少しお聞かせいただけませんか。

○佐々木國務大臣　石油税に關しましては、お話しのようにいま使えないものは一般會計に貸しておきまして、必要な場合は取り出せるという組み立てに法律はなっておりますので、その点では問

題ないと思います。

二番目の電源開発の資金のことですけれども、いまの値上げで大体いけるのではないかと私は考えておりますけれども、もし十年間の途中でこれ

では足らぬというふうな事態が来るのであれば、まことにこれは喜ばしい話でございまして、そのときは国を挙げてそれではというふうになるのではないかと思います。

○中井委員 それでは時間がありませんので、次の機構の問題に入ります。また後刻時間をいただけたら財源のことについて質問をしたいと思ひます。

そういう形で財源を切られ、ある程度緊急の対策をやらなければならぬこの機構が、石炭鉱業合理化事業団と一緒にやる理由はわかりません。私も行政改革をやれ、行政整理をやれと言っておるわけでありまして、理由はわかりませんが、幾ら御説明を聞こうと、余りにも違うものがくつき合つておる。そして新機構が三百三十七人の人数で発足をされるようでありまして、石炭の事業本部の方を見ますと百九十一人、経理部十五人、総務部二十九人、そこに企画、業務の二十五人を足したら、これは石炭事業団の人たちの人数じゃないかと私は思ふのであります。

そこで一つ聞きたいのは、石炭鉱業合理化事業団の方々は全員首切られずにここにお移りになるのでしょうか、このことが一つであります。

それからもう一つは、往々にしてこの新機構があらちでいわゆる頭脳役を果たすのだ、あるいは中核的な機能果たすのだ、こういうことでありますが、私も、限られた財源で早急にやり遂げなければならぬというときには、国は方向とお金だけを出すことを決めて、もっとコンパクトなものにする。そして、方向と財源だけを与えて思い切つて民間に任せてしまふ、その方が有意義に機能するのではないかと、このように考えております。もちろん委員会が何かをつくつて大いに民間の活力を利用します、あるいはこの研究グループの中へも民間の活力を利用します、こうおっしゃるけれども、逆に国が金と方向だけを与えて思い切つて民間にやらせてしまふ、そして民間に企業化を督促する、これの方がすっきりする、このように私は考えるのであります。

そういう考えも含めて通産省のこの新しい機構に對するお考えをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○森山(信)政府委員 まず第一点の石炭鉱業合理化事業団の現在働いておられます人間の配置の問題からお答え申し上げます、新しい組織になりました場合に石炭鉱業合理化事業本部という制度を考えておられます、定員といたしましては百九十一名考えておられるわけでございます。現在役員を除きまして約二百六十名の定員がおりますから、相当大幅な削減ということにならざるを得ないと思ひます。その大幅な削減と申しますのは、新しい機構の分への振りかえということを考えておりまして、合理化事業団そのものの定数の削減、実員の削減ということも考えていないわけでございます。つまり、新機構をつくりましても既存のものよりやりくりで、できるだけ人間の数をふやしていくことを避けたらというふうなことを基準にして考えておられることでございます。

それから、第二点の御質問でございます新しい事業団の業務の内容につきまして、こういう新しい組織をつくらずに、特定のところに金と方針を決めてやらせた方がいいのではないかと御指摘でございますけれども、確かにそういつた面であつて民間の活力が生かされて成功する例もあるのかと思ひます。しかしながら、けさほどの質問にもございまして、特定のもののだけが先行したしまして、また余り採算の合わないものが先行しないというふうなことになるまでも困りますし、代替エネルギーの開発はやはり整合性をとつて開発が進められなければならないというところでございまして、ここに一つ中核的な組織がございまして、そこで整合性を保ちながら技術開発を行い、企業化の促進を図っていく、こういう考え方がぜひ必要なのではないだろうか。従来は特定のところへそれぞれ資金を流しまして代替エネルギーの開発をお願いしておたわけでございますが、余りにもテンポがのろ過ぎる。いまの世界の石油情勢からいまして、ゆつくりした開発

ではとても間に合わないという私どもは一つの焦りがございまして、できるだけ早く代替エネルギーの開発をやるために中核的な組織をつくつていただいて、そこで傾斜的にそういった代替エネルギーの開発を促進するという機能をぜひ与えていただきたいというのがいま御審議いただいているゆえんでございます。

○中井委員 よくわかりませんが、いままでおくれたのは金のつぎ込み方が足りないからだ、こういう理屈もあるわけでございますし、本当中核的なものとして有意義に、また有効に機能さうと思へば、たとえばこの技術開発本部の上に何人か別の人をくつつけて、これだけ独立させた方が私はよほど有効に作用すると思ふのであります。石炭の人が何も働かぬというわけじゃないですけれども、この人が全部総務に行つて、経理に行つて、そして新エネルギーの問題もやるのだといったつてなかなか処理できない、私はこのように考えるわけでございます。石炭の方で数を減らすとおっしゃるけれども、実際何も減つておらぬわけでありまして、そういうことを考えると、私どもの党でも大いに議論のあるところでございまして、別の形でもっと機敏に動ける体制をつくつておやりになつた方が私も代替エネルギーのいわゆる企業化あるいは開発促進、こういったことに有効ではないか、このように考えているわけでありまして、その点を特に申し上げておきます。

また次の機会に質問する時間がございましたらこの点を質問させていただくことをお願いいたしますして、質問を終わります。ありがとうございます。

○塩川委員長 これにて中井治君の質疑は終わります。

○塩川委員長 参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

先ほどの理事会で御協議願ひましたとおり、石

油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案審査のため、来る二十二日の商工委員会石油対策特別委員会連合審査会に参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等については、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塩川委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

この際、お知らせいたします。

本案についての石炭対策特別委員会との連合審査会は、明十六日、明後十七日及び来る二十二日に開会いたしますので、御承知をお願ひいたします。

なお、委員会は来る十八日午前十時三十分より開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十五分散会